平成 25 年度 老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進等事業

社会福祉法人（老人福祉施設）における生活困窮者等への生活支援機能に関する調査研究事業

報告書

平成 26（2014）年 3 月

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

はじめに（会長挨拶）

特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人の内部留保問題に端を発し、老人福祉施設を経営する社会福祉法人のあり方に対しては、多方面から注目が集まっています。

平成 25 年度　政府の「産業競争力会議」や「規制改革会議」、厚生労働省社会・援護局に設置された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」では、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の透明性の確保、民間企業等とのイコールフッティング、地域貢献活動への拠出の義務化等について、まさに従来の社会福祉法人の在り方を改めて問い直す議論が進められています。

これまで、社会福祉法人は、社会福祉事業の担い手として、その公益性と継続性を担保するため、施設整備に係る補助、税制上の優遇措置等の公的支援・助成を受ける一方、組織運営や資金使途等において公的規制・監督を受けながら運営がなされてきたところです。

しかし、2000 年の介護保険法施行により、“高齢者福祉・介護”については、行政「措置」によるサービス提供から利用者と介護サービス事業者間での「契約」に基づくサービス提供へと移行し、公的保険制度における公定価格（介護報酬）のもとで、部分的に市場原理が働く「準市場」ともいうべき状況になっています。

介護保険制度という「準市場」において、民間企業をはじめ、医療法人、NPO、社会福祉法人など多様な事業主体による競争が生まれています。その競争は、介護サービスの質の向上に寄与している一方、介護以外に何らかの支援を必要とする高齢者への福祉的サービスについては、必ずしもすべての事業主体が対応できる状況にはありません。

私たちが行っている社会福祉事業や公益事業は、本質的に市場原理とは別次元にあり、「棚から物が落ちそうになったら自然に手を差し伸べる」ように、地域社会で何らかの支援を必要とする人々に対し、当然の発想・行為として広く福祉を実践・展開してきたものです。

本書は、こうした地域において支援を必要とする人々に対し、老人福祉施設を経営する社会福祉法人が、現在行っている事業のみならず、今後、どのような社会貢献を行っていくべきか、その足がかりとなる取り組みをとりまとめたものです。

本書が貴法人・貴施設において、現代社会における地域福祉の実現に寄与するものとなりますよう、祈念いたします。

平成 26 年 3 月 31 日
公益社団法人　全国老人福祉施設協議会
会　長　　石　川　　憲

■ 目次 ■

Ⅰ．　調査研究事業の概要 1
１．事業の目的 1
２．事業の内容 1
（1） 実態意向調査（アンケート調査） 1
（2） ヒアリング調査 2
３．用語の定義 2
４．事業実施体制 3
５．調査期間及び事業実施スケジュール 4
（1）全体のスケジュール 4
（2）委員会の開催状況 4
（3）ワーキングチームの開催状況 4
（4）ヒアリング調査の実施状況 5
Ⅱ．　背景及び動向 6
１．「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（社会保障審議会） 6
２．「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会） 7
３．「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究事業」（平成 25 年度老人保健健康増進等事業） 7
４．「養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業」（平成 25 年度老人保健健康増進等事業） 8
５．「特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人のガバナンスと経営戦略の強化に関する調査研究事業」（平成 25 年度老人保健健康増進等事業） 8
６．「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（厚生労働省社会・援護局） 9
Ⅲ．　実態意向調査（アンケート調査）の調査結果 12
１．法人の概要 12
（1） 法人の基本情報 12
（2） 法人区分 13
（3） 法人設立認可（西暦年のみ） 13
（4） 法人全体の事業の実施状況 14
（5） 法人全体の職員の状況 21
（6） 情報公開 25
２．「主たる拠点」の状況 28
（1） 「主たる拠点」における自治体情報の把握状況 28
（2） 「主たる拠点」におけるボランティア等の受入状況 32

(3) 「主たる拠点」における介護保険サービスの利用状況と実施状況 33
(4) 「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況 42
(5) 「主たる拠点」における生活困窮者等への地域支援の状況 52
3. 「主たる拠点」における生活困窮者等への支援に関する考察と課題 64
(1) なぜ、いま「生活支援」か 64
(2) アンケート調査結果からの考察 64
(3) 情報の収集の方法について 67
(4) 生活困窮者等への支援の事例 69
4. クロス集計結果（条件別の生活支援サービス実施状況） 72
(1) 生活困窮者等に関する情報把握の有無別 73
(2) 法人規模別 74
(3) 法人設立年別 75
(4) 特別養護老人ホームの保有の有無別 76
(5) 単独施設（特養・養護・軽費）と複数事業所の有無別 77
(6) 離職率（介護職員、看護職員）別 78
(7) 訪問介護の実施の有無別 80
(8) 地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別 81
(9) 地域包括支援センター、老人介護支援センターの運営形態（受託・直営）別 82
(10) 職員派遣（地域社会との連携）の実績別 83
(11) 財政力指数（都道府県）別 85
Ⅳ. ヒアリング調査の調査結果 86
1. 社会福祉法人 北海長正会 （小学校跡地利活用事業等） 87
2. 社会福祉法人 志摩会 （配食サービス） 93
3. 社会福祉法人 藤野園 （介護保険外でのショートステイ） 97
4. 社会福祉法人 東蒲原福祉会（介護保険外の訪問介護サービス） 100
Ⅴ. 調査結果から見えてきた課題と今後の取り組み 104
課題１ 繰入金又は借入金によって運営費を補てんしている事業と社会福祉法人の役割 104
課題２ 積極的な情報公開の推進 104
課題３ 「主たる拠点」における生活困窮者等への生活支援 105
課題４ 既存事業の運営の見直しと再評価 106
社会福祉法人の地域貢献・生活支援への期待 106
Ⅵ. おわりに 108
資料編 113
1. 実態意向調査（アンケート調査）「調査票」 113
2. その他の参考資料 135

図表	1	法人区分	・・・	13
図表	2	法人設立認可（西暦年のみ）	・・・	13
図表	3	運営費を補てんしている事業（施設数の構成比）	・・・	20
図表	4	法人の職員数（実人数）合計	・・・	21
図表	5	職員数の内訳	・・・	21
図表	6	法人職員の資格取得者数（正規・非正規及び常勤・非常勤を問わない）	・・・	22
図表	7	介護職員・看護職員の離職率	・・・	23
図表	8	職員数に対する考え	・・・	24
図表	9	法人でのホームページ公開状況	・・・	25
図表	10	ホームページの掲載内容	・・・	26
図表	11	ホームページを公開しない理由	・・・	27
図表	12	ホームページ以外の情報公開の媒体	・・・	27
図表	13	「主たる拠点」で所在地である基礎自治体（市区町村）情報を収集しているか	・・・	28
図表	14	情報収集の方法	・・・	29
図表	15	情報収集の内容	・・・	30
図表	16	収集した情報内容が重要だと考える理由	・・・	31
図表	17	ボランティアの受入状況	・・・	32
図表	18	介護保険サービスの利用状況	・・・	33
図表	19	職員派遣の実績（拠点数）	・・・	43
図表	20	職員派遣の回数（1 年間、1 拠点あたり平均値）	・・・	44
図表	21	職員派遣の延べ人数（1 年間、1 拠点あたり平均値）	・・・	45
図表	22	職員等の派遣についての今後の方針	・・・	51
図表	23	「主たる拠点」において生活困窮者等に関する情報を把握しているか否か	・・・	52
図表	24	生活困窮者等に関する情報収集の際の利用機関等	・・・	53
図表	25	情報収集に関わる課題	・・・	53
図表	26	生活困窮者等への支援の実施状況	・・・	54
図表	27	1. 社会福祉法人減免	・・・	55
図表	28	2. 利用者負担の軽減	・・・	56
図表	29	3. 定期的な訪問（話し相手、安否確認）	・・・	57
図表	30	4. 家事援助サービス	・・・	57
図表	31	16. 福祉・介護相談	・・・	58
図表	32	17. 相談窓口設置（情報・サービス提供）	・・・	58
図表	33	18. 就労に必要な職業訓練	・・・	59
図表	34	19. 家計収支等の相談・助言	・・・	60
図表	35	20. 子供に対する学習の援助	・・・	60
図表	36	21. 福祉・介護機器の斡旋・貸出	・・・	61
図表	37	22. 日用品・被服の支給	・・・	61
図表	38	23. 宿泊施設の供与・食事の提供	・・・	62
図表	39	24. 貸付金の斡旋	・・・	62
図表	40	生活困窮者等に関する情報の把握の有無別	・・・	73
図表	41	法人規模別	・・・	74
図表	42	法人設立年別	・・・	75
図表	43	特別養護老人ホームの保有の有無別	・・・	76
図表	44	他独施設と複数事業所の有無別	・・・	77
図表	45	常勤看護職員の離職率	・・・	78
図表	46	常勤介護職員の離職率	・・・	78
図表	47	常勤看護職員の離職率（うち正規職員）	・・・	79
図表	48	常勤介護職員の離職率（うち正規職員）	・・・	79
図表	49	訪問介護の実施の有無	・・・	80
図表	50	地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別	・・・	81
図表	51	地域包括支援センター・老人介護支援センターの運営形態別	・・・	82
図表	52	職員派遣（地域社会との連携）の実績別	・・・	83
図表	53	施設・事業所以外への職員派遣	・・・	84
図表	54	施設・事業所以外への職員派遣の費用試算	・・・	84
図表	55	財政力指数別	・・・	85

Ⅰ． 調査研究事業の概要

１．事業の目的

近年、独居や夫婦など高齢者のみ世帯が増え続けており、低所得をはじめ精神疾患や認知症等により地域社会から孤立する生活困窮者等に対する支援が大きな社会的課題となっている。

こうしたなかで社会福祉法人は、法人本来の目的である社会福祉事業の実施を通して福祉的援助を必要とする人たちへの様々な支援を行っている。しかし、公的福祉制度から漏れる生活困窮者等も少なくないなかで、社会福祉法人独自の生活困窮者等に対する積極的支援が期待されているところでもある。

特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の老人福祉施設の経営を主とする社会福祉法人は、地域包括ケアシステムにおいて中核的役割を担うべく介護福祉施設の専門機能の高度化をはじめ在宅生活支援にも積極的に取り組むこととしている。

その上で、地域での自立した生活困難な高齢者等に対する相談援助、生活支援など必要なサービスを担っていかねばならない。

本調査研究事業において、老人福祉介護の専門性とマンパワーを生かした社会福祉法人として、利用者のみならず地域包括ケアの観点から生活困窮者への支援を本質的機能として整理するとともに、自治体及び関係機関との連携による福祉ネットワークの拠点として実践すべき姿を探ることを目的に実施した。

２．事業の内容

（１） 実態意向調査（アンケート調査）

調査目的：　老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）を保有する全国の社会福祉法人が、地域の生活困窮者等に対して行っている生活支援サービスの実態把握を目的として、郵送式のアンケート調査を実施した。

調査対象：　5,027 法人
特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の老人福祉施設を経営する社会福祉法人（平成 25 年 9 月時点）

調査期間：　平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日

調査方法：　郵送による配布・回収

回収状況：　12 頁参照

調査内容：　〔調査票名〕社会福祉法人（老人福祉施設）における生活困窮者等への生活支援機能に関する実態意向調査
〔部　　数〕1 部

（2） ヒアリング調査

調査目的：　実態意向調査（アンケート調査）の結果をもとに、社会福祉法人が地域の生活困窮者等に対して行っている地域支援・社会貢献に資するサービス（特にインフォーマルサービス）の詳細把握を目的として、ヒアリング調査を実施した。

調査対象：　実態意向調査の結果をもとに、特徴的なサービスを実施している 4 法人

調査期間：　平成 26 年 1 月 ～ 平成 26 年 2 月

ﾋｱﾘﾝｸﾞ対象	選定理由
社会福祉法人 北海長正会	小学校跡地利活用事業等によって、地域福祉を支える基盤を整備し、地域での生活の支援に寄与しているため。
社会福祉法人 志摩会	アンケート調査にて、配食サービスの顕著な実績があったため（平成 24 年度実績 19,661 食）。
社会福祉法人 藤野園	アンケート調査にて、生活困窮者自立支援法に掲げる事業に該当する項目の回答があったため。
社会福祉法人 東蒲原福祉会	アンケート調査にて、介護保険外の訪問介護サービスの実績があったため。

3．用語の定義

本調査研究事業を進めるにあたり、「生活困窮者等」、「主たる施設」及び「主たる拠点」について、下記のとおり定義した。

生活困窮者等：　地域において何らかの支援を要する者をいう。具体的には、僻地に住み移動する手段を持たないために、日常生活用品等の買い物にも窮する要介護認定非該当者などを指す。

主たる施設：　法人全体の事業のうち、特に社会貢献・地域支援に資する生活支援サービスを積極的に展開するための拠点となっている老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）をいう。

主たる拠点：　主たる施設と共に生活支援サービスの展開に一体的に関わっている併設の施設・事業所全体を含めた拠点をいう。

４．事業実施体制

有識者等からなる委員会及びワーキングチームのメンバーは次のとおりである。

＜委員会の構成＞　（敬称略）

役職	氏名	所属
委員長	谷口　泰司	関西福祉大学　社会福祉学部　准教授
委員	阿比留　志郎	養護老人ホーム丸山　施設長 全国老施協　介護保険事業等経営委員会　養護老人ホーム部会長
委員	瀬戸　雅嗣	特別養護老人ホーム厚別栄和荘　施設長 全国老施協　在宅サービス委員長
委員	千田　透	独立行政法人福祉医療機構　福祉貸付部長
委員	長尾　和宏	医療法人　裕和会　理事長 長尾クリニック　院長
委員	古谷　博	特別養護老人ホーム博慈園　施設長 全国老施協　老施協総研　社会貢献・地域支援 PT　座長
調査担当	株式会社　大和総研	

＜ワーキングチームの構成＞

役職	氏名	所属
委員長	烏野　猛	株式会社福祉リスクマネジメント研究所　所長 びわこ学院大学 教授
委員	飯塚　裕久	小規模多機能型居宅介護「ユアハウス弥生」所長 NPO 法人もんじゅ　代表
委員	大山　知子	社会福祉法人　蓬愛会　理事長 全国老施協　介護保険事業等経営委員会　軽費老人ホーム・ケアハウス部会長
委員	近藤　辰比古	小山田特別養護老人ホーム　施設長 全国老施協　介護保険事業等経営委員会　特別養護老人ホーム部会　幹事
委員	三瓶　徹	北広島リハビリセンター特養部四恩園　施設長 全国老施協　老施協総研　認知症ケア PT　座長
委員	西上　ありさ	studio-L IGA 代表　コミュニティデザイナー
調査担当	株式会社　大和総研	

５．調査期間及び事業実施スケジュール

本調査研究事業の実施期間は、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までであり、以下のスケジュールに沿って実施した。

（１）全体のスケジュール

日付	会議名等	内容
平成 25 年 7 月 28 日（日）	第 1 回 委員会 第 1 回 WT	本委員会及びワーキングチームの設置 アンケート調査項目の策定
10 月～		アンケート調査の実施
11 月 29 日（金）	打合せ	アンケート調査の集計・分析項目 報告書取り纏めの方向性について協議 ヒアリング実施施設の検討
12 月 27 日（金）	第 2 回委員会 第 2 回 WT	報告書骨子の作成 ヒアリング実施スケジュールの検討
平成 26 年 1 月 24 日（金）	ヒアリング調査	社会福祉法人　北海長正会
2 月 14 日（金）	ヒアリング調査	社会福祉法人　志摩会
2 月 19 日（水）	ヒアリング調査	社会福祉法人　藤野園
2 月 20 日（木）	ヒアリング調査	社会福祉法人　東蒲原福祉会
3 月 20 日（木）	第 3 回委員会	報告書のとりまとめ
3 月 31 日（月）		報告書校了・発送、事業完了報告書の作成

（２）委員会の開催状況

委員会	開催日・場所	内容
第 1 回	平成 25 年 7 月 28 日（日）	(1) 本調査研究事業の主旨について (2) アンケート調査について (3) 生活困窮者対策実践検証事業について (4) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 25 年 12 月 27 日（金）	(1) 今後のスケジュールについて (2) 報告書骨子（案）について (3) ヒアリングについて
第 3 回	平成 26 年 3 月 20 日（木）	(1) 報告書（案）について

（３）ワーキングチームの開催状況

委員会	開催日	内容
第 1 回	平成 25 年 7 月 28 日（日） ※委員会と合同開催	(1) 本調査研究事業の主旨について (2) アンケート調査について

		(3) 生活困窮者対策実践検証事業について (4) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 25 年 12 月 27 日（金） ※委員会と合同開催	(1) 今後のスケジュールについて (2) 報告書骨子（案）について (3) ヒアリングについて

（4）ヒアリング調査の実施状況

ﾋｱﾘﾝｸﾞ対象	実施日	担当委員等
社会福祉法人北海長正会	平成 26 年 1 月 24 日（金）	委員：瀬戸 雅嗣 氏
社会福祉法人志摩会	平成 26 年 2 月 14 日（木）	委員長：谷口 泰司 氏 株式会社 大和総研
社会福祉法人藤野園	平成 26 年 2 月 19 日（水）	委員：大山 知子 氏 近藤 辰比古 氏 株式会社 大和総研
社会福祉法人東蒲原福祉会	平成 26 年 2 月 20 日（木）	ＷＴ委員長：烏野 猛 氏 株式会社 大和総研

Ⅱ． 背景及び動向

平成 25 年 8 月 6 日、社会保障制度改革国民会議報告書が公開された。冒頭、「国民へのメッセージ」として将来に亘り持続可能性のある社会保障制度への改革の必要性が謳われている。

医療・介護分野については、同報告書「第 2 部社会保障 4 分野の改革」の「Ⅱ2（3）医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し」の頁において、「社会福祉法人については、経営の合理化・近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている」と記載されている。

このことは、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」、「規制改革実施計画」における提言と同様、社会福祉法人が経営の透明化を確保し、本来事業である社会福祉事業による地域貢献のみならず、地域の潜在するニーズに応じ、更なる地域貢献を行うことを求めるものである。

近年、社会福祉法人の内部留保が多方面でとりあげられる中で、上記のとおり資金の有効活用や社会還元が期待されているが、社会福祉法人では、その非営利性から配当や資金の法人外流出が禁じられており、残余財産は最終的に国庫に帰属する等の規制下にある。そうした社会福祉法人の特性を踏まえ、最近の内部留保に関する議論は、その多寡よりも使途に論点が置かれはじめている。

こうした状況に鑑み、社会福祉法人（老人福祉施設）における地域貢献とは何か、国等における議論について以下に整理した。

１．社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」

平成 25 年 1 月 25 日付にて、社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において本報告書が示された。本報告書は生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しについて制度的対応が必要な項目を記載している。

平成23年7月に生活保護受給者が過去最高を記録したこと等に触れ、貧困の連鎖の断絶、生活保護制度への信頼性、生活保護受給者と働き続ける困窮層との不均衡等への対応として、生活保護に至る前の段階において社会的経済的自立と生活向上を目指した制度が必要とし、「相談支援」「就労支援」「就労機会の提供」「居住確保支援」「家計相談支援」「健康支援」「子ども・若者の支援」の構築について規程された生活困窮者自立支援法が成立した。

上記のすべての事業において、自治体運営のほか、社会福祉法人の委託も可能とされており、社会福祉法人が実施主体として積極的な役割を担うことが期待されている。

２．社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 20 日）

平成 25 年 12 月 20 日、社会保障審議会介護保険部会において本意見書が示された。

本意見書は、介護保険制度の見直しに関して、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の 2 点を基本的な考え方としてとりまとめられた意見書である。

「Ⅰ 1. サービス提供体制の見直し」、「Ⅰ 2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し」では、高齢者が地域で生活を継続するための“生活支援サービスの充実”と“高齢者の社会参加促進”の必要性について記載されている。

市町村が中心となって、NPO、民間企業、協働組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図り、これらの多種多様な事業主体による重層的なサービス提供体制を構築すると同時に、他方、地域支援事業の中で介護予防・日常生活支援総合事業を発展的に見直すことによって、高齢者の社会参加促進の必要性に応えることが重要視されている。

「Ⅰ 3. 在宅サービスの見直し」、「Ⅰ 4. 施設サービス等の見直し」においても、高齢者の在宅生活を支え、在宅の限界点を高める観点から、在宅サービス・施設サービスの在り方、有効な活用方策を検討するよう説いている。

このことに鑑み、予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行した新しい総合事業は、第 6 期介護保険事業計画のスタートの平成 27 年 4 月からとし、市町村の円滑な移行に資する方策を示しつつ、平成 29 年度 4 月までにすべての市町村で実施し、平成 29 年度末にはすべて事業に移行するようまとめられている。

３．平成 25 年度老人保健健康増進等事業「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究」（平成 26 年 3 月）

平成 23、24 年度の 2 か年にわたり実施された「低所得高齢者の住宅確保」に関する調査検討からの派生で、厚生労働省老健局「都市部の高齢化対策に関する検討会」とも近接する領域の調査研究事業である。

住宅困窮リスクを抱える低所得・低資産高齢者が都市部を中心に今後増大することが予測され、これまでの施設整備では対応不可能であることから、既存ストックを活用した「住まいの確保」とそこに住む者への「生活支援」を掘り下げ、低所得・低資産高齢者を対象とした「地域包括ケア」のあり方を具現化するための検討を行うものとしている。

この調査研究事業では「地域善隣事業」として、近隣の社会福祉法人等が基金へ拠出し、その基金を活用して空家を互助ハウスとして整備し、地域での居住を継続することが困難な者（そのおそれのある者も含む）に対する互助ハウスへの入居相談・支援による「住まいの確保」、訪問による相談・援助等による「生活支援」を、地域善隣事業拠点として社会福祉法人等が担うイメージが示された。

この事業のスキームが、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として平成 26 年度予算（案）にも盛り込まれたところである。

４．平成 25 年度老人保健健康増進等事業「養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業」（平成 26 年 3 月）

老人福祉法施行時より長い歴史を有する養護老人ホーム・軽費老人ホームにあっては、平成 16 年度「今後の養護老人ホーム・軽費老人ホームのあり方検討会」報告書が示され、特定施設化による介護ニーズへの対応に向けた施設整備の推進が掲げられてきた。

本調査研究事業にあっては、生活に困窮する者や社会的に孤立する高齢者等に対して、地域包括ケアシステムの中で養護老人ホーム・軽費老人ホームの役割を明確化し、養護老人ホーム・軽費老人ホームが地域の高齢者等の自立した生活を支えるため、専門的かつ個別の福祉的支援を展開していくことを求めている。

養護老人ホームについては、介護以外の本来的な利用者ニーズに鑑み、特定施設化への疑問が投げかけられており、入所者ニーズが多様化していることから、職員の専門性の向上によって、難病や重度化した者への対応を行い、支援があれば地域での生活へ移行できる者については、社会福祉法人の使命として住まいの確保を行い、それへの支援体制（期間限定での地域生活移行支援、継続的な伴走型支援の提供、必要になればいつでも施設に戻れる仕組み＝在宅での措置継続）を検討すべきとしている。

軽費老人ホームについては、例えば家族の DV 等により、一時的に在宅での生活が困難となった者を保護する施設として軽費老人ホームがその役割を果たしている地域もあること等に鑑み、社会的な保護を要する高齢者への対応のため職員の専門性向上のための研修等のフォローアップや、高齢者を一時的に保護し、自立した生活に向けた支援を行うための短期入所生活支援（緊急一時保護）の制度化を図る必要があるとしている。

また、養護老人ホーム・軽費老人ホームのいずれにおいても、相談支援・アウトリーチ機能の強化のための老人介護支援センターの付設、高齢者等の居場所づくりのための地域支え合いセンターの併設整備、自治体等関係機関との連携等の重要性が説かれている。さらに、施設内外におけるソーシャルワークによる支援としての「社会福祉援助事業」、や介護保険制度によらない、社会的な保護を要する者への対応として「短期入所生活支援（緊急一時対応）」のそれぞれを第２種社会福祉事業に位置づけ、展開を図ることを要望している。

老人福祉施設を経営する社会福祉法人の使命と取り組むべき課題として、支援の対象を施設内から地域に広げることや、過去の収支差額の活用、法人の経営理念に基づく事業を展開することが掲げられている。

５．平成 25 年度老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人のガバナンスと経営戦略の強化に関する調査研究事業」（平成 26 年 3 月）

本調査研究事業は、特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人が変化する地域のニーズや期待を的確にとらえ、“地域から信頼される法人”として機能するよう、ガバナンス強化に向けた取り組みを検討するものと位置づけている。

また、ガバナンスが強化されている社会福祉法人を「社会福祉法人が社会経済情勢やその所在する地域の実情を踏まえ、社会福祉法人としてなすべきことを正しく理解し、それ

を対外的に約束し、そして行動に移している法人」と定義し、こうした社会福祉法人を増やしていくことが必要との認識のもと、その手段であるガバナンス強化のために社会福祉法人が意思表明すべき事項とはいかなるものかを検討している。

６．厚生労働省社会・援護局「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（平成 25 年９月～）

本検討会は、平成12年の社会福祉基礎構造改革、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスへの民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化していることに鑑み、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「規制改革実施計画」（同日閣議決定）、及び「社会保障制度改革国民会議報告書」（同年８月６日公表）等への具体的な対応をはじめ、福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うべく設置された。

当初のスケジュールでは、社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」、社会福祉法人のガバナンス（法人の組織の在り方、透明性の確保等について）、大規模化・協働化等、適正な運営の確保、イコールフッティング、福祉人材の確保等の論点整理を経て、関係団体のヒアリングを行い、平成26年５月頃を目途にとりまとめに向けた議論を行う予定とされている。

― 主な論点整理 ―

・第２回検討会

「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」」について議論されており、「更なる取組」のイメージが示されている。

先ず、「社会福祉が対象とすべき今日的諸問題（ニーズ）」として、「社会的排除や摩擦」、「社会的孤立や孤独」、「心身の障害・不安」、「貧困」の四つの観点から「路上死」、「ホームレス問題」、「外国人刑務所出所者等の問題」、「発達障害」、「虐待・暴力」、「孤独死・自殺」、「生活保護ボーダーにあるような低所得者問題」等に整理し、このような諸問題に対する取組例として以下の８事業を掲げている。

① 生活保護世帯の子どもへの教育支援の取り組み事例（埼玉県と県老施協との協働事業）
② 災害時要援護者対応に係る社会福祉法人の取組事例（秋田県美郷町）
③ 複数の法人から拠出金による人材育成の取組事例（京都府：（福）端山園）
④ 制度の狭間の生活困窮者に対する複数の法人による相談支援等の取組事例（大阪府社会福祉協議会）
⑤ 非課税相当額を地域福祉のために活用する「地域福祉支援積立金」の取組事例（千葉県：（福）生活クラブ風の村）
⑥ 成年後見人等受託事業の取組事例（静岡県：（福）美芳会）
⑦ 高齢者生活支援の取組事例（三重県：（福）青山里会）

⑧ 介護保険制度下における生計困難者等に対する利用者負担軽減

・第３回検討会

「社会福祉法人のガバナンス（法人の組織の在り方、透明性の確保等について）」について議論されており、「社会福祉法人の情報公開」、特に「財務情報の公表」についてとりあげられている。社会福祉法人は、補助金等が交付され税制優遇も受ける公益性の高い法人であるため、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことが責務であるとしたうえで、ホームページによる公表を目指す「財務諸表の公表に関する対応指針案」が示された。

・第４回検討会

「社会福祉法人の大規模化・協働化等」について議論されており、複数の社会福祉法人の対等な関係を前提としたグループ化による人材育成、組織・ケアの標準化の取り組み（地域密着型総合ケアセンターきたおおじ）、社会福祉法人による基金拠出によって、制度から漏れる者への支援（大阪府社会福祉協議会）を例示し、大規模化・協働化における論点を整理している。

・第６回検討会

「イコールフッティング」について議論されており、市場の失敗、政府の失敗の観点から社会福祉法人等の非営利組織の意義を打ち出している。

○　市場の失敗（市場の効率性が満たされない状態）の観点

- 利益が出にくい環境であっても最小限のサービスを行う事業体としての必要性
- 社会との関わりに困難を抱える者など、契約サービスの利用において支援を必要とする者に対して、非営利組織としての必要性

○　政府の失敗（行政施策が行政の意に反し非効率となる状態）の観点

- 国や地方公共団体の制度・事業は、民主主義の観点から多数の支持が得られず、実施が困難な場合、また実施されるが、公平性の観点等から、画一的な要件を定める必要があり、地域に特有の課題に対応することが困難な場合における非営利組織としての必要性。

社会福祉法人に関連する会議

会議名	実施主体	目的
社会福祉法人の在り方等に関する検討会	厚生労働省 社会・援護局	「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行う。(①財務諸表②今後の社福の在り方論点)
特養等を経営する社会福祉法人のガバナンスと経営戦略の強化に関する調査研究事業	みずほ情報総研株式会社	特養等を経営する社会福祉法人が、変化する地域のニーズや期待を的確にとらえ、“地域から信頼される法人”として機能するよう、ガバナンス強化に向けた取組みを検討するもの。
養護・軽費の今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業	一般財団 法人日本総合研究所	今後養護老人ホーム・軽費老人ホームに求められる役割や位置づけを整理し、新たな役割・機能のあり方を提言するとともに、その主な経営母体である社会福祉法人としては今後何を為すべきかについて提言を行うことを目的とする。
低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究	一般財団法人高齢者住宅財団	住宅困窮リスクを抱える低所得・低資産高齢者の住まいの確保及び生活支援をさらに掘り下げ、地域包括ケアのあり方を具現化するための検討を行う。既存の空家ストックを有効活用し、住み慣れた地域での居住継続を支援するための仕組みを構築することを目指す。
都市部の高齢化対策に関する検討会	厚生労働省 老健局	今後急速に高齢化が進む都市部の高齢化対策について、高齢者のニーズに応じた方策を検討し、地方の地域活性化の観点もふまえつつ、必要な方策を検討する。
社会保障制度改革国民会議「医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し」 ①法人制度改革 ②ヘルスケアリート ③コンパクトシティ	内閣府	①医療・社福法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能分化・連携推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等をすみやかに行うことができる制度改正を検討。 ②ヘルスケアをベースとしたコンパクトシティ作りに要する資金調達の手段を、ヘルスケアリート等を通じて促進。 ③介護事業者も含めたネットワーク化や高齢化に伴いコンパクトシティ化が進められているまちづくりに貢献していくことも見据えて、医療法人や社会福祉法人が非営利性を担保しつつ都市再開発に参加できるようにする制度。
規制改革会議	内閣府	内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べること
産業競争力会議 （医療介護分科会）	内閣府	健康長寿産業を創り、育てることを目的に、医療法人・社会福祉法人の合併・再編の推進等、効率的で質の高いｻｰﾋﾞｽ提供体制確立等中長期的な成長を実現のための課題を整理する。
医療法人の事業展開等に関する検討会	厚生労働省 医政局	医療法人のあるべき姿について検討を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針について」等に基づき、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しなどを検討する。

Ⅲ. 実態意向調査（アンケート調査）の調査結果

アンケートは本会会員施設・事業所を有する 5,027 の社会福祉法人に送付。回収件数は 1,167 件、回収率は 23.2%であった。

１．法人の概要

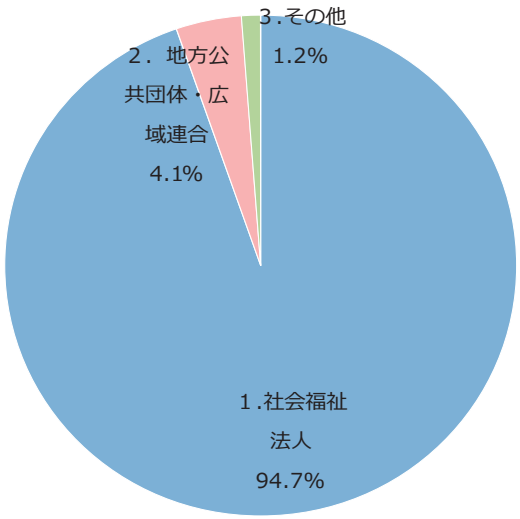
（１） 法人の基本情報

都道府県番号	都道府県	回答数	回収率	都道府県番号	都道府県	回答数	回収率
1	北海道	75	21.6%	25	滋賀県	5	23.8%
2	青森県	19	25.0%	26	京都府	10	11.1%
3	岩手県	33	32.0%	27	大阪府	18	10.5%
4	宮城県	22	25.6%	28	兵庫県	43	21.5%
5	秋田県	24	30.4%	29	奈良県	15	26.8%
6	山形県	33	40.7%	30	和歌山県	13	29.5%
7	福島県	30	28.6%	31	鳥取県	8	25.8%
8	茨城県	25	25.0%	32	島根県	19	22.1%
9	栃木県	13	16.5%	33	岡山県	31	23.0%
10	群馬県	20	17.2%	34	広島県	45	28.0%
11	埼玉県	16	14.7%	35	山口県	35	31.3%
12	千葉県	35	19.1%	36	徳島県	9	17.3%
13	東京都	39	19.3%	37	香川県	20	37.7%
14	神奈川県	25	13.7%	38	愛媛県	25	32.1%
15	新潟県	41	27.7%	39	高知県	12	24.5%
16	富山県	26	39.4%	40	福岡県	31	14.7%
17	石川県	23	38.3%	41	佐賀県	9	22.5%
18	福井県	22	31.0%	42	長崎県	17	15.6%
19	山梨県	5	8.2%	43	熊本県	42	32.6%
20	長野県	14	19.7%	44	大分県	17	27.0%
21	岐阜県	34	30.9%	45	宮崎県	22	22.7%
22	静岡県	35	26.1%	46	鹿児島県	39	22.0%
23	愛知県	35	20.7%	47	沖縄県	13	29.5%
24	三重県	24	30.4%	不明		1	
				総計		1,167	23.2%

（２） 法人区分

図表 1　法人区分（N=1,161）単一回答

法人区分	件数	構成比
1. 社会福祉法人	1,099	94.7%
2. 地方公共団体・広域連合	48	4.1%
3. その他	14	1.2%
小計	1,161	100.0%
無回答	6	
合計	1,167	

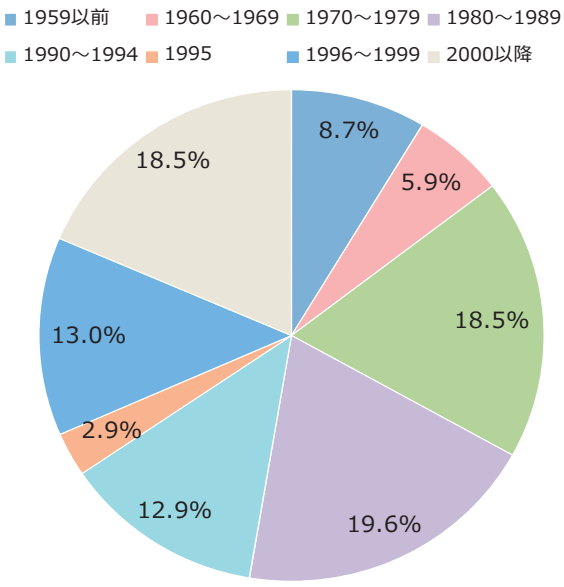


（３） 法人設立認可（西暦年のみ）

○　法人の設立年では 1980～1989 年が最も多い。介護保険法が施行された 2000 年以降に設立された法人は 18.5%あった。

図表 2　設立認可年（N=1,143）単一回答

設立認可年	件数	構成比
1959 年以前	99	8.7%
1960～1969 年	68	5.9%
1970～1979 年	211	18.5%
1980～1989 年	224	19.6%
1990～1994 年	147	12.9%
1995 年	33	2.9%
1996～1999 年	149	13.0%
2000 年以降	212	18.5%
小計	1,143	100.0%
無回答	24	-
合計	1,167	



（４） 法人全体の事業の実施状況

① 法人における平成 25 年 4 月 1 日現在の施設・事業所数及び定員合計

（「社会福祉法人現況報告書」を参考）

■第 1 種社会福祉事業

○ 第 1 種社会福祉事業では、特別養護老人ホームを保有する法人からの回答数が 819 と最も多く、1 法人あたりの保有する特別養護老人ホームは、単純平均で 1.5 施設、1 施設あたりの定員は約 70 人（86,496 人/1,239 施設）である。

第 1 種社会福祉事業(社会福祉法第 2 条第 2 項)		事業コード	回答数	施設・事業所数（総合計）	定員（総合計）
（1）生活保護法	① 救護施設	1	30	43	4,019
	② 更生施設	2	-	-	-
	③ 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設	3	2	3	130
	③ 生計困難者に対して助葬を行う事業	4	1	1	-
（2）児童福祉法	① 乳児院	5	6	11	467
	② 母子生活支援施設	6	13	13	161
	③ 児童養護施設	7	22	28	1,535
	④ 障害児入所施設	8	21	33	1,910
	⑤ 情緒障害児短期治療施設	9	4	4	236
	⑥ 児童自立支援施設	10	3	4	308
（3）老人福祉法	① 養護老人ホーム	11	207	230	15,597
	② 特別養護老人ホーム	12	819	1,239	86,496
	③ 軽費老人ホーム（Ａ型）	13	57	141	3,709
	④ 軽費老人ホーム（Ｂ型）	14	4	64	232
	⑤ ケアハウス	15	256	296	11,929
（4）障害者総合支援法	① 障害者支援施設	16	114	235	15,243
（5）売春防止法	① 婦人保護施設	17	2	2	60
（6） 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業					
	① 生活保護法第 38 条第 5 項に規定する授産施設	18	1	1	-
	② 社会福祉法第 2 条に規定する授産施設(事業授産施設)	19	2	2	20
	③ 生活福祉資金貸付事業	20	15	23	-
（7）	共同募金 （社会福祉法第 113 条）	21	16	34	-

※事業コードは、本調査研究事業に係る集計のため使用しているものです。

■第 2 種社会福祉事業

第 2 種社会福祉事業(社会福祉法第 2 条第 3 項)		事業コード	回答数	施設・事業所数（総合計）	定員（総合計）
（1）	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 ①無料低額宿泊事業/宿所提供施設、宿泊所	101	-	-	-
（2）	① 認定生活困窮者就労訓練事業	111	-	-	-
（3）児童福祉法	① 障害児通所支援事業	112	40	75	1,269
	② 障害児相談支援事	113	39	64	-
	③ 児童自立生活援助事業	114	1	1	1
	④ 放課後児童健全育成事業	115	24	45	1,238
	⑤ 子育て短期支援事業	116	13	19	48
	⑥ 乳児家庭全戸訪問事業	117	-	-	-
	⑦ 養育支援訪問事業	118	1	5	180
	⑧ 地域子育て支援拠点事業	119	31	41	65
	⑨ 一時預かり事業	120	40	67	341
	⑩ 小規模住居型児童養育事業	121	1	1	6
	⑪ 助産施設	122	2	3	66
	⑫ 保育所	123	129	307	29,467
	⑬ 児童厚生施設	124	12	38	605
	⑭ 児童家庭支援センター	125	4	4	-
	⑮ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	126	-	-	-
（4）母子寡婦福祉法	① 母子家庭等日常生活支援事業	127	1	1	-
	② 寡婦日常生活支援事業	128	-	-	-
	③ 母子福祉センター	129	-	-	-
	④ 母子休養ホーム	130	-	-	-
（5）老人福祉法	① 老人居宅介護等事業(訪問介護)	131	463	650	2,206
	② 老人デイサービス事業(通所介護)	132	750	1,541	37,421
	③ 老人短期入所事業(短期入所生活介護)	133	741	1,208	14,414
	④ 小規模多機能型居宅介護事業	134	115	156	3,591
	⑤ 認知症対応型老人共同生活援助事業	135	229	352	4,743
	⑥ 複合型サービス福祉事業	136	4	17	1,590
	⑦ 老人デイサービスセンター	137	117	224	4,727
	⑧ 老人短期入所施設	138	73	91	1,072
	⑨ 老人福祉センター	139	25	54	1,263
	⑩ 老人介護支援センター	140	185	260	398

第２種社会福祉事業(社会福祉法第２条第３項)		事業コード	回答数	施設・事業所数（総合計）	定員（総合計）
（６）障害者総合支援法	①　障害福祉サービス事業	141	220	828	12,246
	②　一般相談支援事業	142	64	88	-
	③　特定相談支援事業	143	82	130	100
	④　移動支援事業	144	53	72	5
	⑤　地域活動支援センター	145	42	53	496
	⑥　福祉ホーム	146	8	10	90
（７）身体障害者福祉法	④　身体障害者生活訓練等事業	147	-	-	-
	①　手話通訳事業	148	2	2	-
	②　介助犬訓練事業	149	1	1	-
	③　聴導犬訓練事業	150	1	1	-
	⑤　身体障害者福祉センター	151	6	6	120
	⑥　補装具製作施設	152	-	-	-
	⑦　盲導犬訓練施設	153	-	-	-
	⑧　視聴覚障害者情報提供施設	154	3	3	-
	⑦　　身体障害者の更生相談に応ずる事業	155	1	1	-
（８）知的障害者福祉法	①　知的障害者の更生相談に応ずる事業	156	-	-	-
（９）	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	157	3	3	32
(10)	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ①無料定額診察事業	158	9	111	25,813
(11)	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法 に規定する介護老人保健施設を利用させる事業	159	19	59	4,491
(12)	①隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業	160	4	6	-
(13)	福祉サービス利用援助事業	161	19	19	6
(14)	上記第１種・第２種事業に関する連絡又は助成を行う事業	162	3	3	-

※事業コードは、本調査研究事業に係る集計のため使用しているものです。

■公益事業

○　事業コード 212「介護保険法で規定する各サービスや市町村から受託した地域支援事業など」542 件とその他の公益事業を比較すると、主たる社会福祉事業（老人福祉事業）に付随する公益事業を中心に行っている状況であることがわかる。

公益事業の種類（社会福祉法人審査要領）		事業コード	回答数	施設・事業所数（総合計）	定員（総合計）
(1)	必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業	201	53	192	128
(2)	必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業	202	42	90	342
(3)	入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業	203	10	18	164
(4)	日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業	204	12	22	60
(5)	入所施設からの退院・通所を支援する事業	205	6	7	34
(6)	子育て支援に関する事業	206	15	23	174
(7)	福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業	207	14	31	27
(8)	ボランティアの育成に関する事業	208	15	18	-
(9)	社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）	209	18	26	1,594
(10)	社会福祉に関する調査研究等	210	9	12	-
(11)	社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第４項第４号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）	211	9	17	80
(12)	介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法（昭和５７年法律第８０号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。	212	542	1,323	19,167
(13)	有料老人ホームを経営する事業	213	39	57	5,376
(14)	社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業	214	2	3	14
(15)	公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業	215	6	6	500

※事業コードは、本調査研究事業に係る集計のため使用しているものです。

■収益事業

○　収益事業では不動産貸付業（18 件）、物品販売業（13 件）などが挙がっている。

収益事業の種類（社会福祉法人審査要領）		事業コード	回答数	施設・事業所数（総合計）
(1)	物品販売業	301	13	24
(2)	不動産販売業	302	1	1
(3)	金銭貸付業	303	-	-
(4)	物品貸付業	304	5	5
(5)	不動産貸付業	305	18	23
(6)	製造業	306	1	1
(7)	通信業	307	-	-
(8)	運送業	308	2	2
(9)	倉庫業	309	-	-
(10)	請負業	310	1	1
(11)	印刷業	311	-	-
(12)	出版業	312	-	-
(13)	写真業	313	-	-
(14)	席貸業	314	-	-
(15)	旅館業	315	1	1
(16)	料理飲食業	316	1	1
(17)	周旋業	317	-	-
(18)	代理業	318	-	-
(19)	仲立業	319	-	-
(20)	問屋業	320	-	-
(21)	鉱業	321	-	-
(22)	土石採取業	322	-	-
(23)	浴場業	323	3	3
(24)	理容業	324	-	-
(25)	美容業	325	-	-
(26)	興行業	326	-	-
(27)	遊技所業	327	-	-
(28)	遊覧所業	328	-	-
(29)	医療保健業	329	4	4
(30)	技芸・学力教授業	330	-	-
(31)	駐車場業	331	2	2
(32)	信用保証業	332	-	-
(33)	無体財産権の提供業	333	-	-
(34)	労働者派遣業	334	-	-

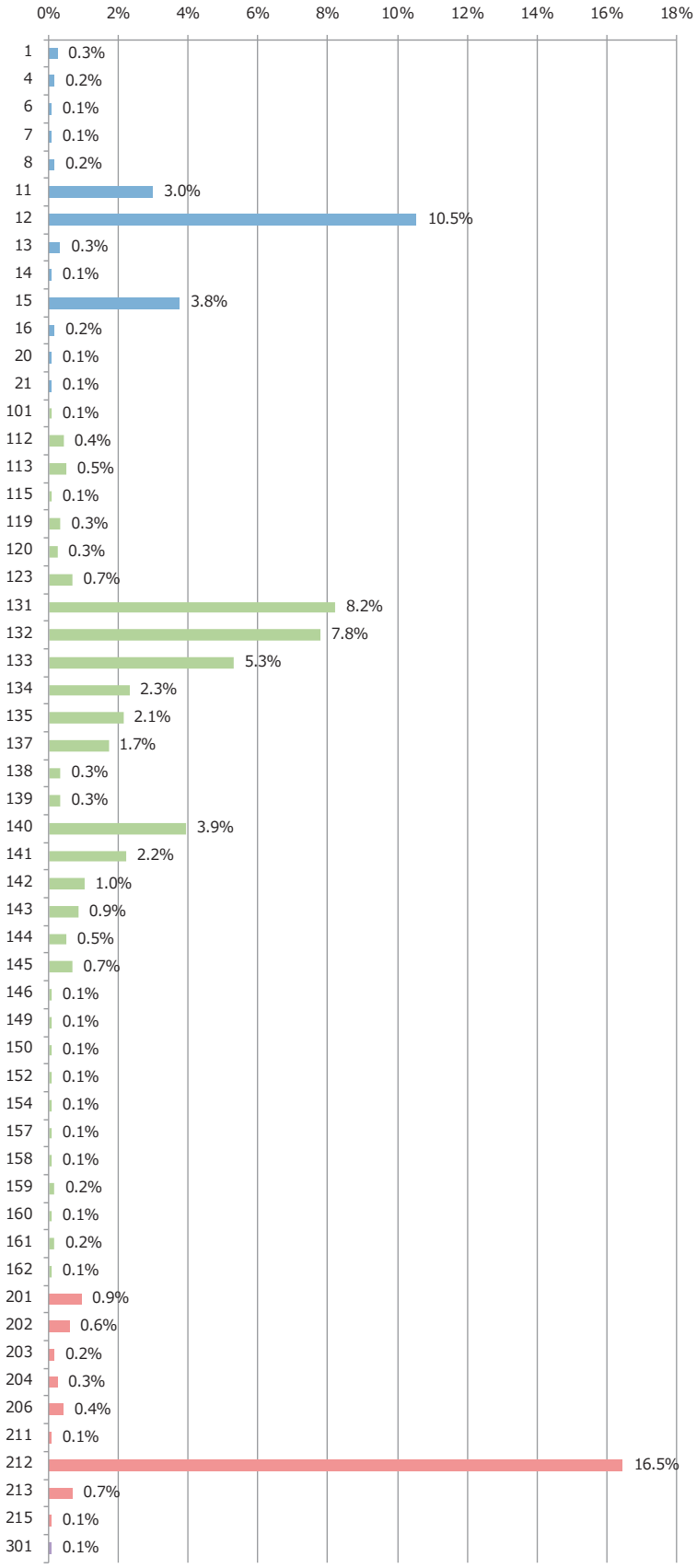
※事業コードは、本調査研究事業に係る集計のため使用しているものです。

② ①の事業のうち、主たる事業収入では事業の運営費が不足しており、繰入金収入又は借入金収入によって運営費を補てんしている事業（複数回答可）

○ 運営費を補てんしている事業としては、事業コード 212 の「介護保険法で規定する各サービスや市町村から受託した地域支援事業など」、同 12 の「特別養護老人ホーム」、同 131 の「老人居宅介護等事業（訪問介護）」、同 132 の「老人デイサービス事業（通所介護）」などが上位を占めた。

図表３　運営費を補てんしている事業（施設数の構成比）（N=722）複数回答

（総回答数＝929）



事業No	事業No
	第1種社会福祉事業
1	救護施設
4	生計困難者に対して助葬を行う事業
6	母子生活支援施設
7	児童養護施設
8	障害時入所施設
11	養護老人ホーム
12	特別養護老人ホーム
13	軽費老人ホーム(A型)
14	軽費老人ホーム(B型)
15	ケアハウス
16	障害者支援施設
20	生活福祉資金貸付事業
21	共同募金
	第2種社会福祉事業
101	無料低額宿泊事業/宿所提供施設、宿泊所
112	障害児通所支援事業
113	障害児相談支援事業
115	放課後児童健全育成事業
119	地域子育て支援拠点事業
120	一時預かり事業
123	保育所
131	老人居宅介護等事業
132	老人デイサービス事業
133	老人短期入所事業
134	小規模多機能型居宅介護事業
135	認知症対応型老人共同生活援助事業
137	老人デイサービスセンター
138	老人短期入所施設
139	老人福祉センター
140	老人介護支援センター
141	障害福祉サービス事業
142	一般相談支援事業
143	特定相談支援事業
144	移動支援事業
145	地域活動支援センター
146	福祉ホーム
149	介助犬訓練事業
150	聴導犬訓練事業
152	補装具制作施設
154	視聴覚障害者情報提供施設
157	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
158	無料低額診察事業
159	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法 に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
160	隣保事業
161	福祉サービス利用援助事業
162	上記第1種・第2種事業に関する連絡又は助成を行う事業
	公益事業
201	必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
202	必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
203	入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
204	日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
206	子育て支援に関する事業
211	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
212	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
213	有料老人ホームを経営する事業
215	公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
	収益事業
301	物品販売業

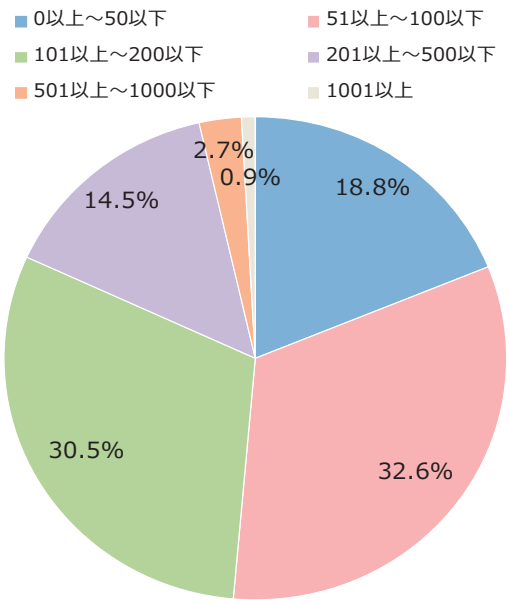
（５） 法人全体の職員の状況

① 平成 25 年 4 月 1 日現在の法人の職員数（正規・非正規、常勤・非常勤及び専従・兼務を問わない）

○ 職員数については、51 人～100 人以下が 32.6%、101 人～200 人以下が 30.5%であった。

図表 4 法人の職員数（実人数）合計（N=1,142）単一回答

職員数合計：人	件数	構成比
0 以上～ 50 以下	215	18.8%
51 以上～ 100 以下	372	32.6%
101 以上～ 200 以下	348	30.5%
201 以上～ 500 以下	166	14.5%
501 以上～1000 以下	31	2.7%
1001 以上	10	0.9%
小計	1,142	100.0%
無回答	25	-
合計	1,167	



図表 4 職員数の内訳（N=1,142）複数回答

区分		法人本部（実人数）	社会福祉・公益・収益事業（実人数）
回答数		621	897
職員数合計（総合計・人）		7,842	138,512
	うち、正規職員数（総合計・人）	5,024	82,517

（注）正規職員とは、就業形態として雇用期間の定めのないフルタイム勤務の職員をいう。

② 法人職員の資格取得者数（正規・非正規及び常勤・非常勤を問わない）

（注）1 人の職員が複数の資格を取得している場合には、それぞれの資格欄に「1 人」と記入。
「その他」の資格については、具体的な資格の名称を記入欄に記入。

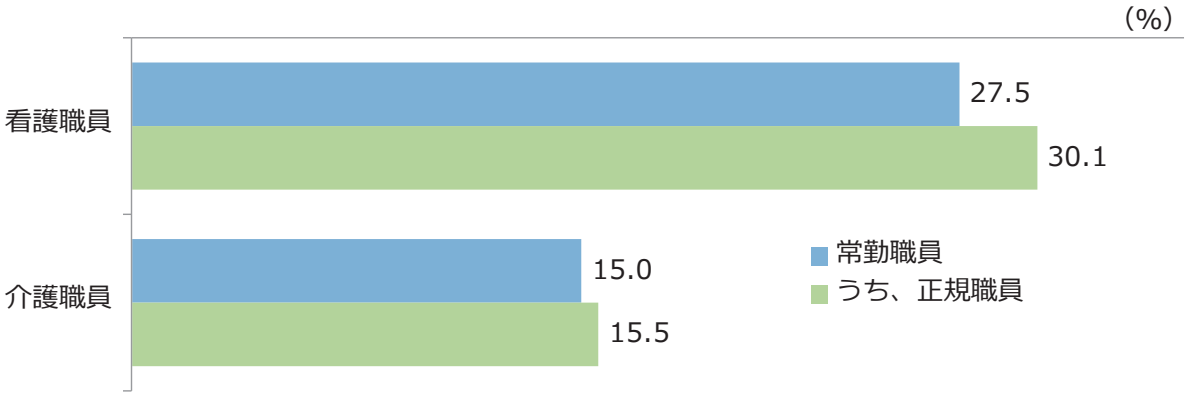
図表 5 法人職員の資格取得者数（N=1,152）複数回答

資格	回答数	合計（実人数）（総合計・人）	うち、施設長・所長（総合計・人）
社会福祉士	916	5,651	511
精神保健福祉士	316	849	66
介護支援専門員	1,100	17,040	1,181
介護福祉士	1,131	55,299	807
ヘルパー1 級	693	3,066	38
ヘルパー2 級	1,066	38,682	171
看護師	1,054	9,858	151
准看護師	1,064	7,392	54
管理栄養士	879	2,374	19
栄養士	811	2,654	22
医師	453	1,902	81
歯科医師	61	104	4
作業療法士（OT）	225	520	11
理学療法士（PT）	271	726	12
言語聴覚士（ST）	68	135	1
保育士	483	9,624	248
その他	533	11,452	497
総合計	11,124	167,328	3,874

【その他の資格（具体的に）】
社会福祉主事、調理師、保健師、あん摩マッサージ指圧師、衛生管理者、歯科衛生士など

③　法人職員のうち、介護職員及び看護職員の平成 24 年度の離職率

図表 6　介護職員・看護職員の離職率（看護職員 N=1,086、介護職員 N=1,104）



（参考資料）

問１０　１年間の採用率・離職率（職種・就業形態別）

	回答事業所数	a 時点の2年9月30日在籍者数 (人)	b 時点の3年9月30日在籍者数 (人)	c 1年間の採用者数 (人)	d 1年間の離職者数 (人)	e 採用率 (%)	f 離職率 (%)	g 増加率 (%)
２職種　計	5,649	94,706	99,389	19,894	15,211	21.0	16.1	4.9
正規職員	4,714	47,538	49,232	8,490	6,796	17.9	14.3	3.6
非正規職員　計	4,291	47,168	50,157	11,404	8,415	24.2	17.8	6.4
常勤労働者	2,143	11,201	11,912	3,383	2,672	30.2	23.9	6.3
短時間労働者	3,843	35,967	38,245	8,021	5,743	22.3	16.0	6.3
訪問介護員　計	2,118	26,082	27,098	4,613	3,597	17.7	13.8	3.9
正規職員	1,440	5,016	5,295	1,121	842	22.3	16.8	5.5
非正規職員　計	1,532	21,066	21,803	3,492	2,755	16.6	13.1	3.5
常勤労働者	561	1,781	1,827	303	257	17.0	14.4	2.6
短時間労働者	1,434	19,285	19,976	3,189	2,498	16.5	13.0	3.5
介護職員　計	4,338	68,624	72,291	15,281	11,614	22.3	16.9	5.4
正規職員	3,734	42,522	43,937	7,369	5,954	17.3	14.0	3.3
非正規職員　計	3,295	26,102	28,354	7,912	5,660	30.3	21.7	8.6
常勤労働者	1,751	9,420	10,085	3,080	2,415	32.7	25.6	7.1
短時間労働者	2,846	16,682	18,269	4,832	3,245	29.0	19.5	9.5

（注）ａ～ｇの計算式は下記のとおり
ａ 平成22年9月30日時点の在籍者数：平成23年9月30日時点の在籍者数－採用者数＋離職者数（b－c＋d）
ｂ 平成23年9月30日時点の在籍者数：採用者数、離職者数について回答のあった事業所職種別従業員数
ｅ 採用率：1年間の採用者数÷平成22年9月30日時点の在籍者数×100（c÷a×100）
ｆ 離職率：1年間の離職者数÷平成22年9月30日時点の在籍者数×100（d÷a×100）
ｇ 増加率：（1年間の採用者数－1年間の離職者数）÷平成22年9月30日時点の在籍者数×100（（c－d）÷a×100）
（注）2職種計の「回答事業所数」は訪問介護員、介護職員の両者又はいずれかのいる事業所の数であり、延べ数ではない。

（出典）平成 23 年度　介護労働実態調査〔事業所における介護労働実態調査〕より

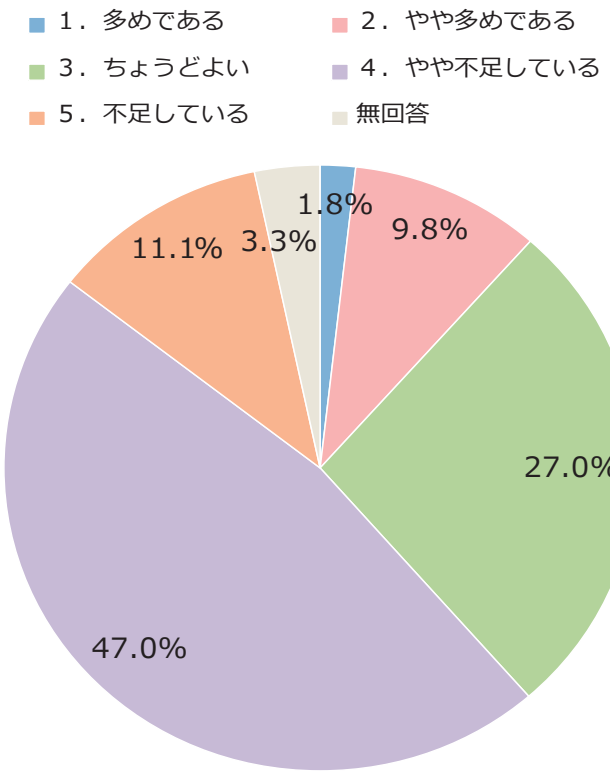
④　職員数に対する法人の考え

○　法人全体の職員数については「やや不足している」との回答が最も多く、47.0%を占めている。

○　不足を感じている（「やや不足している」と「不足している」）法人は、全体の約 6 割に上る。

図表 8　職員数に対する考え（N=1,128）単一回答

区分	件数	構成比
1．多めである	21	1.8%
2．やや多めである	114	9.8%
3．ちょうどよい	315	27.0%
4．やや不足している	548	47.0%
5．不足している	130	11.1%
小計	1,128	96.7%
無回答	39	3.3%
合計	1,167	100.0%



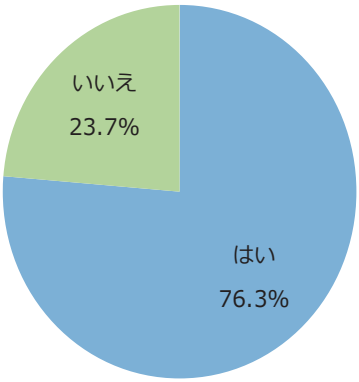
（６） 情報公開

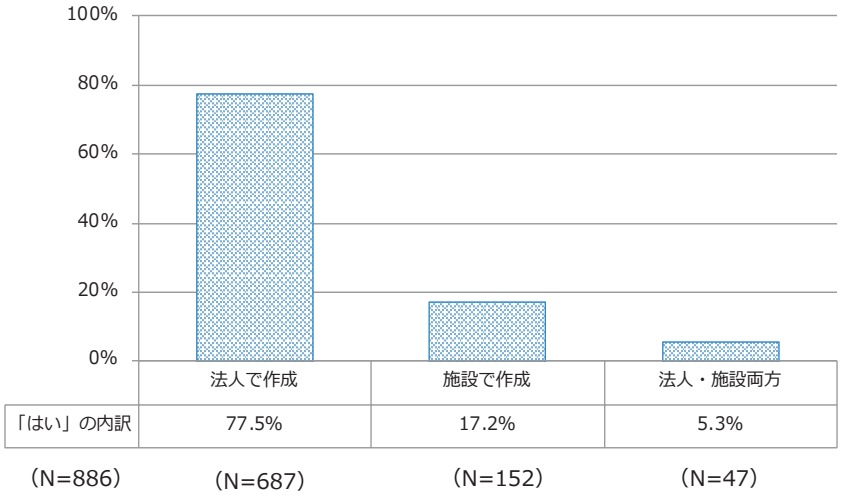
①　ホームページの公開状況

○ ホームページを公開している法人が 75.7%を占める。

図表 9　　法人でのホームページ公開状況（N=1,161）単一回答

区分		件数
１．はい		886
	ア．　法人で作成・公開している。	687
	イ．　施設ごとに作成・公開している。	152
	法人・施設共通	47
２．いいえ		275
小計		1,161
無回答		6
合計		1,167

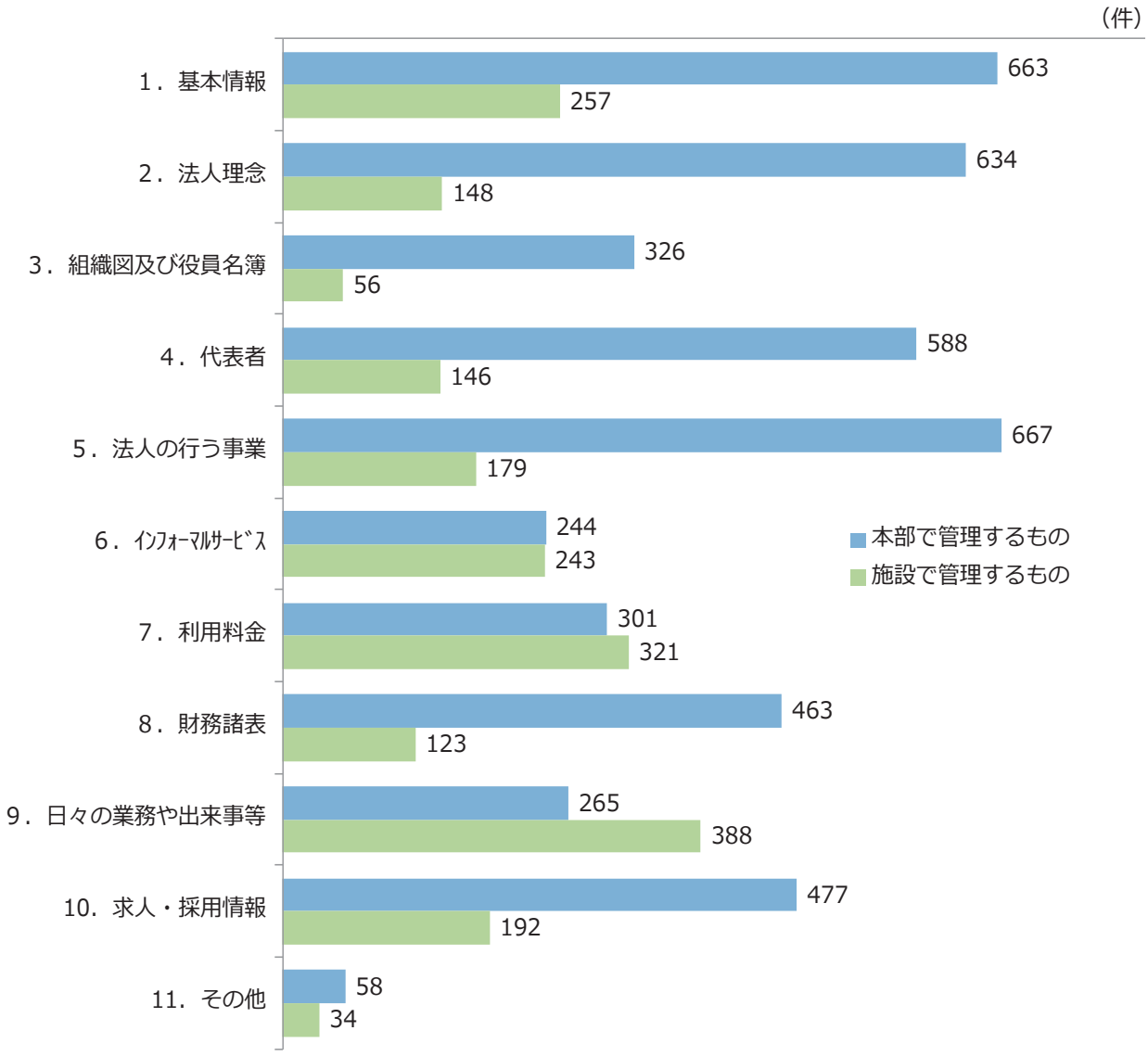




② ①で「１．はい」と答えた法人におけるホームページ掲載内容（項目ごとに「法人本部管理」か「施設管理」のいずれかあてはまるものに〇を記入（複数回答可））

〇 法人本部で管理するものとしては「法人の行う事業」（667 件）が最も多く、「基本情報」（663 件）、「法人理念」（634 件）、「代表者」（588 件）と続いている。
〇 施設で管理するものとしては、「日々の業務や出来事等」（388 件）が最も多く、「利用料金」（321 件）、「基本情報」（257 件）、「インフォーマルサービス」（243 件）と続く。

図表 10　ホームページの掲載内容（N=882）複数回答
（回答総数：本部管理＝4,686、施設管理＝2,087）



③　①で「２．いいえ」と答えた法人における、ホームページの公開をしない理由（複数回答可）

○ ホームページを公開しない理由としては、その他を除き「ＩＴを扱える職員がいない」（75 件）が最も多い。

図表 11　　ホームページを公開しない理由（N=283）複数回答

区分	件数
１．導入するための資金がない	51
２．ＩＴを扱える職員がいない	75
３．必要性がない	50
４．その他	154
その他のうち、現在準備中・予定あり等	23
合計	330

④　ホームページ以外の情報公開の方法（複数回答可）

○ ホームページ以外にどのような媒体を使って情報公開をしているかについては、「パンフレット」（786 件）が最も多く、次いで「機関誌・広報誌」（770 件）となっている。

図表 12　ホームページ以外の情報公開の媒体（N=1,067）複数回答

区分	件数
１．全国紙	2
２．地方紙	32
３．業界紙	16
４．機関誌・広報誌	770
５．パンフレット	786
６．メールマガジン	6
７．その他	96
合計	1,708

2.「主たる拠点」の状況

（1）「主たる拠点」における自治体情報の把握状況

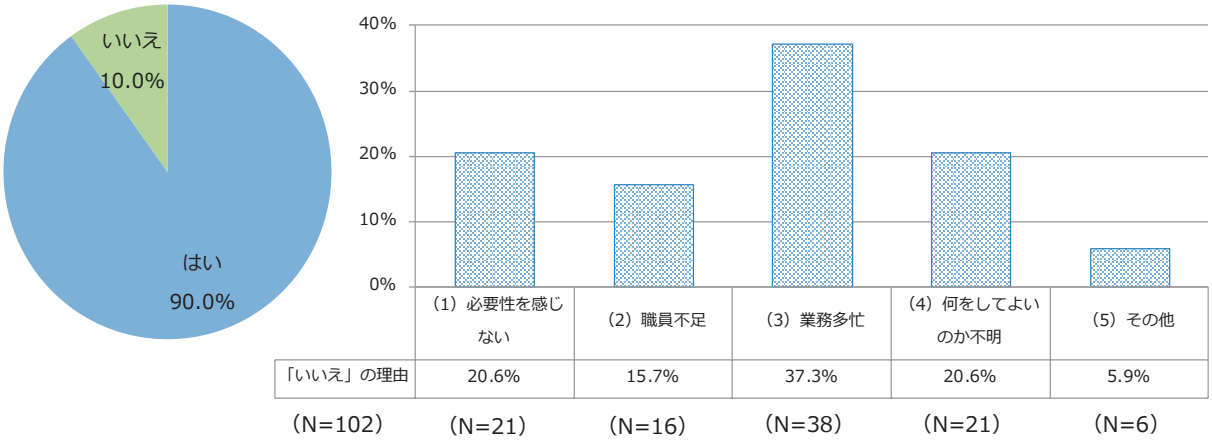
○「主たる拠点」の自治体情報は、90.0%が入手していると答えている。入手方法は「直接担当課と連絡」が最も多く、「自治体ホームページを閲覧する」「行政説明会に出席する」と続いた。

○ 収集内容は、「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」「介護・福祉事業指導におけるローカルルール」が上位となった。その理由としては「経営の方向性を定めるため」「地域の福祉的街づくりを支援するため」が挙げられている。

図表 13　「主たる拠点」で所在地である基礎自治体（市区町村）情報を収集しているか

（N=1,134）単一回答

区分		件数
1．はい		1,021
2．いいえ		113
	（1）必要性を感じない	21
	（2）必要性は感じているが、職員が足りないためできない	16
	（3）必要性は感じているが、業務多忙のためできない	38
	（4）必要性は感じているが、何をしてよいのかわからない	21
	（5）その他	6
	未記入	11
小計		1,134
無回答		33
合計		1,167

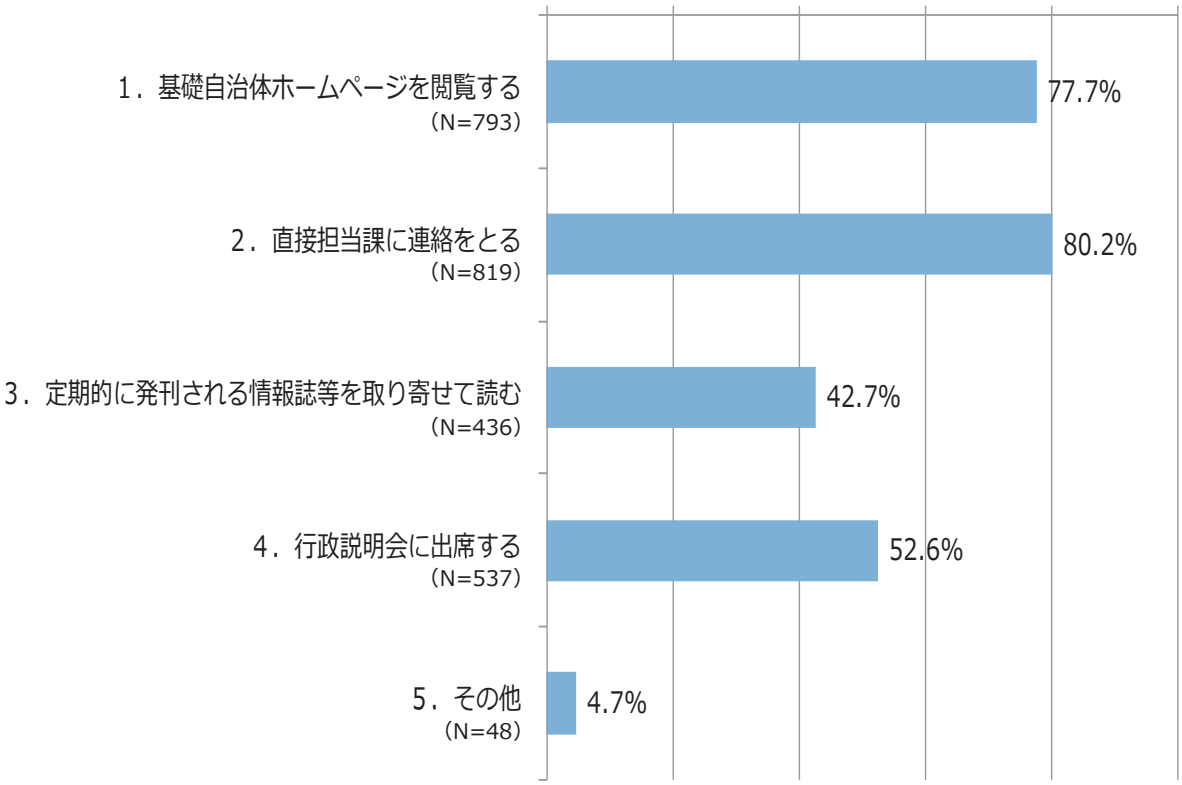


※「いいえ」と回答した 113 のうち、理由未記入を除いて集計

②（１）で「１．はい」と答えた法人の情報収集の方法

○ 最も収集率が高いものは「２．直接担当課に連絡をとる」で 80.2%となっている。次いで、「１．基礎自治体ホームページを閲覧する」も 77.7%と高い。

図表 14　情報収集の方法（N=1,021）複数回答
（回答総数＝2,633）



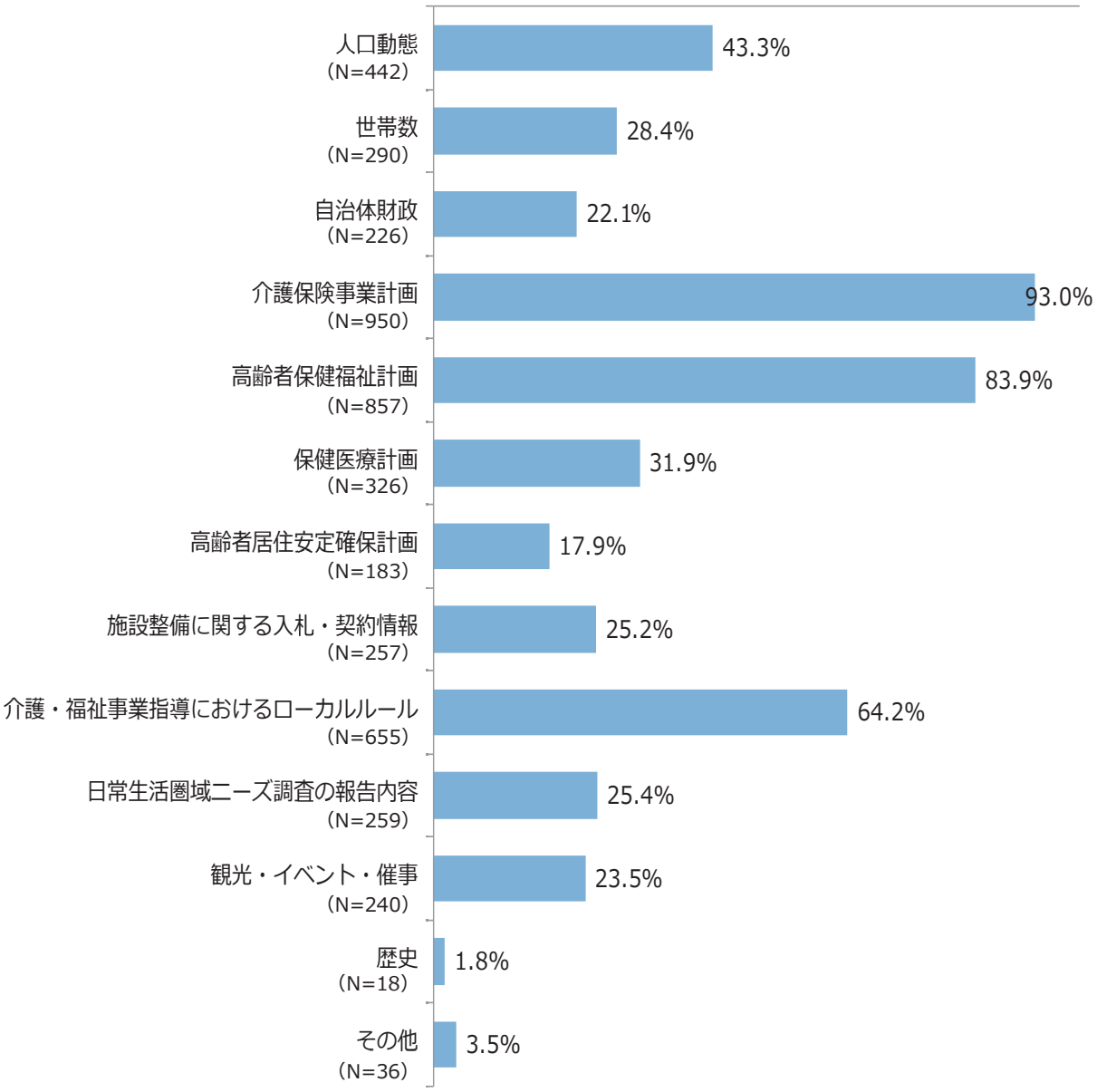
③（１）で「１．はい」と答えた法人が収集している情報の内容（重要と考えているもの上位５つに○を記入。）

○ 最も収集率が高いものは「介護保険事業計画」で 93.0%となっている。

○ 次いで「高齢者保健福祉計画」83.9%、「介護・福祉事業指導におけるローカルルール」64.2%となっている。

○ 一方、介護保険事業計画の元になる「日常生活圏域ニーズ調査の報告内容」や、地域包括ケアシステムにおける「高齢者の住まい」の観点から「高齢者居住安定確保計画」については２割程度と他の項目に比べ低かった。

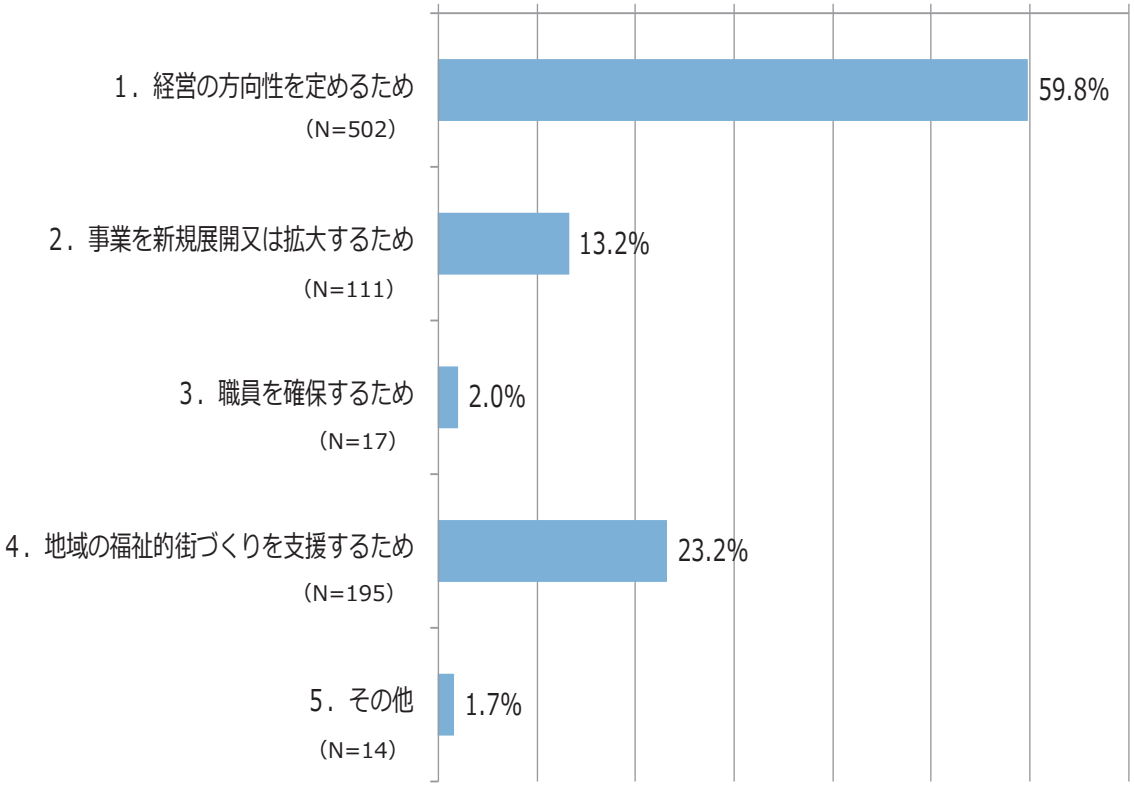
図表 15　情報収集の内容（N=1,021）複数回答
（回答総数＝4,739）



④　①で「１．はい」と答えた法人が③で回答した項目を重要だと考える理由

○ 最も構成比が高いものは「１．経営の方向性を定めるため」で 59.8%、次いで「４．地域の福祉的街づくりを支援するため」23.2%となっている。

図表 16　収集した情報内容が重要だと考える理由（N=839）単一回答



※複数回答したものは除き、単一で回答を得たもので集計

（２）「主たる拠点」におけるボランティア等の受入状況（主たる施設及び併設施設・事業所の合計）

○「主たる拠点」における平成 24 年度の地域住民、関係機関・団体関係者等の受入状況は、ボランティア、実習、見学の受け入れに関しては積極的に行っている。

○ 件数ではボランティアの受け入れが最も多く、年間 70 件程度で 1 回平均 4.5 人となっている。

図表 17　ボランティアの受入状況

内容	実績の有無	
	１.有（件数）	２.無（件数）
・地域からのボランティアの受け入れ	1,079	45
・実習受け入れ	997	104
・見学受け入れ	925	132

内容	実績有の場合	
	件数（件数平均）	延人数（人数平均）
・地域からのボランティアの受け入れ	69.7	313.4
・実習受け入れ	15.9	86.9
・見学受け入れ	16.0	53.6

（３）「主たる拠点」における介護保険サービスの利用状況と実施状況

①　「主たる拠点」における平成 24 年度の介護サービス利用状況（当該拠点で実施しているサービスごとに、次のａ、ｂの利用者数（実人数）及びｃの市区町村数（実数）を記入。）

ａ．　施設・事業所のある市区町村内に居住している利用者数、又は入所（入居）前、当該市区町村内に居住していた利用者数（実人数）

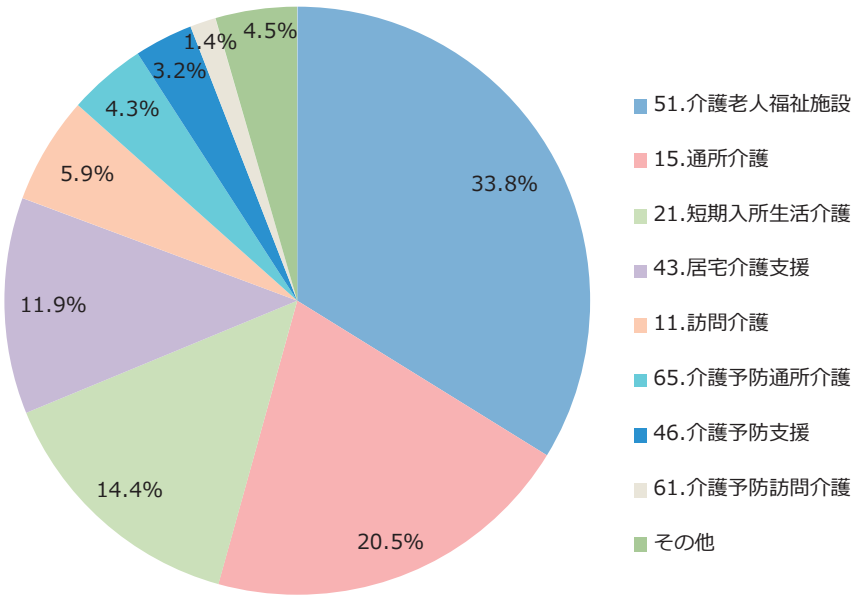
ｂ．　施設・事業所のある市区町村外に居住している利用者数、又は入所（入居）前、当該市区町村外に居住していた利用者数（実人数）

ｃ．　利用者の居住している市区町村数、又は入所（入居）前に利用者の居住していた市区町村数（実数）

○ 全体のサービス利用状況を 100%とすると、「51. 介護老人福祉施設」が 33. 8%を占めて最も大きい。ついで「15. 通所介護」20. 5%、「22. 短期入所生活介護」14. 4%、「43. 居宅介護支援」11. 9%と続く。

○ 市区町村外の利用者比率をみると、全体では 8. 8%、主要なサービス別では「51. 介護老人福祉施設」16. 5%、「15. 通所介護」3. 0%、「22. 短期入所生活介護」10. 2%、「43. 居宅介護支援」3. 3%であった。

図表 18　介護保険サービスの利用状況（全体）



サービスの種類	回答数	a＋b 総実人数（人）		a（実人数） 市区町村内（人）		b（実人数） 市区町村外（人）		c 市区町村数（実数平均）
		合計	%	合計	%	合計	%	
11.訪問介護	407	85,387	5.90	81,316	95.2	4,071	4.8	2.4
12.訪問入浴介護	57	2,294	0.16	2,129	92.8	165	7.2	1.9
13.訪問看護	28	913	0.06	869	95.2	44	4.8	1.6
14.訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	10	235	0.02	231	98.3	4	1.7	1.3
15.通所介護	733	297,530	20.54	288,502	97.0	9,028	3.0	2.5
16.通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	30	1,364	0.09	1,207	88.5	157	11.5	2.4
17.福祉用具貸与	30	1,842	0.13	1,578	85.7	264	14.3	6.0
21.短期入所生活介護	769	209,156	14.44	187,921	89.8	21,235	10.2	3.4
22.短期入所療養介護（老健）	15	1,328	0.09	1,204	90.7	124	9.3	2.6
23.短期入所療養介護（療養）	-	-	-	-	-	-	-	-
31.居宅療養管理指導	4	277	0.02	253	91.3	24	8.7	2.5
33.特定施設入居者生活介護	82	5,741	0.40	4,873	84.9	868	15.1	5.0
43.居宅介護支援	550	172,204	11.89	166,601	96.7	5,604	3.3	5.0
51.介護老人福祉施設	791	489,515	33.80	408,904	83.5	80,611	16.5	5.9
52.介護老人保健施設	20	7,833	0.54	5,373	68.6	2,460	31.4	5.8
53.介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
40.定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
71.夜間対応型訪問介護	1	56	0.00	28	50.0	28	50.0	1.0
72.認知症対応型通所介護	109	6,203	0.43	6,160	99.3	43	0.7	1.1
73.小規模多機能型居宅介護	50	1,958	0.14	1,908	97.4	50	2.6	1.6
32.認知症対応型共同生活介護	126	9,184	0.63	8,694	94.7	490	5.3	1.8
36.地域密着型特定施設入居者生活介護	3	73	0.01	73	100.0	-	-	1.0
54.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	42	17,664	1.22	17,624	99.8	40	0.2	3.0
77.複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
61.介護予防訪問介護	313	20,761	1.43	20,347	98.0	414	2.0	1.4
62.介護予防訪問入浴介護	12	38	0.00	35	92.1	3	7.9	1.2

サービスの種類	回答数	a＋b 総実人数（人）		a（実人数） 市区町村内（人）		b（実人数） 市区町村外（人）		c 市区町村数（実数平均）
		合計	%	合計	%	合計	%	
63.介護予防訪問看	27	454	0.03	312	68.8	142	31.3	1.1
64.介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	6	496	0.03	495	99.8	1	0.2	1.4
65.介護予防通所介護	613	62,056	4.28	60,884	98.1	1,172	1.9	1.8
66.介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	17	250	0.02	240	96.0	10	4.0	3.0
67.介護予防福祉用具貸与	19	186	0.01	164	88.2	22	11.8	2.1
24.介護予防短期入所生活介護	451	5,439	0.38	5,012	92.1	427	7.9	1.3
25.介護予防短期入所療養介護（老健）	10	30	0.00	27	90.0	3	10.0	1.1
26.介護予防短期入所療養介護（療養）	-	-	-	-	-	-	-	-
34.介護予防居宅療養管理指導	1	1	0.00	1	100.0	-	-	1.0
35.介護予防特定施設入居者生活介護	39	752	0.05	691	91.9	61	8.1	1.9
46.介護予防支援	219	46,510	3.21	46,195	99.3	315	0.7	1.6
74.介護予防認知症対応型通所介護	17	218	0.02	218	100.0	-	-	1.0
75.介護予防小規模多機能型居宅介護	24	248	0.02	248	100.0	-	-	1.0
37.介護予防認知症対応型共同生活介護	8	160	0.01	159	99.4	1	0.6	1.7
合計		1,448,356	100.0	1,320,476	91.2	127,881	8.8	

②「主たる拠点」における平成 25 年 4 月 1 日現在の介護サービスの実施状況

○ 実施状況では、「毎日営業」との答えが多かったサービス種類は「11. 訪問介護」「21. 短期入所生活介護」「51. 介護老人福祉施設」「32. 認知症対応型共同生活介護」「61. 介護予防訪問介護」「介護予防短期入所生活介護」であった。

○ 「週 6 日営業」が最も多かったサービスは、「15. 通所介護」「65. 介護予防通所介護」。「週 5 日営業」が最も多かったサービスは「43. 居宅介護支援」であった。

サービスの種類	営業日（件数総合計）			
	毎日	6/W	5/W	4/W 以下
11.訪問介護	294	82	36	2
12.訪問入浴介護	7	15	24	9
13.訪問看護	5	7	11	-
14.訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	1	1	-
15.通所介護	159	442	147	12
16.通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	6	8	7	2
17.福祉用具貸与	5	3	4	-
21.短期入所生活介護	793	6	8	1
22.短期入所療養介護（老健）	12	-	-	-
23.短期入所療養介護（療養）	1	-	-	-
31.居宅療養管理指導	-	1	-	-
33.特定施設入居者生活介護	69	3	2	-
43.居宅介護支援	108	194	283	6
51.介護老人福祉施設	750	4	8	-
52.介護老人保健施設	19	-	-	-
53.介護療養型医療施設	-	-	-	-
40.定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-	-	-
71.夜間対応型訪問介護	-	2	-	-
72.認知症対応型通所介護	26	51	20	2
73.小規模多機能型居宅介護	57	-	-	-
32.認知症対応型共同生活介護	125	1	1	-
36.地域密着型特定施設入居者生活介護	7	1	-	-
54.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	41	-	1	-
77.複合型サービス	-	-	-	-
61.介護予防訪問介護	217	68	29	2
62.介護予防訪問入浴介護	5	13	13	5
63.介護予防訪問看護	7	5	10	-
64.介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1	3	1	-
65.介護予防通所介護	140	352	112	10

サービスの種類	営業日（件数総合計）			
	毎日	6/W	5/W	4/W 以下
66.介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3	4	2	-
67.介護予防福祉用具貸与	5	2	2	-
24.介護予防短期入所生活介護	565	6	3	1
25.介護予防短期入所療養介護（老健）	9	-	-	-
26.介護予防短期入所療養介護（療養）	1	-	-	-
34.介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-
35.介護予防特定施設入居者生活介護	38	1	-	-
46.介護予防支援	38	70	96	-
74.介護予防認知症対応型通所介護	18	32	19	2
75.介護予防小規模多機能型居宅介護	41	-	-	-
37.介護予防認知症対応型共同生活介護	66	1	-	-

○ 営業時間では、24 時間が多いサービス種類は「21.短期入所生活介護」「51.介護老人福祉施設」「24.介護予防短期入所生活介護」であった。また所定時間があるサービスは「11.訪問介護」「15.通所介護」「43.居宅介護支援」「65.介護予防通所介護」等で、営業時間はいずれも一日 9～10 時間が最も多かった。休日は日曜日と年末年始との回答が多かった。

○ 訪問介護系のサービス（「11.訪問介護」「61.介護予防訪問介護」）では営業時間 12 時間以上が２番目に多い構成比となっている。

サービスの種類	件数総合計									緊急対応サービス	
	営業時間※注			休日							
	24 時間	所定時間	他	平日	土	日	祝日	年末年始	他		
11.訪問介護	62	237	14	4	47	122	32	154	128	有	222
12.訪問入浴介護	2	39	-	5	24	42	11	40	7	有	28
13.訪問看護	2	17	-	-	11	17	11	16	4	有	17
14.訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	2	-	-	1	2	-	-	-	有	-
15.通所介護	1	555	22	14	131	564	87	497	131	有	292
16.通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	0	16	1	2	9	18	4	16	5	有	7
17.福祉用具貸与	3	5	2	-	3	8	4	6	3	有	-
21.短期入所生活介護	710	41	17	8	11	20	11	24	456	有	494
22.短期入所療養介護（老健）	10	1	1	-	-	-	-	-	8	有	-
23.短期入所療養介護（療養）	1	-	-	-	-	-	-	-	1	有	-
31.居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	1	-	1	-	有	-

サービスの種類	件数総合計									緊急対応サービス	
	営業時間※注			休日							
	24時間	所定時間	他	平日	土	日	祝日	年末年始	他		
33.特定施設入居者生活介護	60	9	2	-	1	3	1	1	39	有	37
43.居宅介護支援	33	335	35	6	260	446	233	386	81	有	327
51.介護老人福祉施設	704	23	11	5	12	15	12	16	434	有	419
52.介護老人保健施設	18	-	-	-	-	-	-	-	9	有	-
53.介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-
40.定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	1	-	-	-	-	-	1	有	-
71.夜間対応型訪問介護	-	1	-	-	-	1	-	-	-	有	-
72.認知症対応型通所介護	3	67	8	2	19	66	7	60	20	有	51
73.小規模多機能型居宅介護	49	2	1	1	-	1	1	3	27	有	33
32.認知症対応型共同生活介護	115	3	2	2	1	1	-	1	66	有	48
36.地域密着型特定施設入居者生活介護	7	1	-	-	1	1	1	1	4	有	-
54.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	34	5	2	1	1	3	2	2	28	有	23
77.複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-
61.介護予防訪問介護	45	185	8	2	29	96	27	121	92	有	166
62.介護予防訪問入浴介護	1	26	-	3	14	28	8	25	6	有	-
63.介護予防訪問看護	2	15	1	-	11	18	8	16	4	有	-
64.介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	5	-	-	1	2	-	1	-	有	-
65.介護予防通所介護	10	426	19	7	100	452	74	402	114	有	231
66.介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1	5	-	1	2	6	1	4	2	有	-
67.介護予防福祉用具貸与	3	4	1	-	2	5	2	4	5	有	-
24.介護予防短期入所生活介護	511	26	14	4	6	14	6	17	316	有	330
25.介護予防短期入所療養介護（老健）	9	-	-	-	-	-	-	-	4	有	-
26.介護予防短期入所療養介護（療養）	1	-	-	-	-	-	-	-	1	有	-
34.介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-
35.介護予防特定施設入居者生活介護	35	4	-	-	-	-	1	1	22	有	-
46.介護予防支援	13	130	11	1	84	157	87	141	27	有	118
74.介護予防認知症対応型通所介護	3	49	7	3	16	46	6	44	16	有	34
75.介護予防小規模多機能型居宅介護	35	2	-	-	-	1	1	2	22	有	-
37.介護予防認知症対応型共同生活介護	61	1	2	1	-	-	-	-	36	有	29

※注　（所定時間）午前○○時○○分～午後○○時○○分と記載されたもの。時間の内訳は別表参照。

別表：所定時間の内訳

サービスの種類	営業時間　※○時間以上～○時間未満									
	4～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12 以上	24 時間	その他
11.訪問介護	0	2	1	26	109	18	15	65	63	15
構成比%（その他除く）	-	0.7	0.3	8.7	36.5	6.0	5.0	21.7	21.1	-
12.訪問入浴介護	1	-	3	18	14	2	1	-	2	-
構成比%（〃）	2.4	-	7.3	43.9	34.1	4.9	2.4	-	4.9	-
13.訪問看護	-	-	-	6	10	-	1	-	2	-
構成比%（〃）	-	-	-	31.6	52.6	-	5.3	-	10.5	-
14.訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
構成比%（〃）	-	-	50	-	50	-	-	-	-	-
15.通所介護	29	57	135	77	225	22	5	5	1	22
構成比%（〃）	5.2	10.3	24.3	13.8	40.5	4.0	0.9	0.9	0.2	-
16.通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	3	6	-	6	-	1	-	-	1
構成比%（〃）	-	18.8	37.5	-	37.5	-	6.3	-	-	-
17.福祉用具貸与	-	-	1	-	3	-	1	-	3	2
構成比%（〃）	-	-	12.5	-	37.5	-	12.5	-	37.5	-
21.短期入所生活介護	-	-	2	13	22	1	-	2	710	19
構成比%（〃）	-	-	0.3	1.7	2.9	0.1	-	0.3	94.7	-
22.短期入所療養介護（老健）	-	-	-	1	-	-	-	-	10	1
構成比%（〃）	-	-	-	9.1	-	-	-	-	90.9	-
23.短期入所療養介護（療養）	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-
31.居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33.特定施設入居者生活介護	-	-	-	2	5	1	-	1	60	2
構成比%（〃）	-	-	-	2.9	7.2	1.4	-	1.4	87.0	-
43.居宅介護支援	1	3	8	76	281	7	-	2	33	36
構成比%（〃）	0.2	0.7	1.9	18.5	68.4	1.7	-	0.5	8.0	-
51.介護老人福祉施設	-	-	1	4	16	2	-	-	704	13
構成比%（〃）	-	-	0.1	0.6	2.2	0.3	-	-	96.8	-
52.介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-
53.介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40.定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

サービスの種類	営業時間　※○時間以上～○時間未満									
	4～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12 以上	24 時間	その他
71.夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
72.認知症対応型通所介護	2	5	16	10	28	3	1	2	3	8
構成比%（〃）	2.9	7.1	22.9	14.3	40.0	4.3	1.4	2.9	4.3	-
73.小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	1	1	-	-	49	1
構成比%（〃）	-	-	-	-	2.0	2.0	-	-	96.1	-
32.認知症対応型共同生活介護	-	-	-	1	2	-	-	-	115	2
構成比%（〃）	-	-	-	0.8	1.7	-	-	-	97.5	-
36.地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	1	-	-	-	7	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	12.5	-	-	-	87.5	-
54.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	1	4	-	-	-	34	2
構成比%（〃）	-	-	-	2.6	10.3	-	-	-	87.2	-
77.複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61.介護予防訪問介護	-	2	2	19	87	14	12	49	45	8
構成比%（〃）	-	0.9	0.9	8.3	37.8	6.1	5.2	21.3	19.6	-
62.介護予防訪問入浴介護	1	-	2	11	11	1	-	-	1	-
構成比%（〃）	3.7	-	7.4	40.7	40.7	3.7	-	-	3.7	-
63.介護予防訪問看護	-	-	-	5	9	-	-	1	2	1
構成比%（〃）	-	-	-	29.4	52.9	-	-	5.9	11.8	-
64.介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-
構成比%（〃）	-	40.0	-	20.0	40.0	-	-	-	-	-
65.介護予防通所介護	19	48	104	59	167	20	3	5	10	20
構成比%（〃）	4.4	11.0	23.9	13.6	38.4	4.6	0.7	1.1	2.3	-
66.介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	-	-	1	-	3	-	1	-	1	-
構成比%（〃）	-	-	16.7	-	50.0	-	16.7	-	16.7	-
67.介護予防福祉用具貸与	-	-	1	-	3	-	-	-	3	1
構成比%（〃）	-	-	14.3	-	42.9	-	-	-	42.9	-
24.介護予防短期入所生活介護	-	-	1	9	15	-	-	1	511	15
構成比%（〃）	-	-	0.2	1.7	2.8	-	-	0.2	95.2	-
25.介護予防短期入所療養介護（老健）	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-
26.介護予防短期入所療養介護（療養）	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-

サービスの種類	営業時間　※○時間以上～○時間未満									
	4～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12 以上	24 時間	その他
34.介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35.介護予防特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	2	1	-	1	35	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	5.1	2.6	-	2.6	89.7	-
46.介護予防支援	1	3	4	33	85	3	-	1	13	11
構成比%（〃）	0.7	2.1	2.8	23.1	59.4	2.1	-	0.7	9.1	-
74.介護予防認知症対応型通所介護	2	4	14	7	18	2	-	2	3	7
構成比%（〃）	3.8	7.7	26.9	13.5	34.6	3.8	-	3.8	5.8	-
75.介護予防小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	1	1	-	-	35	-
構成比%（〃）	-	-	-	-	2.7	2.7	-	-	94.6	-
37.介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	1	-	-	-	61	2
構成比%（〃）	-	-	-	-	1.6	-	-	-	98.4	-

（４）「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況

①　「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への平成 24 年度の職員派遣状況（参加回数（件数）・延人数・主たる担当者の職種を選んで記入

○ 職員派遣については、総じて「⑦施設長・副施設長・事務長」、「⑧生活相談員」、「⑩介護支援専門員」が積極的に地域の関係機関・団体等との関わりを持っている実態がうかがえる。

○ 「④介護職員」については、他の項目に比べ、「6. 地域の祭り」、「7. 地域清掃・その他の奉仕活動」に積極的に関与している実態がうかがえる。

施設・事業所外への職員派遣内容及びＮ（回答拠点数）			主たる担当者職種（件数総合計）※注											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1.介護保険審査会（※行政の依頼によるもの）		47	2	1	1	1	-	2	37	2	-	5	-	2
2.入所判定委員会（※行政の依頼によるもの）		149	15	5	12	8	5	-	130	25	-	17	1	7
3.介護認定審査会（※行政の依頼によるもの）		480	39	4	33	37	1	3	242	93	4	106	21	19
4.地域ケア会議		405	108	25	20	20	3	1	80	106	8	245	45	33
5.地域社会との連携	□行政機関等（1～4除く）	205	47	11	15	14	5	2	97	33	2	77	26	22
	□医療機関	94	25	3	25	7	3	3	23	33	2	42	10	4
	□その他の社会福祉法人	166	22	9	9	28	8	2	95	40	3	28	15	19
	□自治会・町内会	206	51	19	14	33	7	3	91	42	4	58	34	36
	□民間企業	24	9	3	4	2	-	-	6	5	-	10	8	5
	□ＮＰＯ	18	1	1	-	1	-	-	6	4	-	4	3	3
	□老人ｸﾗﾌﾞ、住民ｻｰｸﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ	147	38	9	29	20	5	5	39	30	5	55	29	22
6.地域の祭り・行事		450	102	46	54	189	34	9	177	177	20	85	23	65
7.地域清掃･その他の奉仕活動		233	62	35	27	103	24	7	90	82	8	40	15	71
8.講習会･講演会等への講師派遣		391	82	20	46	87	40	17	120	85	8	113	45	36
9.その他		66	17	5	9	15	5	1	27	15	-	20	7	8

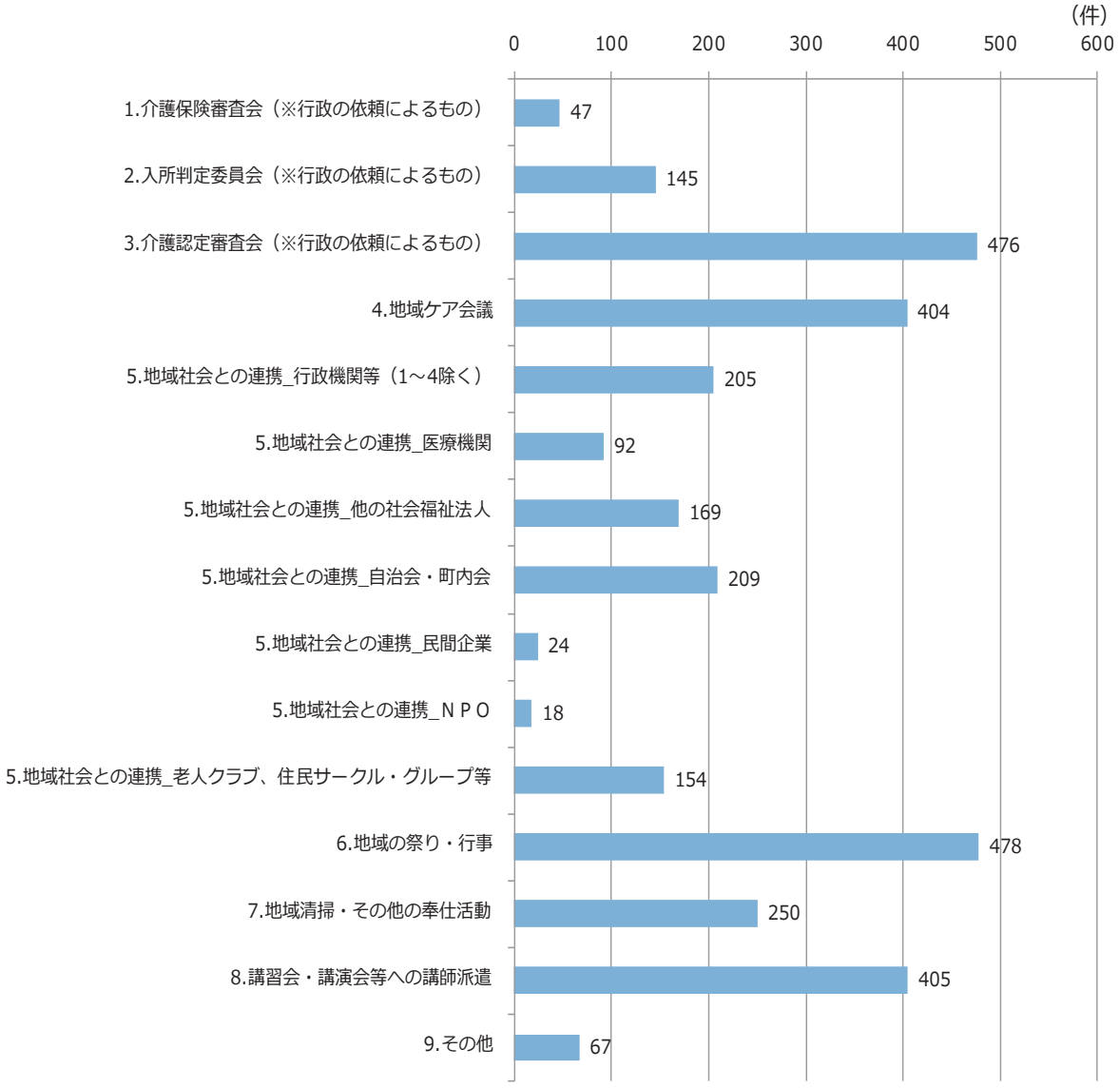
※注 ①医師・歯科医師　②歯科医師　③看護職員　④介護職員　⑤管理栄養士・栄養士　⑥OT/PT/ST
⑦施設長・副施設長・事務長　⑧生活相談員　⑨支援員　⑩介護支援専門員
⑪社会福祉士・精神保健福祉士　⑫その他

※注　「主たる担当者職種」は、「施設・事業所外への職員派遣」について、1 件あたり複数の職種を派遣する場合があることから、「主たる担当者職種」件数の合計は、「施設・事業所外への職員派遣」Ｎ（回答拠点数）と一致しない。

○ 各派遣の状況については、以下に示すとおり。公的な会合（上記 1～4）以外での連携でみれば、派遣実績では「地域の祭り・行事」が最も多く、次いで「講習会・講演会等への講師派遣」となっている。

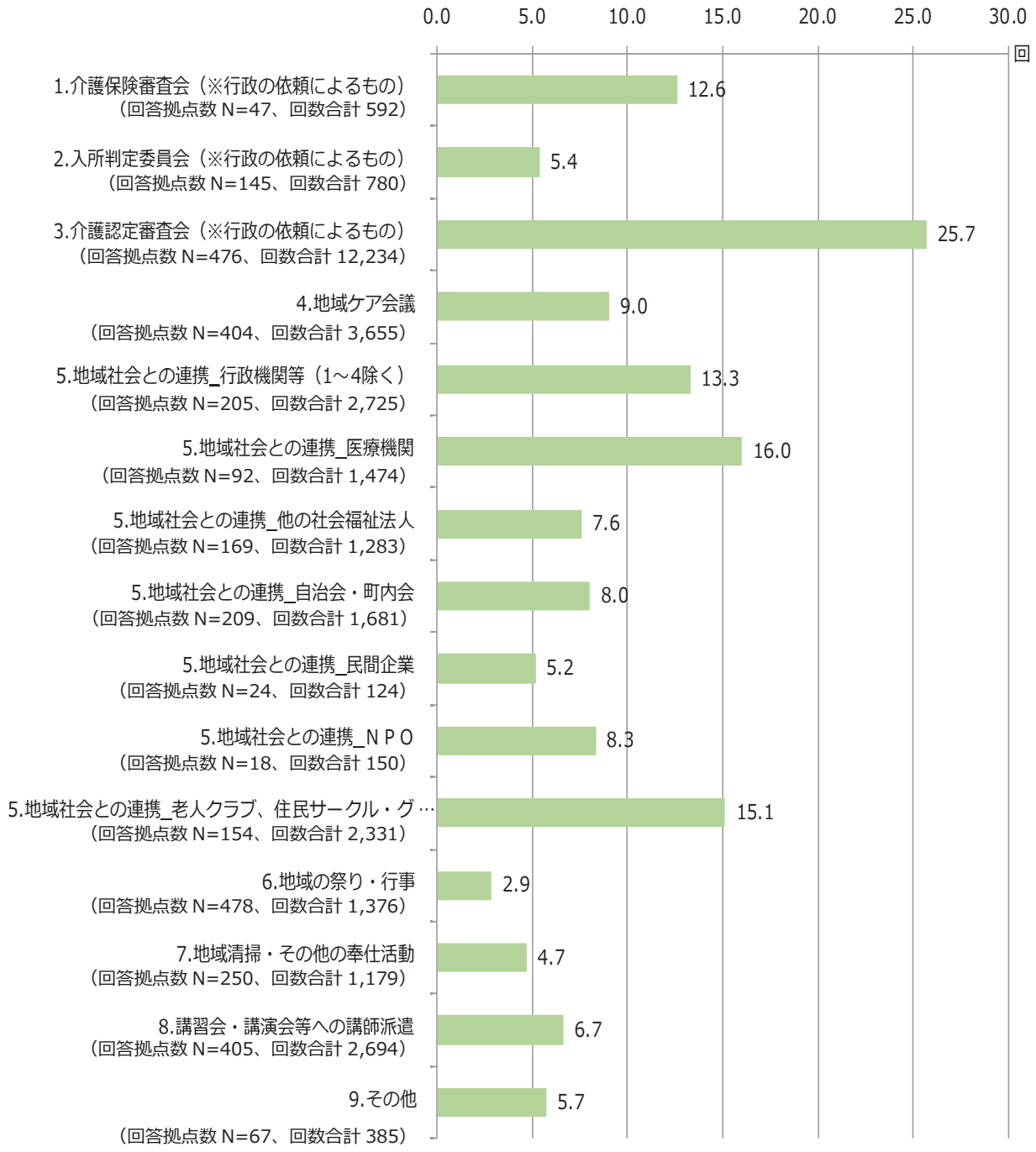
○ また、1 年当たりの派遣頻度や延人数では「老人クラブ、住民サークル・グループ等」が多い。具体的な派遣内容については次の自由回答を参照。

図表 19　職員派遣の実績（拠点数）（N=957）複数回答
（回答総数＝3,143）



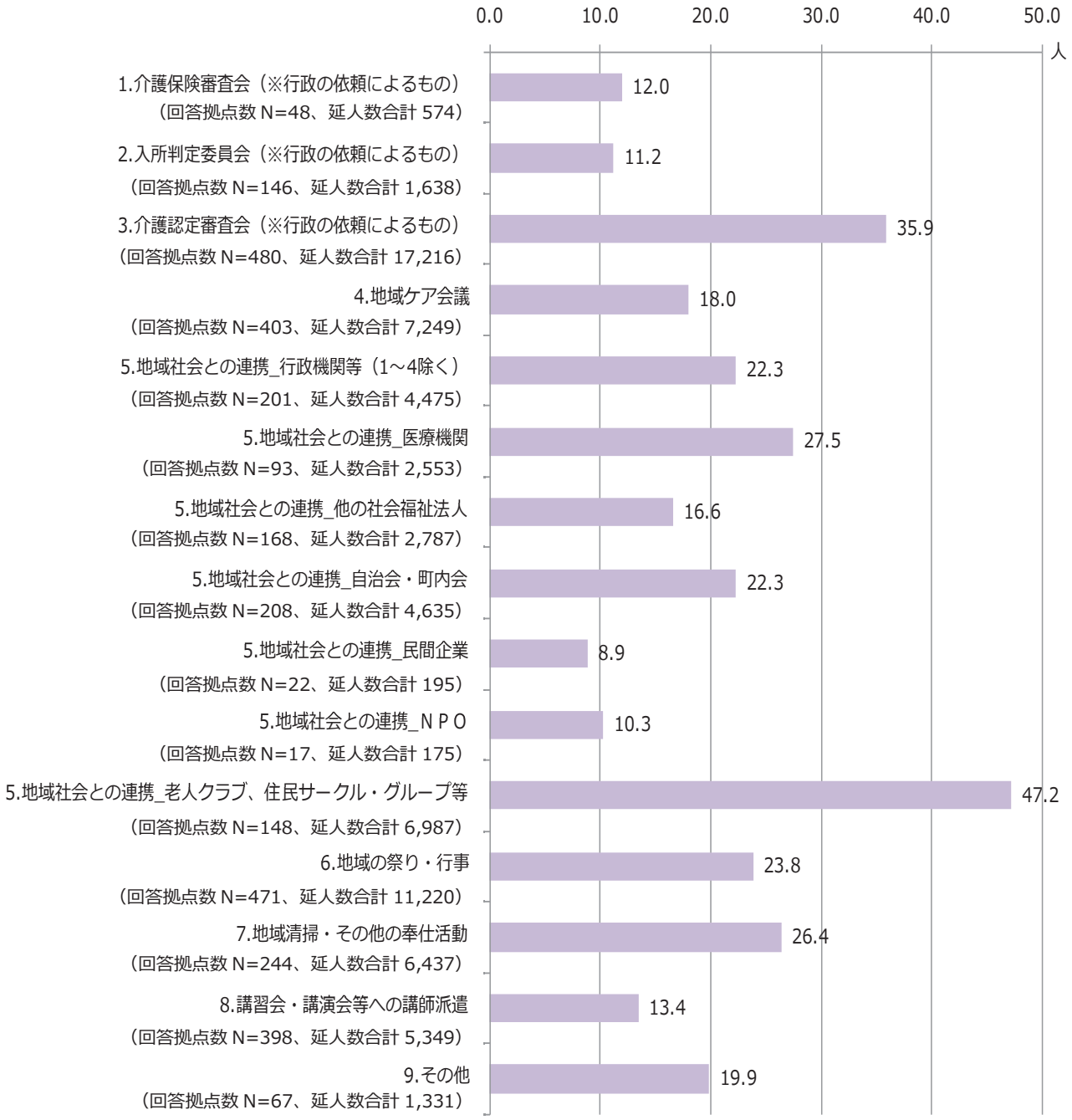
○1年間の職員派遣の回数（1拠点当たり）は公的な会合（上記1～4）を除くと「５．地域社会との連携（医療機関）」16.0回、次いで「５．地域社会との連携（老人クラブ、住民サークル・グループ等）」15.1回となっている。

図表 20　職員派遣の回数（1年間、1拠点あたり平均値）（N=957）複数回答
（総回数＝32,663）



○１年間の職員派遣の延人数（1 拠点当たり）では、「５．地域社会との連携（老人クラブ、住民サークル・グループ等)」が最も多く 47.2 人となっている。
○「５．地域社会との連携（町内会)」「６．地域の祭り・行事」「７．地域貢献・その他の奉仕活動」については、上記の回数がそこまで多くないことを併せ考えると、1 度の実施で多くの人材を拠出していることがわかる。

図表 21　職員派遣の延人数（1 年間、1 拠点あたり平均値）（N=953）複数回答
（総延人数＝72,821）



② 活動の詳細（自由回答）

「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況：自由回答（代表例）
・ 県福祉休養ホームの介護教室に介護職員を派遣し、介護体操、レクリエーション指導を行っている。
・ 行政機関等 支援センター会議に居宅ケアマネジャーが全員参加し、地域ニーズや利用者状況の把握に努めている。 男女共同参画推進委員に職員を派遣 ・ 他の社会福祉法人 共同募金会が主催する「歳末チャリティー余芸大会」の実行委員会に職員を派遣
・ 地域密着型サービス運営協議会への委員参加 ・ 病院運営協議会へ委員参加
・ 近隣病院との合同会議 ・ 地域座談会への出席 ・ 民生委員協議会への出席
・ 行政機関等…市介護保険課主催、介護交流会（家族を介護している方の交流・相談） ・ 他の社会福祉法人…社協から依頼、老人福祉センター（入浴）での健康チェック、相談 ・ 自治会・町内会…自治会の集まり時に集会所を利用し、介護保険の説明や認知症について学ぶ。 ・ 老人クラブ・住民サークル・グループ等…市のサロンに伺い、介護保険の説明や体操を行う。
・ 宅配給食の一拠点として施設を開放しているため、合同の行事に参加
・ 民生児童委員会の出席を月１回している。
・ 特養周辺地区の老人クラブ集会へ出向き、介護施設サービス、居宅介護サービスの活用方法や介護保険制度等の説明会を行った。
・ 地域の老人倶楽部に介護予防体操や、認知予防指導を行っている。
・ 健康体操、運動の実施 ・ 口腔ケア、食事からの栄養摂取の方法について ・ 消費者被害の防止、事例等の紹介
・ 地域住民への福祉活動として地域サロンへ出向いて、介護相談や介護保険制度の説明、健康体操などをおこなうことで、地域住民との交流や福祉ニーズの把握に努めている。
・ 近隣に設置されている医療機関と福祉施設機関とのネットワークに関する会議
・ 地域消防団の施設見学・防災についての相互協力の可能性についての話し合い。
・ 介護者教室の開催…民生委員家族を対象
・ 他の近隣社会福祉法人とは合同で第三者委員会を開き、年に 5 回は委員会で苦情等情報の共有を行い、講師を招いての合同研修も年一回は開催しています。24 年度は 2 回開催 ・ 自治会の常会には毎回出席し活動をしています。 ・ 自治会と近隣四施設との相互応援協定による防災訓練を年に 1 度行っています。
・ 自治会、老人クラブ、地区社協等での講演
・ 地域社会との連携については、定期的な「情報連絡会議」に参加しています。
・ 自治会、町内会ともつながる地区社協の会合、防災体験会に参加 施設の祭りと地域の祭りを一体的に実施 地域の学校の講演会に講師を派遣、地域団体への講師派遣もあるが、24 年度はなし 地域の学校の入学・卒業式・運動会への参加
・ 津波避難訓練
・ 区長会、民生委員との連携～社協会費、共同募金活動 ・ 福祉課～社会福祉事業（活動）の連携 ・ 県社協～同上
・ 施設長：市社協評議員 ・ 居宅介護支援専門員：老人いこいの家への血圧測定と健康相談

「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況：自由回答（代表例）
・ 他法人の施設見学（特養 2、特定ケアハウス 1、軽費老人ホーム 1） ※介護度が 3 以上になった場合に特定ケアハウスへの案内をしているが、希望者を前もって施設見学にお連れしている。 ※給食業者変更の参考とするため、給食を試食させて頂いた。 ・ 市民センターを拠点に防災協定を締結している 10 施設との避難訓練に相互に参加している。 ・ ダンス教室の発表会を見学し、高齢者の介護予防事業の参考とするため
・ 小学校前であいさつ運動
・ 自治会単位のミニサロン等への職員派遣
・ 介護相談員が月に 1 度町内の各施設を訪問し、現場職員や利用者の声など各事業所の状況を把握してもらっており、年に 3～4 回各事業所が集まり、介護相談員を中心に利用者側の要望や各事業所の特色など意見交換を行い、地域にとってより良い事業所になるよう励んでいる。
・ ケース検討会（退院カンファレンス含む） 災害ボランティア研修会
・ 行政、自治会等の情報をもとに、地区別情報交換会、担当圏域の各地区代表者とグループワークや意見交換会を行う。
・ 地域防災訓練に関する話し合いと地域防災訓練実施時の参加
・ 点字奉仕員養成講習会 市が主催する点訳ボランティアの養成講習会の会場の提供と講師として職員（点字指導員）2 名の派遣を行っている。 ・ 点字講習会 市が主催する中途失明者への点字取得講習会の会場の提供及び講師として職員（点字指導員）1 名の派遣を行っている。 ・ 地区ふれあいランチ 地区社協主催の独居高齢者に食事の提供をする会（月 2 回）の献立作成および調理を当施設で行い、栄養指導のため栄養士 1 名を派遣している。
・ 学校区ごとに設置される地域福祉ネット会議へ事務局として、社会福祉協議会と協働参画。地域福祉活動を支援している。ネット会議を通じての地域住民の福祉に関する勉強会等へ法人として講師等を派遣。（法人の自主事業「出前講座」として。）主たる拠点施設以外でも、市内 6 ネット会議に参画。同様の活動を行っている。
・ 看護職員による老人クラブへの健康相談、BP 測定等管理栄養士職員による栄養講話、介護食調理実習
・ 男性職員による踊りを地域のお祭りや他の福祉施設に出向いて披露した。その際お祭りの手伝いや地域の子供向けに福祉体験などを企画した。 地域自治会、町会等とは地域包括支援センターが企画した講演会に介護スタッフや介護支援専門員を派遣し介護相談を受けた。 地域の清掃活動は５年前より地域の企業の方たちと共同で実施している。 また、防災に関する講演会を区役所と共同で開催し、前述の地域の企業の方にも出席していただいた。 医療機関などとも介護支援専門員や生活相談員が随時連携を行っている。
・ 住民グループ、老人クラブ等の集まりで町の高齢者に係る現状と、施設利用や介護サービス等についての講話を行った
・ 公民館等での介護予防講座、地域ケア推進担当者会議（地域庁舎、社協、地域包括ケアセンター職員）を定期的、随時開催し、地域住民への周知活動、関係機関の情報共有連携している。
・ 地域のふれあいいきいきサロン（２地区）の後方支援として、年に 2～3 回、主に看護職員を派遣し、健康相談等を行っている。
・ 協力医療機関である病院主催の地域医療連携情報交換会が毎年開催されてかおり、施設長・看護師および介護支援専門員が参加し、特養の昨日、役割の重要性と担当の連携、協働の推進を強調するとともに、情報交換共有に努めている。

「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況：自由回答（代表例）
・　近隣の特養施設と介護現場の職員が交互に訪問し、介護サービスの提供方法等を学びその内容を介護現場に活かすよう努めている。
・　退院システム委員会等、他の医療機関等と定期的な情報交換や研修会等を行っている。 住民の方や老人クラブからは地域でかかえる疑問等についての講演や最近では認知症の見守り支援についての講演に出向く事が多い。
・　地域の自治会には施設長が会議に参加している。介護職員が自治会などの行事に参加する事はないが、ご利用者様を自治会のお祭りなどに参加させてもらっている。ボランティアさんも自治会から数多くいらしてくれている。
・　近隣の高等学校で開催される文化祭への招待
・　行政主催の社会福祉大会に展示ブースの出展を行っている。
・　他の事業所との定期的な会合、徘徊者に対するネットワークの構築
・　嘱託医・連絡会議・・・医師会、嘱託医、施設管理者の意見交換会 ・　地域振興会の交流会
・　行政機関等とは、在宅医療介護福祉連携、保健医療推進協議会、消費者被害連絡会議及び虐待防止連絡会議等へ参加している。 ・　医療機関とは、早期発見早期治療を目的として認知症相談日を設置しドクターに参加してもらっている。 ・　自治会・町内会へは定期的に参加させてもらい、職員の顔を覚えてもらうとともに、サービス内容の説明、情報交換及び相談等を行っている。 ・　老人クラブ等へは、介護予防教室の開催等で連携している。
・　地区社協の開催の文化祭に職員を派遣し、栄養相談、健康相談、バザーへの出品等を行っている
・　地域医療連携パス会議での施設紹介 ・　社会福祉協議会運営委員としての活動 ・　地域ボランティアグループ開催行事への参加協力 ・　小・中学校運動会プログラムへの参加協力 ・　地域団体開催行事での施設紹介 ・　中学校での講演
・　所属町内会への入会により、定期総会や新年会への参加、町内会住民の近況や園の運営等について情報交換を行い必要時には連携を図っている。
・　地域社会との連携については、定期的（年４回）に開催されている医療連携室懇親会や社会福祉施設連絡協議会に参加している。 ・　住民グループに対しては、毎月一度開催されているサロン活動に参加している。 ・　地域の祭りや行事は夏祭りに参加したり、地域清掃活動にも積極的に参加している。 ・　講習会は、認知症や介護に関する研修会に講師として参加している。
・　町内会と合同で施設にて、盆踊りをしています。職員を派遣していませんが、町内会と連携して行っている。
・　苦情解決に係る第三者委員（オンブズマン）の派遣 ・　地域文化祭準備、後片付け
・　民生委員会、地域の老人クラブ等での認知症高齢者の対応等の講演を行った。（認知症ケアサポーターの資格者が行った）
・　地域の町内会の会合や敬老会に、園の理事長を含め職員による劇団で参加している。劇団の演ずる内容は、オレオレ詐欺やほめほめ詐欺など、高齢者が巻き込まれやすい詐欺等をわかりやすく劇にして、笑いを交えながら、地域の高齢者が犯罪に巻き込まれないように地域に貢献する活動を行っている。
・　グループホームの運営推進会議に出席し、地域住民との意見交換をおこなっている ・　福祉作業所のパン販売を月１回施設内にておこなっている
・　近隣の社会福祉法人、ＮＰＯと共同して同地域の住民の皆様との交流の場として町内会に協力していただき、平成 22 年度より「公園祭り」を開催している。

「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況：自由回答（代表例）
・　地域内に「暮らしのサポートセンター」を立ち上げるための準備の手助けをしています。
・　町内会の方々に対し定期的な防災訓練に参加して頂き施設の設備、入所者の状況等を理解してもらい避難誘導をお願いしています。 ・　法人で開いているワークショップの中で福祉に関する内容にて講和をしている。施設の PR 又は障害者の方々が作った野菜、手芸作品販売、又は飲食物の提供を行う。地域交流ホールは町内会の活動等に利用して頂く（趣味活動の練習、発表、サークル活動、行事等に利用）
・　地域包括ケアの推進として、実態把握や啓発活動、認知症や在宅復帰等の見守り支援システムづくり等で連携を行っている。
・　近隣の公営団地における孤独死予防のために住民同士の絆を深めると共に生活上の問題の相談や支援が迅速に行えるようにするために当法人が介入して月１回の住民の集いを行っている。具体的には公営団地の空き住居を活用して、健康チェック、体操教室、保健、医療、介護制度の普及啓発を行っている。毎月 15 名前後の住民が参加している。 住民同士がお互いを安否確認するものとして、ベランダ旗上げ運動も行っている。
・　週二回、毎月歯科往診に来ていただいている。 ・　月二回ＰＴに来て頂き、機能訓練の指示を頂く、 ・　敬老祝賀会、家族交流会時ボランティアとして住民サークルやクラブをお願いして、イベント行事を行ってもらっている。
・　自治会、町内会…市社協との連携で、地域のサロン（行政区単位）運営に取り組んでいる。内容としては、公民館に出向き、レクリエーションや予防運動等のサービスを提供している。 ・　行政機関との連携…市役所と連携し、キャラバンメイトの育成への協力から地域住民に対する認知症の理解の為にサポーター養成に取り組んでいる。
・　市より地域包括支援センター業務を受託している関係上、他の社会福祉法人が開催する地域ケア会議への参加。弊法人のセンターが開催する地域ケア会議、また地域の老人クラブやサークルが主催する健康サロンへの参加など。
・　地域の防災イベントへ職員２名を派遣、地域の参加者の送迎を行った。ヘルパー連絡協議会へ管理者１名が参加、役員として協議会の運営に携わった。社会福祉協議会の行う「福祉紹介キャンペーン」に生活相談員１名を派遣、地域の中学校等で福祉の職業紹介のための特別授業を行った。
・　地区で、住民支え合い作りに取り組み、マップ作りをし、見守り確認訓練まで実施した。 ・　地区では課題の提案を行い、次年度につなげました。 その他 2 地区において、福祉課・社協と共に、住民支え合い作りの相談支援を行っている。 ・　SOS 事業の立ち上げ登録事業所 18 カ所とファックス通信によるプレテストを実施した。
・　グループホームを運営し 11 年が経過する中、今ひとつ地域の認知度も低く、地域の中へ溶け込めない現状を打破する為に、遅まきながらではありますが地域の自治会へ加入することが出来ました。これを契機に、僅かずつではありますが、地域のお祭りや企画へ参加する機会が増え、また、逆に施設のもちつき等の企画や施設で行われている地域会議へ地域の方々（自治会長等）が参加して頂き、交流の輪が広がっています。
・　市内の介護サービス事業所にて、事業所間の連携をふかめると共に定期的に外部講師をまねいて研修会を実施している。 ・　施設近隣の自治会の連合コミュニティに出席し、近隣住民の意見を拝聴したり、合同で地区行事を開催するなどして連携をはかっている。
・　地域包括支援センターの職員が、「福祉出前講座」として、町内会や老人クラブなどの集まりで、「認知症」や「介護保険」の話をする。地域福祉課の職員が、町内会に出向き「ささえあいの町づくり」についての話やワークショップ、車いすの使い方などの話をする。
・　. 地区のデイホーム事業に出向く（1 回 2 人、調理教室や介護予防体操、脱水防止など健康について） . 認知症介護実践者研修の講師として、実践 2 クール、リーダー1 クール、1 クール 3～4 回
・　施設へのボランティア活動（墨絵、書道、生花、介護ボランティア） ・　中高生のボランティア活動、老人会舞踊の訪問、音楽サークル、空手クラブ等の訪問

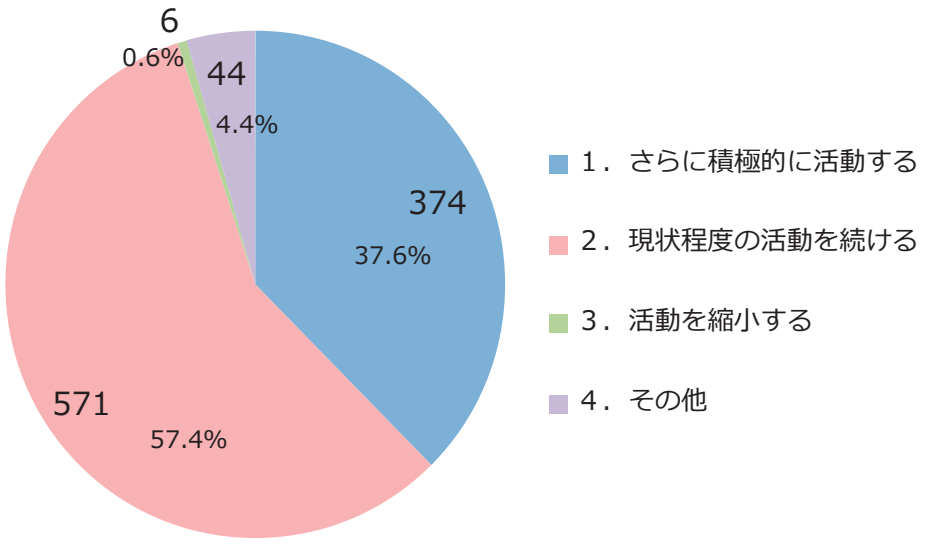
「主たる拠点」から地域の関係機関・団体等への職員派遣等の状況：自由回答（代表例）
・　複数事業所連携研修事業…複数の事業所がネットワークを形成し、共同で合同研修会等によるキャリア開発等を行い、福祉介護人材の確保育成を図ることを目的としたもので、セミナー１回、視察研修３回、職員交流研修を行った。
・　地域のサロン 地域の方々が住みなれた場所で元気に暮らし続けられるよう、血圧測定、お話会、介護相談、健康体操等を通して月に一回交流の機会を持っています
・　地域貢献委員（委員 8 人）を設置しており、また自治会に所属し定期的な会合、行事に積極的に参加し、地域住民との繋がり、信頼関係の構築に努めている。 ・　施設の避難訓練に地域の方に参加していただき、地域の避難訓練に職員が参加し、災害時の在宅高齢者等生活困窮者への対応、課題に共に取り組んでいる。 ・　障害者諸団体（法人、NPO）との繋がりを大切に、連携に努めていきたい。
・　救急救命インストラクターとして地域のＮＰＯ法人主催の講習会に出席。災害時連携のために同ＮＰＯ法人と一緒に訓練を行う。 ・　地域の祭りに 3 回、出店と太鼓を披露。
・　他の社会福祉法人-近隣施設 11 施設で部会を実施。各職種（施設長、部長、生活相談員、介護、看護、事務厨房、若い職員）で専門部会を年に数回それぞれ開催 ・　活動内容①それぞれの施設で困っている事を持ちより解決のアドバイスをいただく、②テーマを決め事例検討会、③施設見学、④事業者協議会交流
・　地域包括支援センターを中心に、毎週 1 回町立病院にて在宅介護支援センター職員が集まり、入院又は在宅生活者に対する医療の関する介護を開催している。 ・　老人クラブのと地域の婦人会の依頼を受けて、介護予防の一環として行っている在宅生活高齢者に対するクラブ作品作りの講習会を実施しております。
・　地域内の老人クラブ員で構成されているミニデイサービスに出向き、施設やサービスの説明をしっ介護相談等にのっている。また、職員によりレクリエーションを行っている。
・　地域の中で見守り等を必要とされる方々が、どのくらい存在しているか、どのような範囲に分布しているのかなどを住宅地図を用いて示し、その要援護者等との関わりがある方々などを線等で結び付け、日常生活支援に活かせるような「支え合いマップ」の作成や、危険個所を地域の方々と共に確認し、地図に落とし込んで住民で共通認識を持ち安全に過ごせる為の「危険個所マップ」の作成を進める為に、4 地区年 4 回の住民福祉座談会を開催している。
・　地域に、福祉・医療・行政との定期的な意見交換等を実施する会がある。福祉系サービスと開業医を含む医療サービスと介護保険課（行政）の代表職員で、意見の交換や事業所のサービス内容の現状報告など、互いの情報共有を図っている。
・　行政機関は相談員連絡会、サービス向上研究会等 ・　他の社会福祉法人は意見交換会、交換研修です。 ・　自治会、町内会はお祭り、納涼祭等 ・　民間企業はワークショップ等 ・　老人クラブはボランティアとして受け入れです。
・　「たとえ認知症になっても安心して住める町」を目指し、福祉・医療・行政に携わる方、それを受ける地域の方々と共に話し合いを重ね、トータル支援パス（多くの職種が連携して地域で認知症の方を見守る仕組み）を作成し、シンポジウムを開き、実用に向けての説明会を開催。シンポジウムには医療機関の責任者、地域包括ケアセンター、行政の方に参加頂いた。

③　地域の関係機関・団体等への職員等の派遣に係る今後の方針

○ 派遣についての今後の方針では、現状程度の活動を続ける 57.4%、さらに積極的に活動する 37.6%となっている。

図表 22　職員等の派遣についての今後の方針（N=995）単一回答

区分	件数	割合（%）
1. さらに積極的に活動する。	374	37.6
2. 現状程度の活動を続ける。	571	57.4
3. 活動を縮小する。	6	0.6
4. その他	44	4.4
合計	995	100.0



（５）「主たる拠点」における生活困窮者等への地域支援の状況

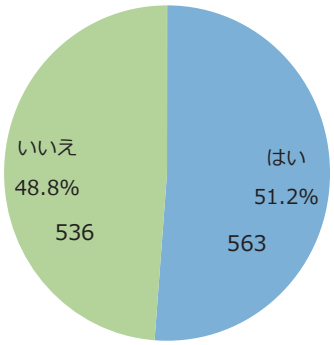
①　生活困窮者等に関する情報収集の状況

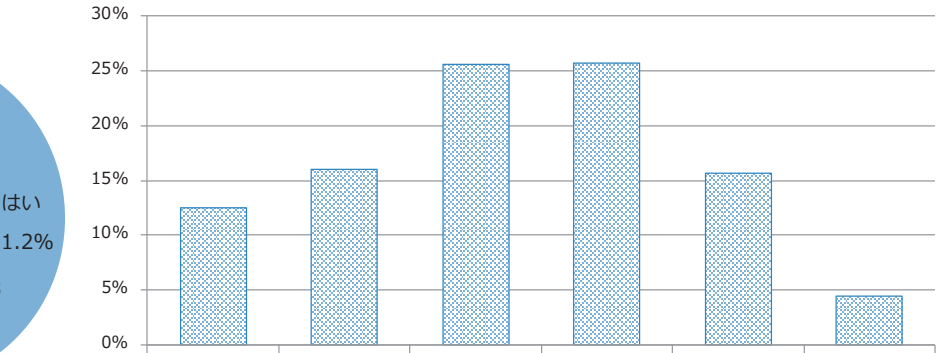
○ 情報収集については、「はい」が 51.2%（N＝563）、「いいえ」が 48.8%（N=536）と、回答は拮抗する結果なった。

○ アンケートでは「いいえ」と答えた法人に、その理由を選択してもらった。最も回答数が多いものは「必要性は感じているが、何をしてよいかわからない」となっている。

○ また、「必要性は感じているが、業務多忙のためにできない」もほぼ同数であった。一方で、「いいえ」と答えたうちの１割が「必要性を感じない」と回答している。

図表 23　「主たる拠点」において生活困窮者等に関する情報を把握しているか否か
（N=1,099）単一回答



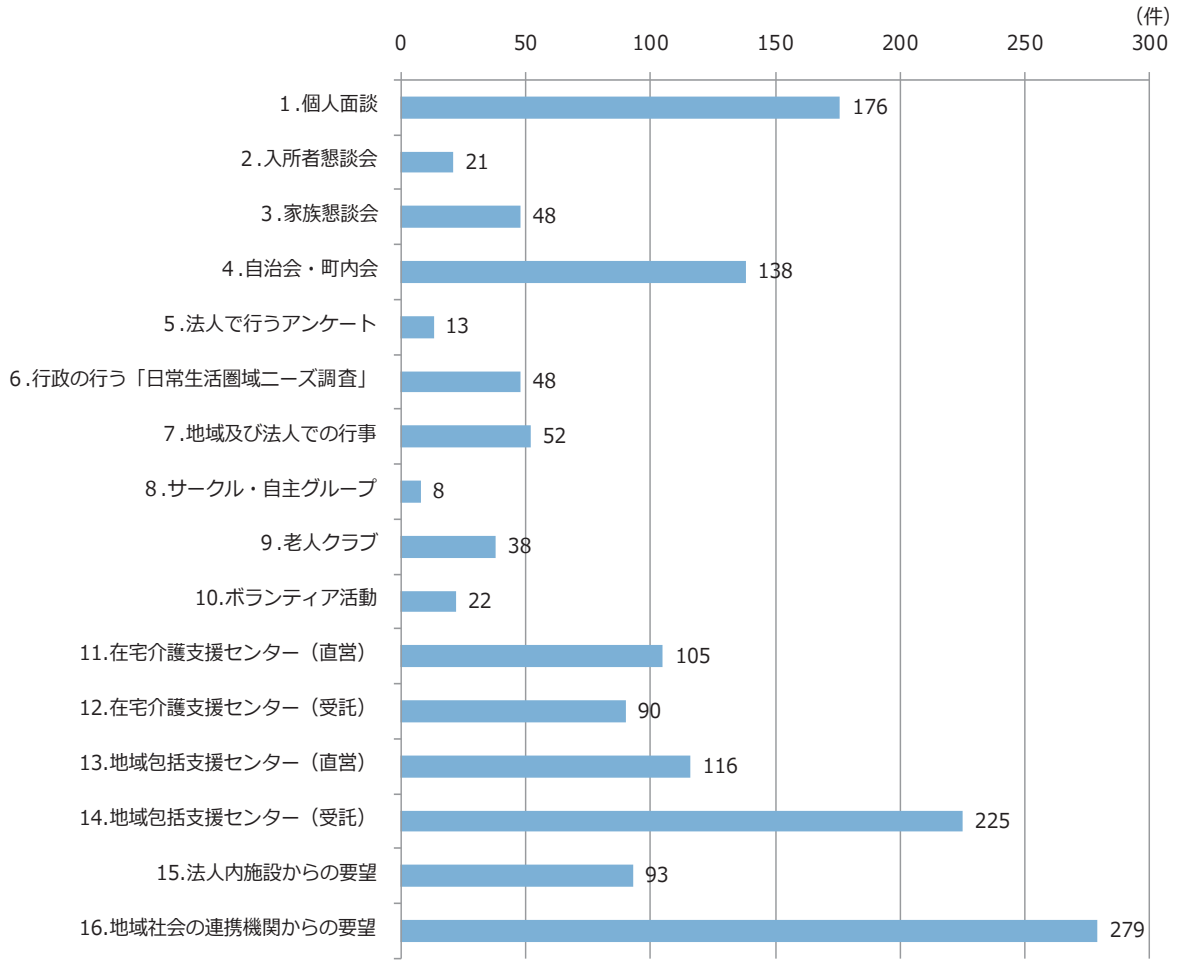


	(1) 必要性を感じない	(2) 必要性は感じているが、職員が足りないためできない	(3) 必要性は感じているが、業務多忙のためできない	(4) 必要性は感じているが、何をしてよいのかわからない	(5) その他	不明
「いいえ」の理由	12.5%	16.0%	25.6%	25.7%	15.7%	4.5%
	(N=536)	(N=67)	(N=86)	(N=137)	(N=138)	(N=84)	(N=24)

②　情報収集の方法

○ 地域において何らかの支援を要する者の情報の把握については、「地域社会の連携機関からの要望」が 279 件と最も多く、「14.地域包括支援センター（受託）」（225 件）、「１．個人面談」（176 件）、「４．自治会・町内会」（138 件）と続いている。

図表 24 生活困窮者等に関する情報収集の際の利用機関等（N=569）複数回答
（総件数＝1,472）



③ 情報収集に関わる課題

情報収集に関わる課題（複数回答可）について問うたところ、以下の結果を得た。

図表 25 情報収集に関わる課題（N=545）複数回答

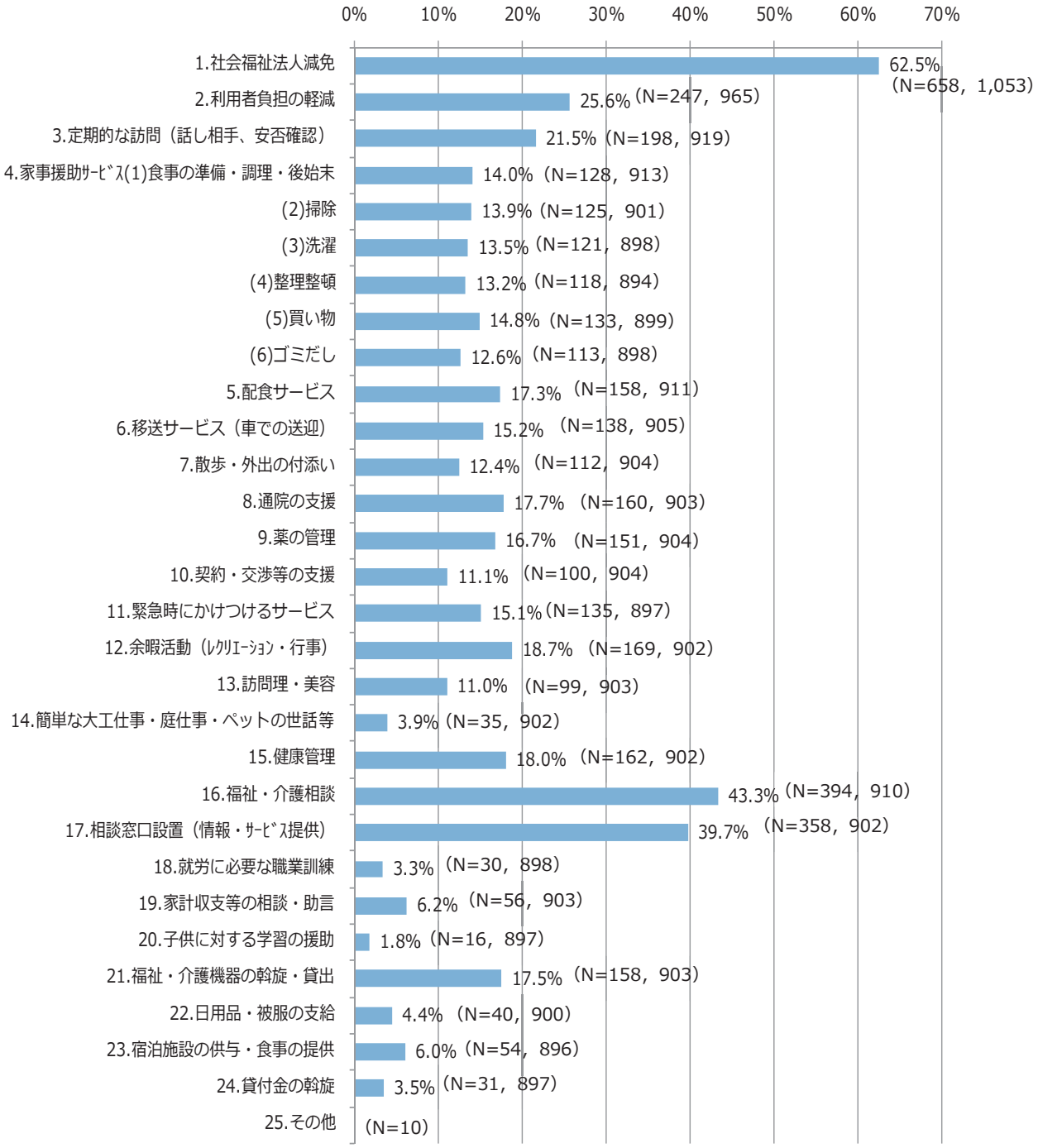
区分	件数
1. 個人情報保護の観点から、入手できる情報が限定される。	364
2. 情報収集の機会（頻度）が少ない。	262
3. 情報から漏れる対象者が出てくる。	226
4. その他	11
合計	863

④　「主たる拠点」における平成 24 年度の「生活困窮者等」へ支援の実施状況

○ 生活困窮者等（何らかの支援を必要とする人々）への支援の実施状況では、「1.社会福祉法人減免」を実施していると答えたのは 62.5%、以下「16.福祉・介護相談」43.3%、「17.相談窓口設置（情報・サービス提供）」39.7%、「2.利用者負担の軽減」25.6%、「3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）」21.5%と続く。

○ 上記以外の項目については「実施していない」が大半となった。

図表 26　生活困窮者等への支援の実施状況
複数回答（N 値：各サービス毎の実施有数，有効回答数で表示）



― 主要な各項目の「実施なし」の理由 ―

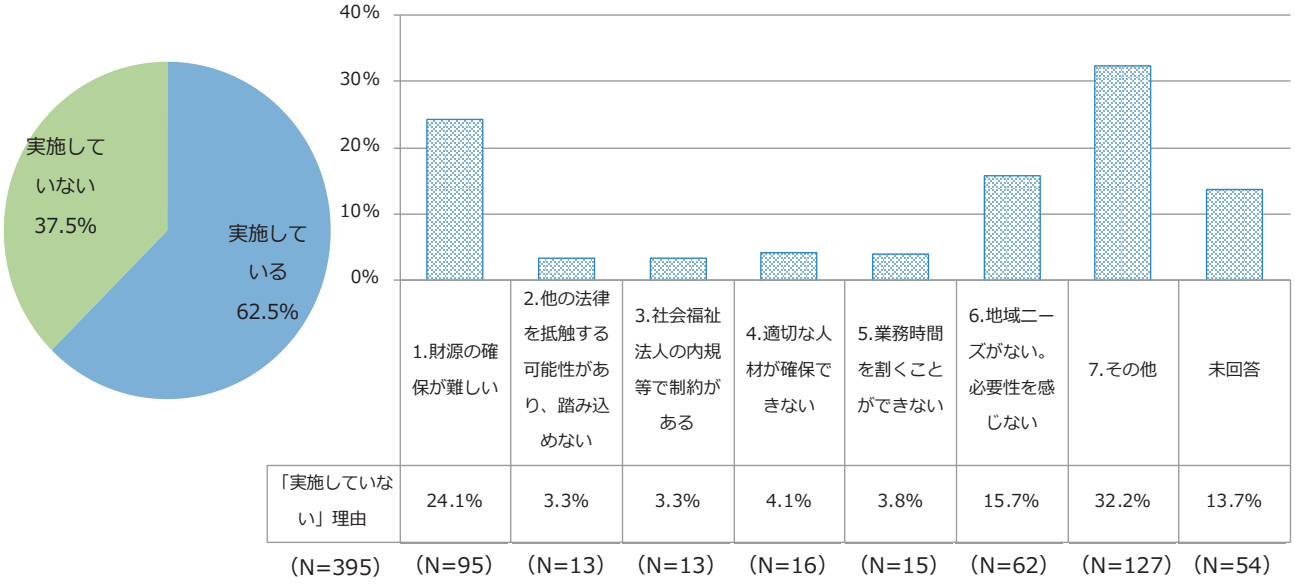
○ 主要な各項目の「実施なし」の理由については、以下に示すとおり。
「社会福祉法人減免」、「利用者負担軽減」については、「その他」を除き（以下同じ）、「財源確保が困難」と答えた法人が多い。

○ 本会にて実施した「平成 24 年度収支状況等調査報告書」（平成 26 年 2 月）において、「利用者負担軽減制度を実施している」と回答した特養は 1,476 施設で、全体の 67.9%に及ぶ（n=2,174 施設）。

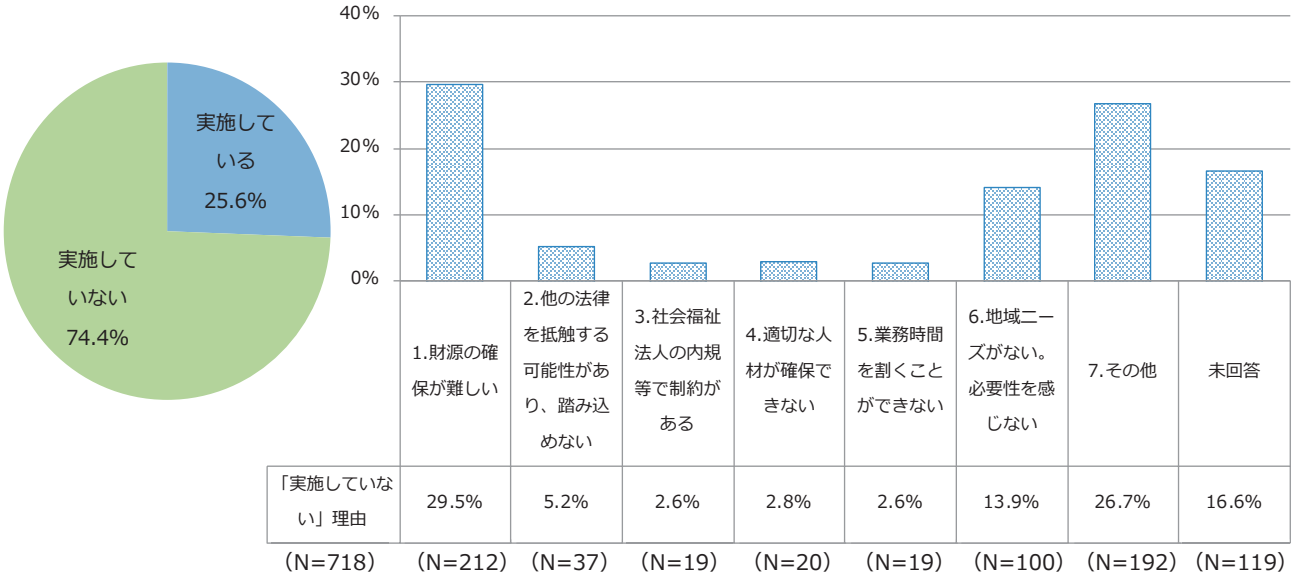
○ 一方、「実施していない」と回答した特養は 32.1%（697 施設）であり、そのうち「市町村で実施していない」と回答した特養は 12.6%（88 施設）、「市町村で実施しているが、当施設では実施していない」と回答した特養は 34.4%（240 施設）、「当施設では実施しているが、本制度の対象者がいない」と回答した特養は 47.2%（329 施設）。また、利用者負担軽減制度の平均実施額は 330,874 円となっている。

○ 対象者が少ない実態もあるが、実施していない市町村に対して本制度実施への理解を求めることも含め、対象者には実施できるよう、法人としての対応を検討しておきたいところである。

図表 27　　1. 社会福祉法人減免（N=1,053）単一回答



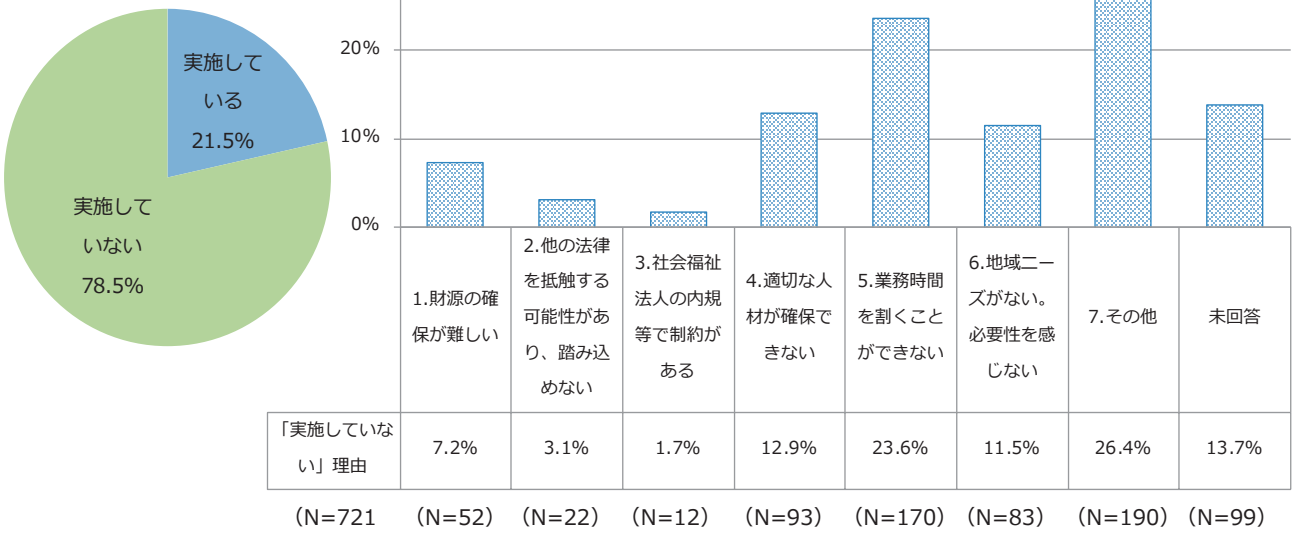
図表 28　　2.利用者負担の軽減（N=965）単一回答



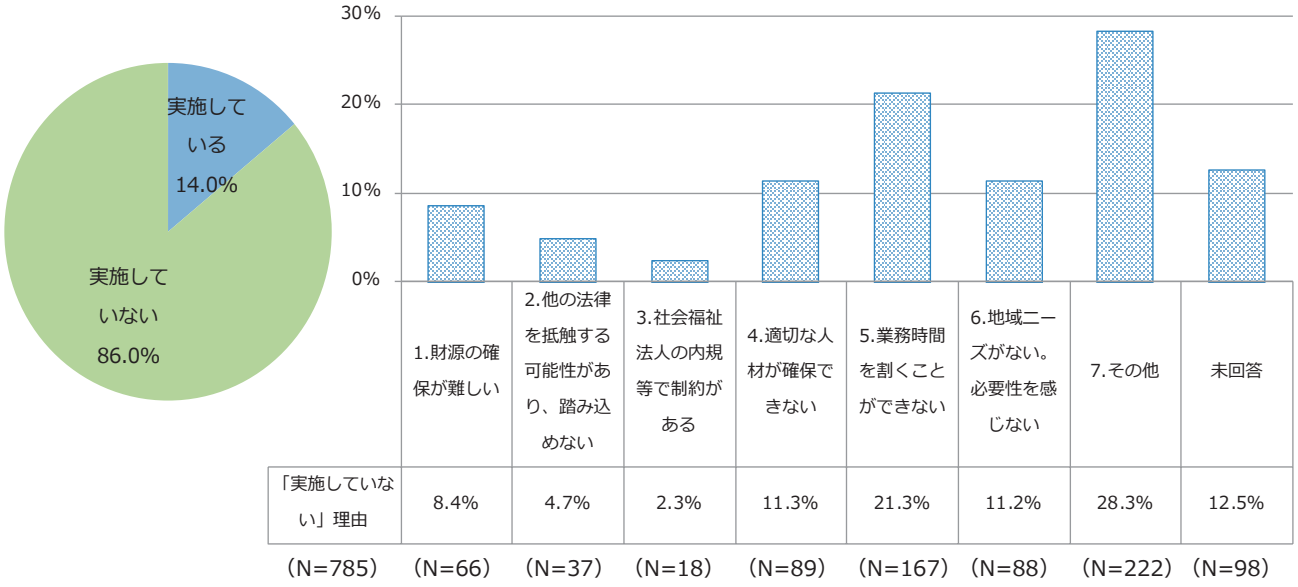
	1.財源の確保が難しい	2.他の法律を抵触する可能性があり、踏み込めない	3.社会福祉法人の内規等で制約がある	4.適切な人材が確保できない	5.業務時間を割くことができない	6.地域ニーズがない。必要性を感じない	7.その他	未回答
「実施していない」理由	29.5%	5.2%	2.6%	2.8%	2.6%	13.9%	26.7%	16.6%
	（N=718）	（N=212）	（N=37）	（N=19）	（N=20）	（N=19）	（N=100）	（N=192）	（N=119）

○ 「定期的な訪問」「家事援助サービス」「福祉・介護相談」「相談窓口の設置」については、「業務時間を割くことができない」と答えた法人が多い。
○ 現在、行っている事業以上のことを実施するにあたっては、業務の効率化を図る観点も重要である。あわせて、人口減少による人材確保が困難な時勢にあっては、例えば職員配置基準の緩和等についても検討が求められる。
○ 今後、業務の効率化の好事例の集約とともに、時勢にあった職員配置の検討や行き過ぎた監査の是正等を図っていく必要がある。

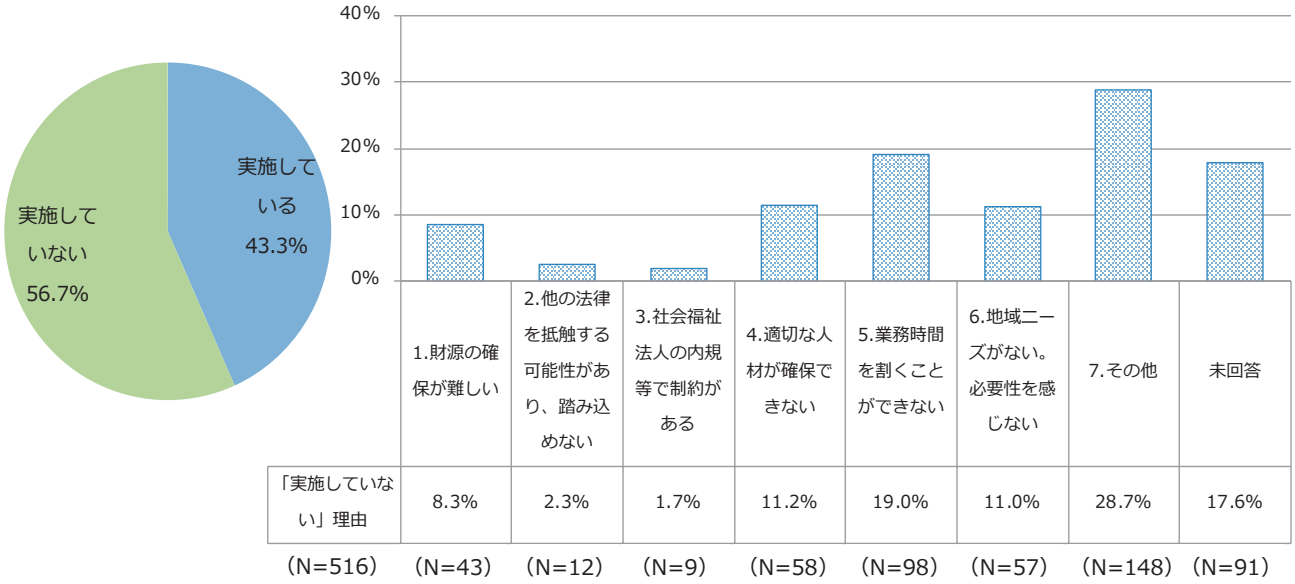
図表 29　3. 定期的な訪問（話し相手、安否確認）（N=919）単一回答



図表 30　4. 家事援助サービス（1）食事の準備・調理・後始末（N=913）単一回答

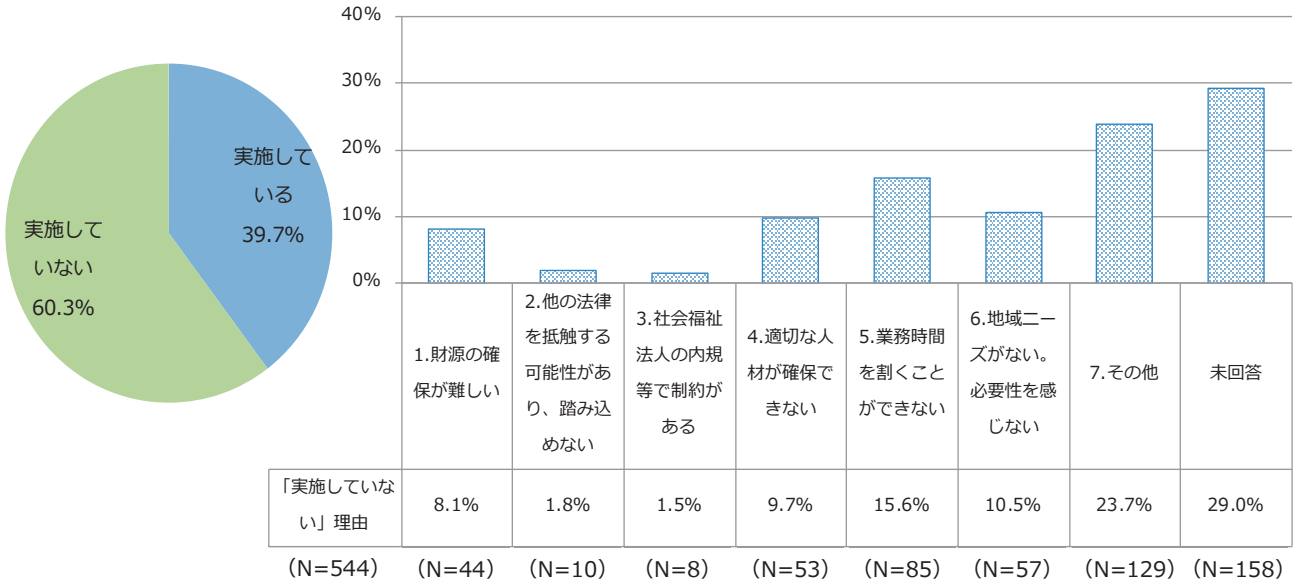


図表 31　　16. 福祉・介護相談（N=910）単一回答



	1.財源の確保が難しい	2.他の法律を抵触する可能性があり、踏み込めない	3.社会福祉法人の内規等で制約がある	4.適切な人材が確保できない	5.業務時間を割くことができない	6.地域ニーズがない。必要性を感じない	7.その他	未回答
「実施していない」理由	8.3%	2.3%	1.7%	11.2%	19.0%	11.0%	28.7%	17.6%
	(N=516)	(N=43)	(N=12)	(N=9)	(N=58)	(N=98)	(N=57)	(N=148)	(N=91)

図表 32　　17. 相談窓口設置（情報・サービス提供）（N=902）単一回答



	1.財源の確保が難しい	2.他の法律を抵触する可能性があり、踏み込めない	3.社会福祉法人の内規等で制約がある	4.適切な人材が確保できない	5.業務時間を割くことができない	6.地域ニーズがない。必要性を感じない	7.その他	未回答
「実施していない」理由	8.1%	1.8%	1.5%	9.7%	15.6%	10.5%	23.7%	29.0%
	(N=544)	(N=44)	(N=10)	(N=8)	(N=53)	(N=85)	(N=57)	(N=129)	(N=158)

○「就労に必要な職業訓練」（図表 33）、「家計収支等の相談・助言」（図表 34）、「福祉・介護機器の斡旋・貸出」（図表 36）については、「業務時間を割くことができない」、「地域ニーズがない。必要性を感じない」が同率となっている。

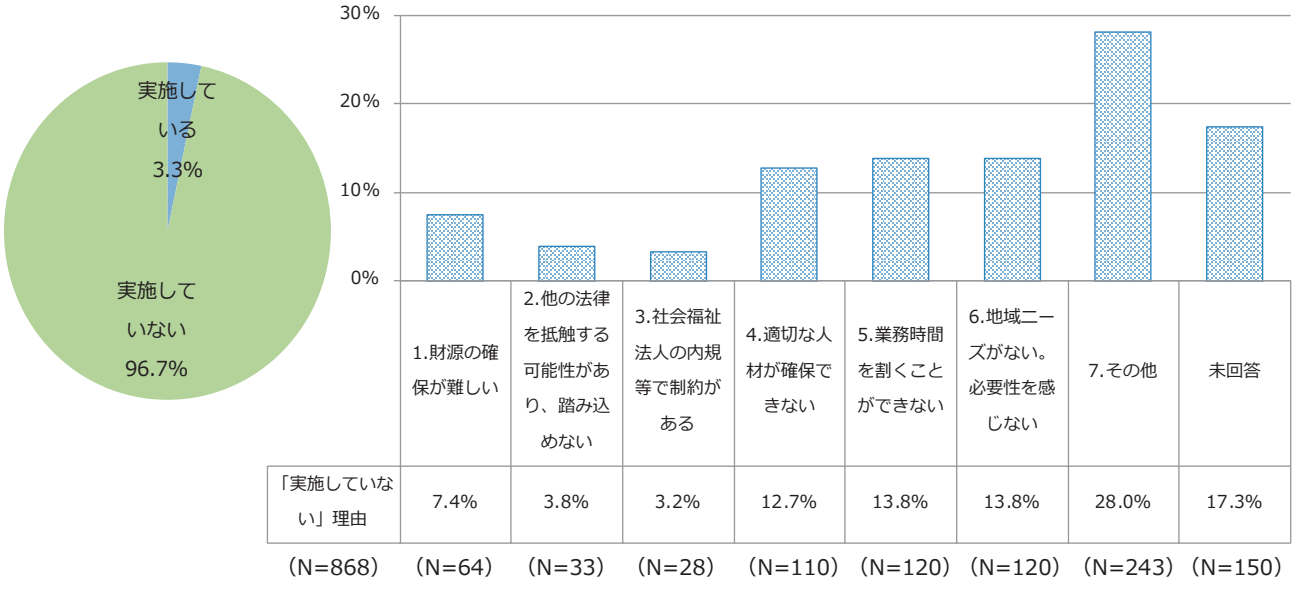
○「子供に対する学習の援助」（図表 35）、「日用品・被服の支給」（図表 37）、「宿泊施設の供与・食事提供」（図表 38）、「貸付金の斡旋」（図表 39）については、「地域ニーズがない。必要性を感じない」と答えた法人が多い。

○ これらの一部は生活困窮者自立支援法に掲げる事業である。同法は、生活保護受給に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者等に対し、各種事業をおこ自立を促すことを目的としており、社会福祉法人の受託も可能である。

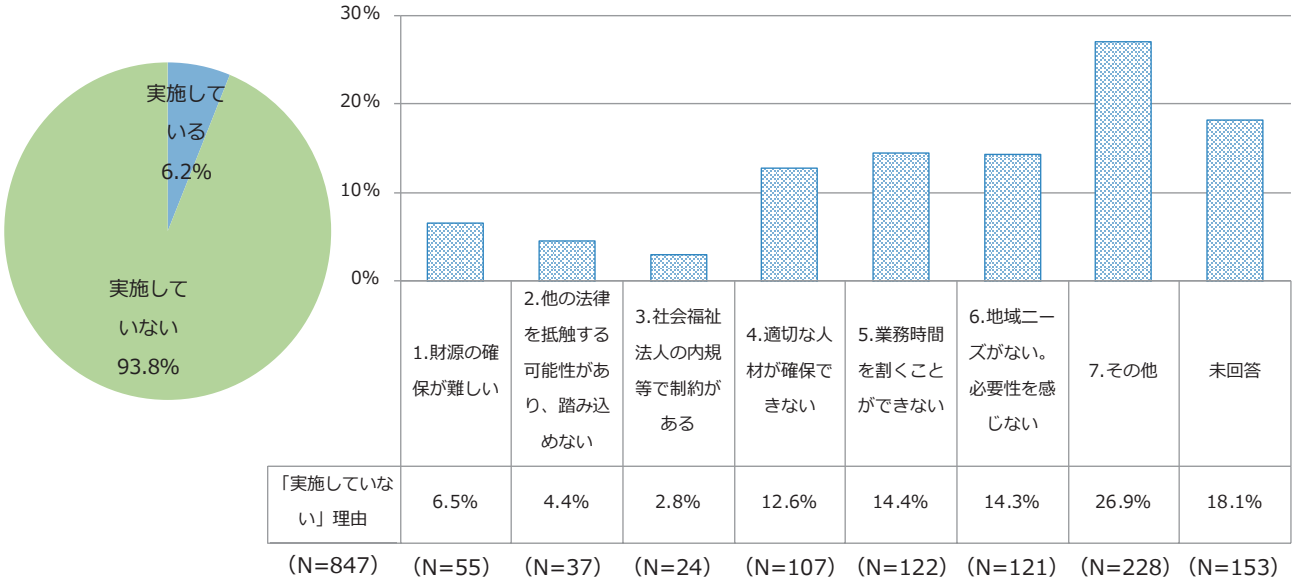
○「地域ニーズがない」との回答については、実際にニーズがないのか、情報収集が足りないのかを把握する必要がある。その上で同法の施行（平成 27 年 4 月）にあたって、社会福祉法人における積極的な対応の有無をチェックする必要がある。一方、法律施行によって、新たにこれらのニーズが高まることも想定されるため、社会福祉法人としてどのようなかかわり方ができるか検討しておくことも必要である。

○「就労に必要な職業訓練」「家計収支の相談・助言」「子供に対する学習の援助」について「適切な人材が確保できない」ことを課題にあげている法人が多い。例えば「就労に必要な職業訓練」は公共職業安定所の職員、「家計収支の相談・助言」はファイナンシャルプランナー、「子供に対する学習の支援」は、長年勤めあげ退職した保育士といった具合に、地域の多種多様なノウハウ・スキルを有する元気な高齢者を活用することも視野にいれ、地域の関係機関とも様々な角度から緊密に連携を図っていく必要があるのではないか。

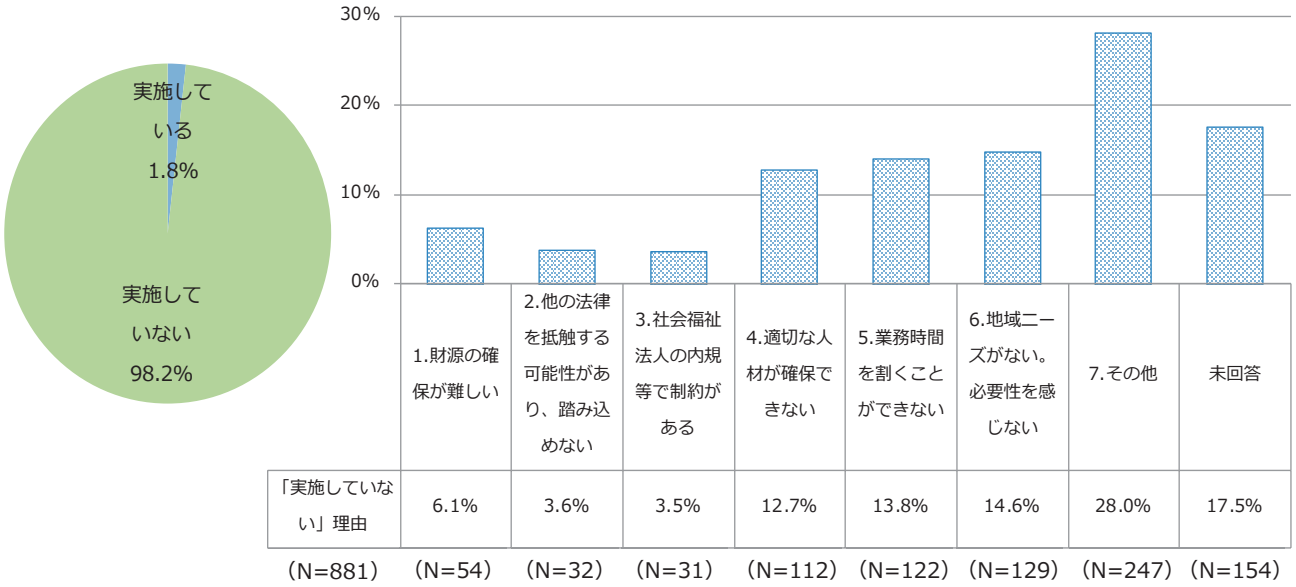
図表 33　　18. 就労に必要な職業訓練（N=898）単一回答



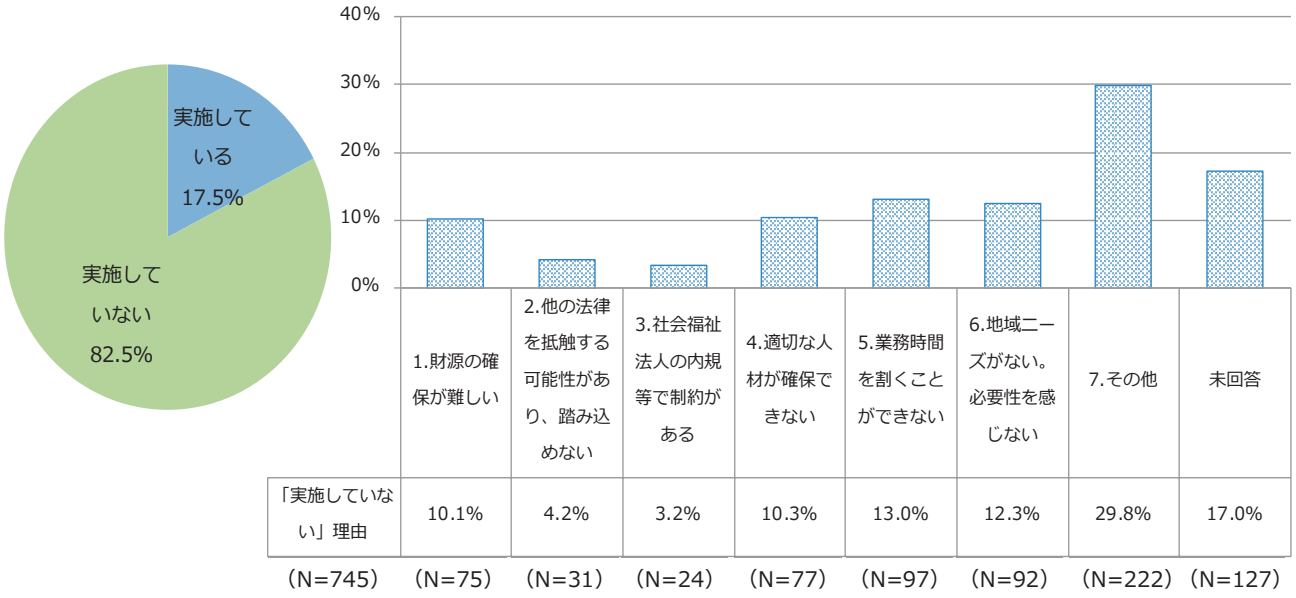
図表 34　　19. 家計収支等の相談・助言（N=903）単一回答



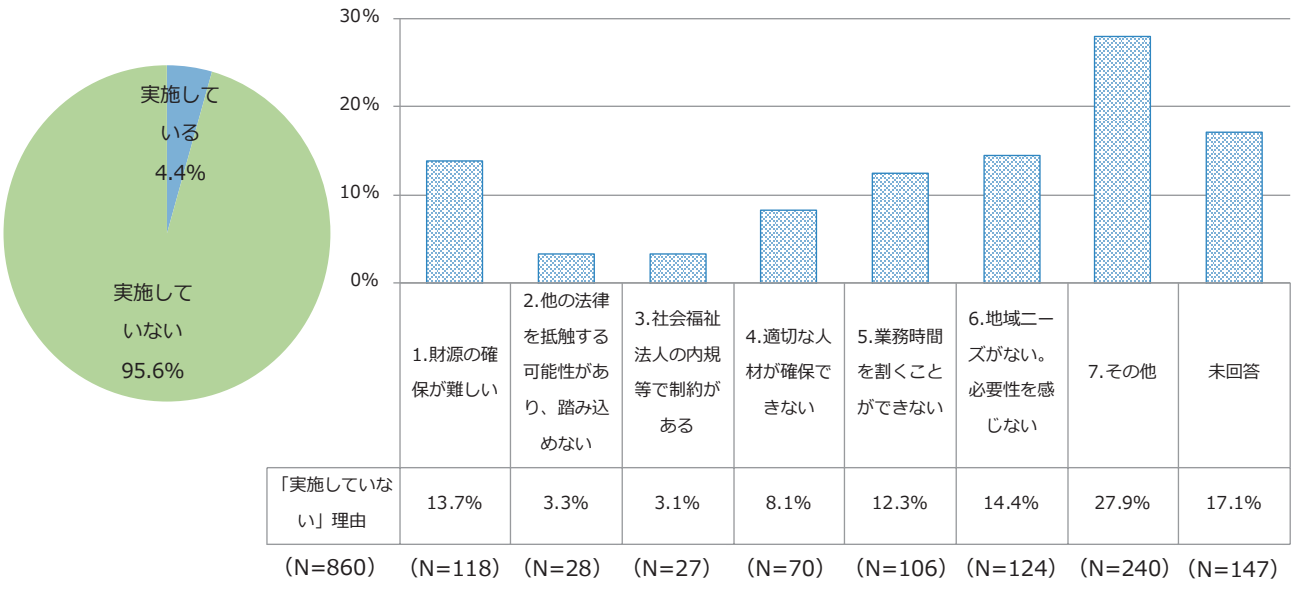
図表 35　　20. 子供に対する学習の援助（N=897）単一回答



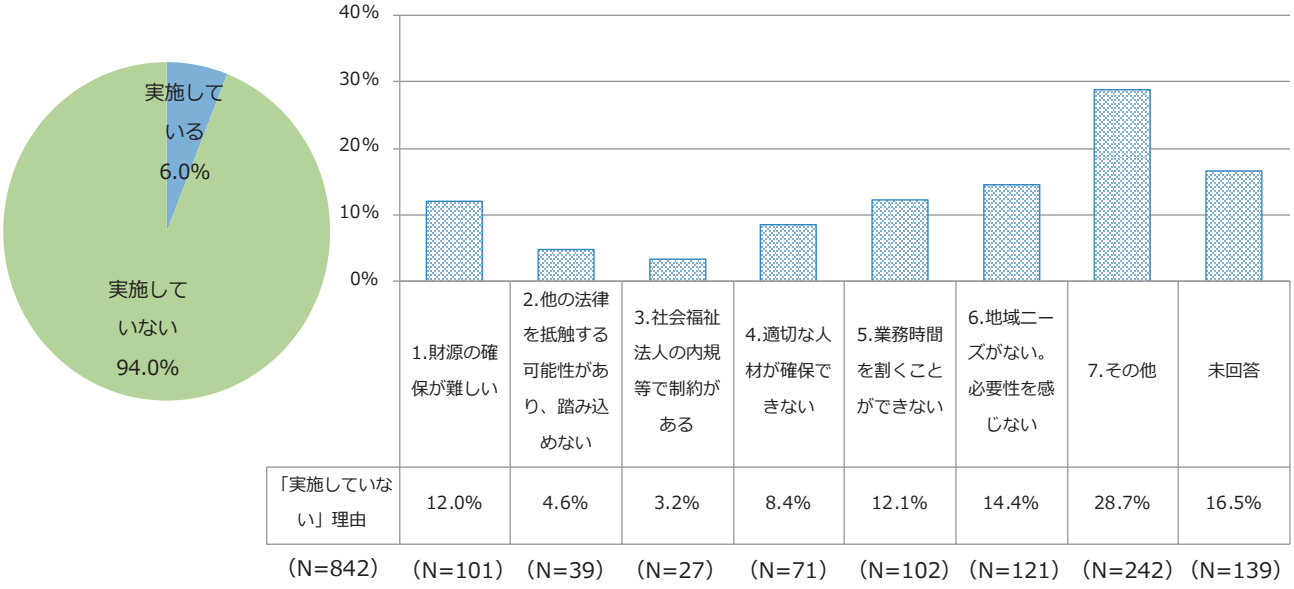
図表 36　　21. 福祉・介護機器の斡旋・貸出（N=903）単一回答



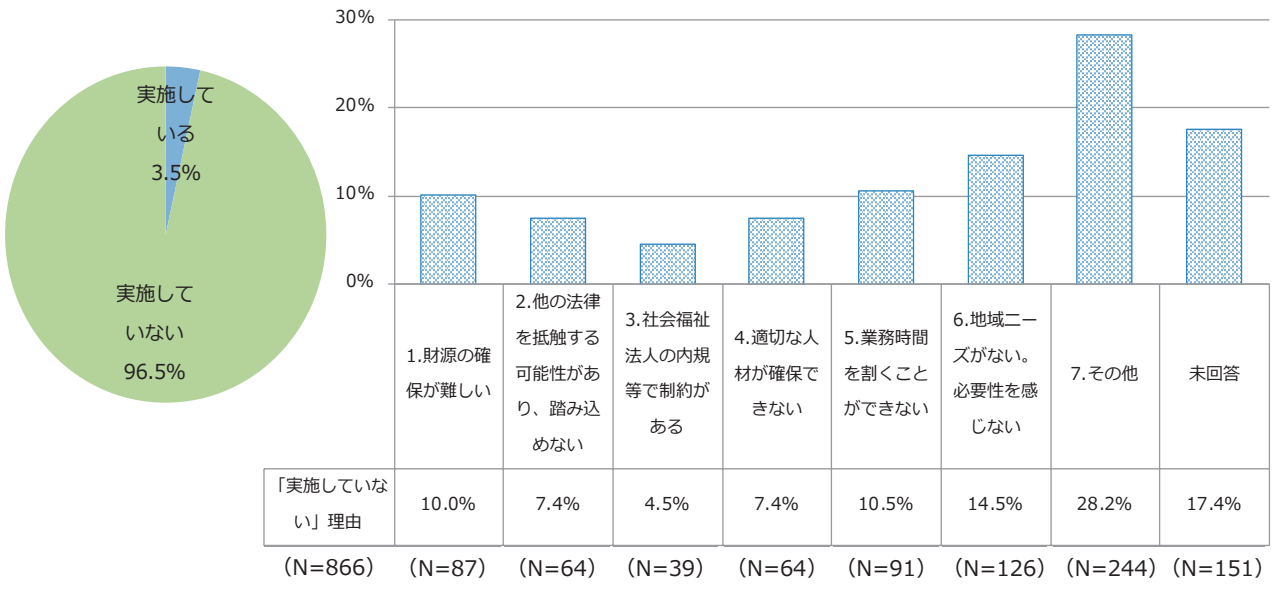
図表 37　　22. 日用品・被服の支給（N=900）単一回答



図表 38　　23. 宿泊施設の供与・食事の提供（N=896）単一回答



図表 39　　24. 貸付金の斡旋（N=897）単一回答



⑤　「主たる拠点」及び「法人全体」における平成 24 年度の「事業収入」及び「④の事業運営費」について

この設問では、未記入および誤記入とみられるものが多かったため、今回調査結果として提示することができなかった。

ご回答いただいたみなさまには深謝申しあげるとともに、今後の調査では調査項目設計段階において回答結果に揺らぎが生じないよう、留意して参りたい。

内容		主たる拠点	法人全体
事業収入	1. 補助金収入・受託金収入	千円	千円
	2. 利用料収入	千円	千円
	3. 繰入金収入	千円	千円
	4. 借入金（※通常の運営費に係るものに限る。）	千円	千円
	5. その他の収入	千円	千円
事業支出	④-1. 社会福祉法人による利用者負担軽減	千円	千円
	④-2. 利用者負担の軽減（上記以外）	千円	千円
	④-4. 家事援助サービス費	千円	千円
	④-5. 配食サービス費	千円	千円
	④-6. 移送サービス費	千円	千円
	④-21～24. 機器・物品支給、資金の貸付	千円	千円
	その他	千円	千円

３．「主たる拠点」における生活困窮者等への支援に関する考察と課題

（１）なぜ、いま「生活支援」か

○　近年、高齢者がますます長寿になる中で、独居世帯や夫婦のみ世帯など高齢者のみの世帯が増え、さらには、低所得をはじめ認知症等によって、地域社会から孤立する者が増え続けている。

○　地域社会での孤立は、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を送ることが困難になることでもある。例えば、都市・地方を問わず、高齢者は買い物に不便や苦労を感じているほか、生活行動の中で、家の中の修理、電球交換、掃除、ごみだし等に困っているとの状況が報告されており（注 1)、日常生活を送るうえでの生活支援のニーズは今後も高まることが想定される。

○　高齢者の社会的孤立問題においては、高齢者が抱える問題によって支援の在り方が異なってくるとはいえ、今般の「介護保険制度の見直しに関する意見」（注 2）では、高齢者の生活支援サービスへの高いニーズを満たし、地域包括ケアシステムの実現に資するため、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による取り組みによって・効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の見直し（介護予防通所介護、介護予防訪問介護の地域支援事業化等）が謳われたところでもある。

○　特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の老人福祉施設及びこれらを運営する社会福祉法人は、これまで、法人本来の目的である社会福祉事業の実施を通して、地域の福祉的援助を必要とする人たちへの様々な支援を行ってきたが、社会環境・経済情勢の変化等に伴い増加した経済的困窮者、それに伴う社会的孤立等が問題となる中、あらためてその存在意義が問われている。

○　老人福祉施設を経営する社会福祉法人は、地域福祉の担い手として、これまでに蓄積された老人福祉・介護の専門性やマンパワーによって、「生活困窮者等（地域において何らかの支援を要する者)」への一層の支援を行い、社会的役割を果たすことが期待されている。

（注 1）第 47 回社会保障審議会介護保険部会（平成 25 年 9 月 4 日)「資料 1　生活支援・介護予防等について」より

（注 2）社会保障審議会介護保険部会（平成 25 年 12 月 20 日）

（２）アンケート調査結果からの考察

―「主たる拠点」における生活困窮者等への地域支援の状況―

①　生活困窮者等に関する情報収集の状況

生活困窮者等の問題解決に向けたアプローチを探り、効果的かつ効率的にサービスを展開するためには、生活困窮者等に関する情報及びニーズを把握することが重要であることから、「主たる拠点」における生活困窮者等に関する情報収集の実施の有無及び情報収集を行っている場合の収集方法について調査した。

【調査結果】

○ 情報収集については、「はい」が 51.2%、「いいえ」が 48.8%、回答は拮抗する結果となった。

○ 「いいえ」の理由のうち、最も多い回答は、「必要性は感じているが、何をしてよいかわからない」(25.7%) であった。「必要性は感じているが、業務多忙のためにできない」(25.6%) がほぼ同数あり、「必要性は感じているが、職員が足りない」(16.0%) と続いた (図表 23)。

○ 情報収集を行っている法人 (「はい」と答えた法人) に対して、生活困窮者等に関する情報をどのような機関等を通じて収集しているか、あてはまるもの 3 つを選択してもらったところ、「地域社会の連携機関からの要望」が 279 件と最も多く、「14. 地域包括支援センター (受託)」(225 件)、「1. 個人面談」(176 件)、「4. 自治会・町内会」(138 件) と続いた (図表 24)。

○ 情報収集の際の利用機関・方法等は、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、個人面談、自治会・町内会その他多岐にわたっているが、情報収集における課題として、「個人情報保護の観点から、入手できる情報が限定される」との回答が最多であった (図表 25)。

【考察】

○ 情報収集について、「必要性は感じているが、何をしてよいかわからない」という回答は、生活支援サービスの実践に繋げられる情報収集の事例、一定のモデルが示されれば、実施できる可能性があることを示唆している。

○ 「必要性は感じているが、業務多忙のためにできない」という回答は、本来業務に追われるなかで、更なる生活支援サービスの展開に繋がりうる情報収集に割く時間の余裕がないことをうかがわせる。生活支援サービスを展開するには、本来事業の効率化を図り、地域の情報に目を向ける時間を確保する必要がある。

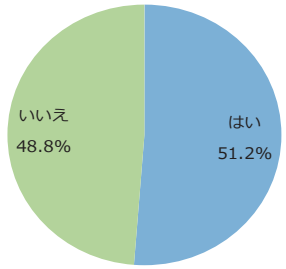
○ 他方、情報収集の実施状況について「いいえ」と答えたうちの 1 割が「必要性を感じない」と回答している。しかし、近年の経済・雇用情勢、家族構成等の変化によって地域の福祉ニーズは多様化・複雑化しており、社会福祉法人に対しては、従来の取り組みに留まらない更なる支援・援護が求められていることから、より積極的に地域の情報を収集し、改めて社会福祉法人の使命を果たしていく姿勢が重要になっている。

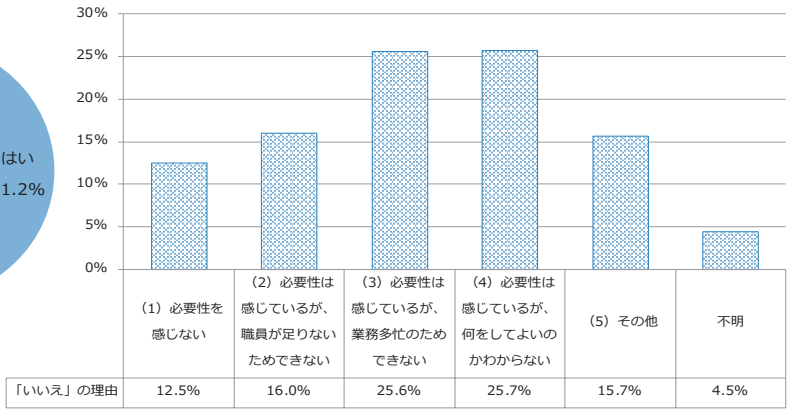
○ なお、社会福祉法人における多様な取り組みを推進するためには、定款に記載のない社会貢献に資する事業の整理と位置づけの明確化、過度な行政指導の是正等の条件整備も必要である。

図表 23～25（再掲）

図表 23　「主たる拠点」において生活困窮者等に関する情報を把握しているか否か

（N=1,099）単一回答

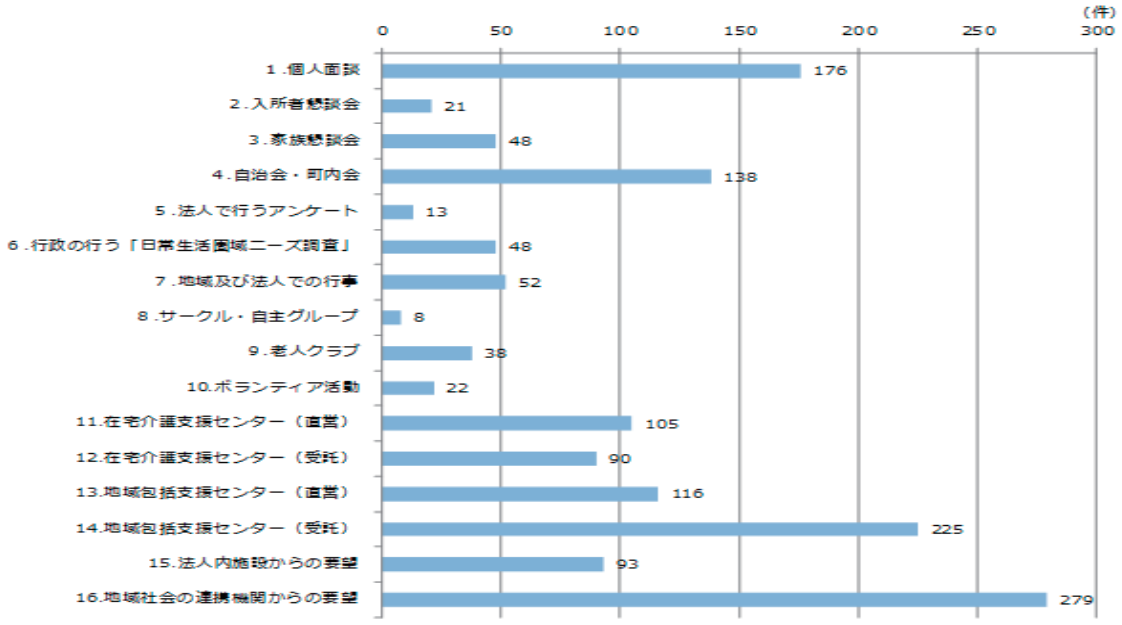




	(1) 必要性を感じない	(2) 必要性は感じているが、職員が足りないためできない	(3) 必要性は感じているが、業務多忙のためできない	(4) 必要性は感じているが、何をしてよいのかわからない	(5) その他	不明
「いいえ」の理由	12.5%	16.0%	25.6%	25.7%	15.7%	4.5%
	(N=536)	(N=67)	(N=86)	(N=137)	(N=138)	(N=84)	(N=24)

図表 24 生活困窮者等に関する情報収集の際の利用機関等（N=569）複数回答

（総件数＝1,472）



図表 25　情報収集に関わる課題（N=545）複数回答

区分	件数
1.個人情報保護の観点から、入手できる情報が限定される。	364
2.情報収集の機会（頻度）が少ない。	262
3.情報から漏れる対象者が出てくる。	226
4.その他	11
合計	863

（３） 情報収集における課題

課題１「個人情報保護の観点から、入手できる情報が限定される」ことについて

- 生活困窮者等に関する情報の把握は、すなわち個人情報へのアクセスをどのように考えるかが問題となる。医療・介護関係事業者及び福祉関係事業者における個人情報保護の在り方については、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）第６条及び第８条の規定に基づいて定められた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省　平成 16 年 12 月 24 日）及び「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 25 年３月）を参照されたい。
- 両ガイドラインの基本的な考え方として、個人情報の取扱いについては、法第３条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」と規定されていることを踏まえ、「個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない」とされている。
- さらに、福祉関係事業者及び医療・介護関係事業者は、「個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされており、社会福祉法人として生活支援サービスを行う場合も、そのサービスにおける個人情報の利用目的を明確にし、公表することが求められる。
- 例えば、本調査研究事業のヒアリング調査先である「社会福祉法人東蒲原福祉会」における介護保険外で行う訪問介護サービスについては、介護保険制度で対応できることとできないことを説明したうえで、制度外の訪問介護で何ができるか、また当該サービスの提供に際して個人情報を利用する旨の本人の同意を得たうえで実施されている。
- なお、両ガイドラインでは、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことができる「利用目的による制限の例外」が示されている。
- また、民生委員・児童委員においては、その職務の遂行にあたって個人情報の適切な提供を受ける必要があるが、民生委員法において守秘義務が課せられていることに鑑み、以下の点に留意する必要がある。（「よくわかる個人情報保護法～民生委員・児童委員の活動のための情報提供について～」（消費者庁企画課個人情報保護推進室　平成 22 年 11 月等）
  - 個人から民生委員・児童委員への個人情報の提供については、個人情報保護法の規制の対象外であり、こうした提供は個人情報保護法上禁止されていない
  - 地方公共団体から民生委員・児童委員への個人情報の提供については、それぞれの地方公共団体が定める「個人情報保護条例」の解釈によるため、各地方公共団体の個人情報保護条例担当部局に問い合わせる必要があること　　等
- 生活困窮者等に対する生活支援サービス等を効果的に実施するためには、個人情報保護意識の過剰反応によって支援の障害とならないよう、個人情報を保護しつつも、関係機関・支援者間において必要な個人情報を把握し、共有する仕組みを構築することが課題であると考えられる。

課題２「情報収集の機会（頻度）が少ない」ことについて

○　情報収集・把握の方法・手段として、「1. 個人面談」や「16. 地域社会の連携機関からの要望」の構成比が高いことは、長年にわたって地域と共に歩んできた社会福祉法人への信頼が大きいことが伺えるが、一方で情報収集の機会（頻度）が少ないことについて課題認識を持っている社会福祉法人も多い。

○　他方、「5. 法人で行うアンケート」、「6. 行政の行う日常生活圏域ニーズ調査」、「7. 地域及び法人での行事」などの回答割合が低いことは、情報収集の機会（頻度）が少ないという課題解消に向けて、主体的に取り組む姿勢が不十分とも見える結果となっている。

○　近年、地域のつながりが希薄化する傾向にある一方、個人情報保護に対する意識の高まりなどから必要な個人情報が得られない、情報収集に困難をきたしている状況はあるものの、情報収集の機会（頻度）拡大に向け、効率的な収集手段や内容の検討、関係機関・団体との積極的な連携等を通じて、社会福祉法人自ら、積極的に地域の情報収集に取り組む姿勢が求められている。

○　また、行政の行う「日常生活圏域ニーズ調査」については、予防を含む介護給付、地域支援事業の実施に関する基本的事項である介護保険事業計画の基礎となる調査でもあることから、このような調査結果を参照することは、生活困窮者等の情報を把握する一助ともなる。

○　前述の「社会福祉法人東蒲原福祉会」では、介護保険外の訪問介護サービスを実施していたにもかかわらず、低利用であったことから、アンケート調査を行い利用料金の見直しを行った結果、利用率の改善に繋がり、より使いやすい生活支援サービスを実現している。

○　また、「社会福祉法人北海長正会」（ヒアリング調査対象）では、地域の人々が気軽に集まることができる地域交流ホームの運営を通じて、その場を活用した情報収集を行い、定期的な地域催事によって地域の変化やニーズを敏感にとらえていた。

○　情報把握のために新たな部署を設置することも課題解決策のひとつではあるが、大多数の法人においては限られた人員体制と時間のなかで、上述のような取り組みを参考に、今行っている業務や行事を通じて生活困窮者等の情報把握もあわせて行う仕組みを構築する視点をもつことが重要である。

課題３「情報から漏れる対象者が出てくる」ことについて

○　この課題に対しては、先述のとおり、業務や行事のなかで生活困窮者等の情報把握を行う仕組みの構築が有効である。地域住民によるインフォーマルな活動、見守り、助け合い、声掛け等を通じて情報収集を行い、相互に情報共有するための集いや行事など、定期的に集まる機会を持つことが重要となる。この場合の「情報」は、地域の高齢者の買い物や外出状況に関する個人商店の店主からの情報であるかもしれないし、隣近所に住む人たちの噂話や世間話であるかもしれない。いずれにせよ、様々な機会をとらえた住民同士の支えあい・交流活動が重要である。

○　行政が保有する情報は、行政等が提供する医療・福祉サービスを受けている者の情報であり、限界がある。行政サービスにアクセスできないところに発生している福祉ニーズを把握するには、民間の支援者組織や地域住民等といかに交流が持てるか、またその仕組みを構築するかが重要である。

○　なお、本アンケートでは生活困窮者等への支援の実施状況について、取り組みの詳細について自由意見を記入してもらった。情報収集につながる取り組みとして、①行政や地域社会との連携、②配食サービス、③介護保険に縛られない法人独自の取組みに注目し、代表例を以下にまとめ、抜粋したので参考とされたい。

（４）　生活困窮者等への支援の事例

○　「Ⅳ. ヒアリング調査の調査結果」では、次の①②③の実践例を掲載しているので参照されたい。

①の実践例：社会福祉法人北海長正会（北海道）、社会福祉法人藤野園（群馬県）
②の実践例：社会福祉法人志摩会（福岡県）
③の実践例：社会福祉法人東蒲原福祉会（新潟県）

①　行政や地域社会との連携

<定期的な訪問、安否確認、受け入れ>

- 定期訪問（安否確認他）・・・在宅介護支援センターの業務として実施。ケアマネジャーとの連携の必要性を感じている。
- 地域包括支援センター、民生委員と連携し、相談機能の役割を担っている（高齢者、障害者、生活困窮者等）。安否確認電話も行っている。
- 台風、地震等の災害時、援助を必要とする高齢者及び障害者を含む高齢者世帯の見守り、安否確認を行っている。その際、緊急避難が必要な場合は、避難先として宿泊受け入れにも対応して対応している。
- 行政と連携（福祉事務所長に身元保証人になってもらう等）して積極的な受け入れを行っている。
- ケアハウスでも生活保護受給者の方々を積極的に受け入れるように努めている。
- 高齢者虐待の緊急一時宿泊事業を行っていて、365 日受入れ体制を整えている。

<相談/相談窓口>

- 地域包括支援センター、居宅介護支援センターからの情報を得て、福祉、介護の相談を行っている。今後も生活困窮者の支援を積極的に行なって行きたいと考えている。
- フリーダイヤル設置による介護・福祉の 24 時間無料相談を実施している。
- 法人の全事業所に「福祉無料相談」の看板を掲げて、種別に関わらない相談を受け付けている。また、法人ホームページにメール相談用の窓口を設定している。これは電話相談とともに法人本部が受け付け、一定の聞き取りの上、支援が可能な事業所へつなぐようにしている。法人全体では多様な種別の事業を経営しており、また常に事業

所間で人事異動を行うことから、事業所窓口の対応に幅ができると考えている。ただし、最も利用されている方法は、ホームページからのメール相談で、次は電話相談であるが、件数としては年間に 10 件程度である。

- 地域包括支援センターを併設している事業所として、地域からの相談窓口における機能強化に重点をおいている。また、介護サービス（通所介護、訪問介護等）利用についてもプラン作成を行う居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所における生活困窮者事例を積極的に受託している。
- 市内の交通の便がよいところ、人通りが良いところの建物物件を賃貸し、経験豊富なケアマネジャーを 1 名常時配備することで、一般の方々の福祉及び介護保険に関する疑問・相談事を解決していただくお手伝いをしている。
- 地域社会との連携による情報の収集や福祉・介護相談を実施する中で、権利擁護、虐待、低所得及び介護等について、関係機関や施設・事業所と連携しながら利用者に必要な助言やサービスにつなげている。

<余暇活動>

- 余暇に関しては、大小問わず、数多く実施しています。特別養護老人ホームに入居されている高齢者はほぼ全員と言っていいほど、生活に支援を要する方々である。施設法人の考え方として、余暇活動、楽しみ、生きがいも当然生活の一部と考えて常に行動している。現在においては特に音楽に力を入れている。又、外部へのアピールとしてフェイスブックも活用している。
- 地域への施設設備の開放、地域高齢者のグラウンドゴルフ大会開催、施設主催の夏祭り開催、地域行事の手伝い（準備）。
- 運営上の事業とは別に、社会福祉法人の社会的使命として、震災で被災し近隣の仮設住宅に入居されている方々を対象に交流事業（夏祭りの開催、芋煮会、茶話会等）を積極的に実施している。

② 配食サービス

- 配食サービス事業においては、65 歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、老衰、障害、傷病等の理由で、自分で食材の調達や調理をすることが困難な高齢者等の在宅生活を支援するため毎週火、金曜日の週 2 回夕食の提供を行っている。高齢者が安心して自分らしく自宅で在宅生活を行えるようサービスにつなげつつ、身近な地域住民からの見守り、支え合いの活動も取り入れていきたい。
- 法人の自主事業として、高齢者向けの食事宅配サービスを実施している。（自主財源）
- 配食サービス 1 年間 19,661 食（24 年度実績）。孤立死等の防止のため、安否確認の徹底から緊急時の連絡体制を整備して取り組んでおり、この 2～3 年間で数名の方の異変に気づき、病院搬送や家族への連絡、また支援センターとの連携から継続的な見守り活動へとつなげている。また、年 1 回の栄養士等による自宅訪問も実施し、食への自立及び在宅生活継続の支援に取り組んでいる。

- 配食サービス（年間 4,108 食提供）。　在宅の高齢者の方等が健康で自立した生活を送ることができるよう、栄養バランスのとれた食事を提供している。お弁当の配達は、ボランティアの協力を得ている。
- 高齢者配食サービス事業については、高齢者の食の確保はもちろんのこと、安否確認を重要視している。配食サービス事業において、在宅での死亡が 3 例確認されているが、24 時間以内での死亡確認がされ、家族、警察、消防との連携体制が構築され、孤独死を長期間にわたり、放置する事がないことが挙げられる。
- 独居老人に見守りを兼ねて昼食弁当を配達している。自営給食施設の為、常に温かい食事を提供しており地域住民に喜ばれている。

③　介護保険に縛られない法人独自の取組み

- 社会福祉法人として地域のセーフティネットの役割を果たすべく、法人後見事業を自主事業として実施している。（自主財源）
- 在宅支援として、介護保険対象ではない方に積極的に訪問、支援を行っている。
- 介護保険サービスの訪問介護サービスについては、制度による制限があるため、独自事業として制度対象外の方にサービス提供を行っている。
  事業内容は保険制度とほぼ同内容ながら、料金は利用者負担のみとなるため、高額にすることはできず、法人の持ち出しで行っている。当該事業に関する会計を区分経理していないため、すぐには支出額を計算できない。
- 生活困窮者等を明確な対象とした事業は実施していないが、フォーマルサービス（介護保険事業、障害者自立支援事業、資金貸付事業等）及びインフォーマルサービス（会食会、配食サービス、一般相談事業等）の利用者の中には、結果的に生活保護世帯又はそれに準ずる世帯の方も含まれている。
- 行政機関及び地域包括支援センターの要請を受け、生活困窮者等への支援を実施しているが、社会福祉法人として独自に実施することで、機関との連携の流れを変えてしまうことになるので、現状のままで支援を行っている。

４．クロス集計結果（条件別の生活支援サービス実施状況）

○　ここでは、「社会福祉法人の規模や併設事業所（例えば地域包括支援センター等）の機能等」と「社会福祉法人の実施する生活困窮者等に対する取り組み」との関係を探るため、クロス集計を行った。

○　「主たる拠点」における生活困窮者等への支援（部分抜粋、重複回答可）について、以下の観点から集計・分析を行った。

（１）生活困窮者等に関する情報把握の有無別

（２）法人規模別（法人定員合計が 1～50 人、51 人～100 人、101 人以上で法人規模を区分）

（３）法人設立年別（設立年が 2000 年以前か 2001 年以降かで区分）

（４）特別養護老人ホームの保有の有無別（特別養護老人ホームを持っているか否かで区分）

（５）単独施設（特養・養護・軽費）と複数事業所の有無別（特養・養護・軽費のうち一つでも持っているか全く持っていないかで区分）

（６）離職率（介護職員、看護職員）別

（７）訪問介護の実施の有無別

（８）地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別

（９）地域包括支援センター、老人介護支援センターの運営形態（受託・直営）別

（10）職員派遣（地域社会との連携）の実績別

（11）財政力指数（都道府県）別

（１） 生活困窮者等に関する情報把握の有無別

○ 情報把握の実施の有無と生活困窮者等への支援の実施状況の関連については、「情報把握を行っている社会福祉法人」の方が行っていない法人と比べて、様々な生活支援サービスを実施している割合が高いことがわかった。

○ この結果は、生活困窮者等への支援を充実させるために、情報収集の重要性を示唆するものであると言える。

図表 40　生活困窮者等に関する情報把握の有無別（N=1,099）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		情報把握している (n=563)		情報把握していない (n=536)		na (n=68)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	65.5%	369	50.4%	270	27.9%	19
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	27.9%	157	15.3%	82	11.8%	8
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	28.2%	159	6.7%	36	4.4%	3
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	16.9%	95	5.2%	28	7.4%	5
(2)掃除	10.7%	125	16.5%	93	5.2%	28	5.9%	4
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	16.0%	90	5.0%	27	5.9%	4
(4)整理整頓	10.1%	118	15.5%	87	5.0%	27	5.9%	4
(5)買い物	11.4%	133	17.2%	97	5.4%	29	10.3%	7
(6)ゴミだし	9.7%	113	14.7%	83	4.9%	26	5.9%	4
5.配食サービス	13.5%	158	19.2%	108	8.6%	46	5.9%	4
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	16.9%	95	7.6%	41	2.9%	2
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	13.5%	76	5.6%	30	8.8%	6
8.通院の支援	13.7%	160	18.7%	105	9.3%	50	7.4%	5
9.薬の管理	12.9%	151	16.9%	95	9.0%	48	11.8%	8
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	12.4%	70	5.2%	28	2.9%	2
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	18.5%	104	5.2%	28	4.4%	3
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	19.2%	108	10.4%	56	7.4%	5
13.訪問理・美容	8.5%	99	9.8%	55	7.5%	40	5.9%	4
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	3.7%	21	2.6%	14	0.0%	0
15.健康管理	13.9%	162	18.5%	104	9.7%	52	8.8%	6
16.福祉・介護相談	33.8%	394	47.4%	267	22.6%	121	8.8%	6
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	42.5%	239	21.1%	113	8.8%	6
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	4.1%	23	1.3%	7	0.0%	0
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	7.3%	41	2.6%	14	1.5%	1
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	2.0%	11	0.9%	5	0.0%	0
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	19.9%	112	8.0%	43	4.4%	3
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	5.0%	28	2.1%	11	1.5%	1
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	6.0%	34	3.2%	17	4.4%	3
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	4.3%	24	1.3%	7	0.0%	0
25.その他	0.9%	10	1.1%	6	0.7%	4	0.0%	0

（２） 法人規模別

○ 社会福祉法人の規模と「社会福祉法人減免」、「利用者負担軽減」の実施状況の関連については、「大規模な社会福祉法人」の方が小規模法人と比べて、実施している割合が高かった。ただし、「社会福祉法人減免」については、以下に留意する必要がある。

- ✓ 定員数が多い大規模法人の場合、対象者数も多いと予想されること。
- ✓ 定員数が少ない小規模法人であっても、対象者数の母数に対して、大規模法人以上に実施している場合もあること（例えば、定員 100 人のうち 3 人と定員 50 人のうち 3 人の場合）。
- ✓ そもそも自治体が実施していない可能性があること。

○ 一方、「移送サービス（車での送迎）」、「通院の支援」、「余暇活動（レクリエーション・行事）」、「福祉・介護相談」、「相談窓口設置（情報・サービス提供）」、「福祉・介護機器の斡旋・貸出」、「宿泊施設の供与・食事の提供」、「貸付金の斡旋」については、小規模法人の方が大規模法人よりも実施割合が高くなっている。本調査では、これらのサービスを実施している母数が少ないため、この実態の詳細把握には至らなかったが、今後事例の集積が必要である。

図表 41　法人規模別（N=1,071）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		1～50人 (n=79)		51～100人 (n=189)		101人以上 (n=803)		na (n=96)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	30.4%	24	43.4%	82	63.1%	507	46.9%	45
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	10.1%	8	17.5%	33	23.2%	186	20.8%	20
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	19.0%	15	18.0%	34	16.4%	132	17.7%	17
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	13.9%	11	13.8%	26	9.8%	79	12.5%	12
(2)掃除	10.7%	125	12.7%	10	9.5%	18	10.5%	84	13.5%	13
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	12.7%	10	9.0%	17	10.0%	80	14.6%	14
(4)整理整頓	10.1%	118	12.7%	10	9.0%	17	10.0%	80	11.5%	11
(5)買い物	11.4%	133	12.7%	10	12.2%	23	11.0%	88	12.5%	12
(6)ゴミだし	9.7%	113	11.4%	9	10.6%	20	9.3%	75	9.4%	9
5.配食サービス	13.5%	158	15.2%	12	12.7%	24	13.4%	108	14.6%	14
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	16.5%	13	11.1%	21	10.7%	86	18.8%	18
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	8.9%	7	9.0%	17	9.0%	72	16.7%	16
8.通院の支援	13.7%	160	17.7%	14	13.8%	26	13.1%	105	15.6%	15
9.薬の管理	12.9%	151	12.7%	10	14.3%	27	12.0%	96	18.8%	18
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	11.4%	9	11.6%	22	7.5%	60	9.4%	9
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	10.1%	8	14.3%	27	11.3%	91	9.4%	9
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	17.7%	14	15.9%	30	13.2%	106	19.8%	19
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	1.3%	1	4.8%	9	2.6%	21	4.2%	4
15.健康管理	13.9%	162	13.9%	11	15.9%	30	13.2%	106	15.6%	15
16.福祉・介護相談	33.8%	394	38.0%	30	31.2%	59	34.9%	280	26.0%	25
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	38.0%	30	30.7%	58	30.3%	243	28.1%	27
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	0.0%	0	1.6%	3	3.2%	26	1.0%	1
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	5.1%	4	4.2%	8	4.4%	35	9.4%	9
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	0.0%	0	0.0%	0	1.7%	14	2.1%	2
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	20.3%	16	12.2%	23	13.0%	104	15.6%	15
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	2.5%	2	2.1%	4	3.9%	31	3.1%	3
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	8.9%	7	5.3%	10	4.1%	33	4.2%	4
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	12.7%	10	3.7%	7	1.1%	9	5.2%	5
25.その他	0.9%	10	0.0%	0	0.0%	0	1.1%	9	1.0%	1

（３） 法人設立年別

○ 法人の設立年と生活支援サービスの実施状況の関連については、ほぼすべての生活支援サービスについて、「介護保険施行前（2000 年以前）に設立された社会福祉法人」の方が、施行後（2001 年以降）に設立された法人に比べて、サービスを実施している割合が高かった。

○ 介護保険制度の導入を境に、法人の設立年によってサービス提供の実施状況に差が生じたことは、慈善・博愛と捉えていた福祉事業に対し、「措置から契約へ」と経営が質的に変化したことによって、社会福祉事業者のあり方が変容しているのではないか。設立年をはじめ、介護保険制度創設の影響による社会福祉法人の質の変化も勘案した議論が必要ではないか。

○ 2001 年以降に設立された介護事業行う法人は、介護事業以外の地域の福祉ニーズにも目を向け、生活支援サービスの提供によって地域福祉に寄与する社会福祉法人としての使命を果たすことが求められる。

○ 社会福祉法人ごとに歴史と理念が異なる中で、改めて社会貢献・地域支援事業に積極的に取り組む姿勢を育むことが重要である。

図表 42　法人設立年別（N=1,143）単一回答

項目	全体（n=1,167）		2000年以前（n=962）		2001年以降（n=181）		na（n=24）	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	76.1%	570	45.3%	82	25.0%	6
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	28.0%	210	18.8%	34	12.5%	3
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	23.1%	173	12.7%	23	8.3%	2
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	15.0%	112	7.7%	14	8.3%	2
(2)掃除	10.7%	125	14.7%	110	7.2%	13	8.3%	2
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	14.2%	106	7.2%	13	8.3%	2
(4)整理整頓	10.1%	118	13.9%	104	6.6%	12	8.3%	2
(5)買い物	11.4%	133	15.6%	117	7.7%	14	8.3%	2
(6)ゴミだし	9.7%	113	13.2%	99	6.6%	12	8.3%	2
5.配食サービス	13.5%	158	18.8%	141	8.8%	16	4.2%	1
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	14.4%	108	13.8%	25	20.8%	5
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	12.6%	94	7.7%	14	16.7%	4
8.通院の支援	13.7%	160	18.0%	135	11.6%	21	16.7%	4
9.薬の管理	12.9%	151	17.0%	127	11.6%	21	12.5%	3
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	11.6%	87	6.1%	11	8.3%	2
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	15.9%	119	7.7%	14	8.3%	2
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	19.0%	142	12.7%	23	16.7%	4
13.訪問理・美容	8.5%	99	11.1%	83	7.7%	14	8.3%	2
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	3.7%	28	3.9%	7	0.0%	0
15.健康管理	13.9%	162	18.2%	136	13.3%	24	8.3%	2
16.福祉・介護相談	33.8%	394	44.9%	336	29.3%	53	20.8%	5
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	39.8%	298	30.9%	56	16.7%	4
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	3.3%	25	2.8%	5	0.0%	0
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	6.7%	50	2.8%	5	4.2%	1
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	2.1%	16	0.0%	0	0.0%	0
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	18.6%	139	9.9%	18	4.2%	1
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	5.1%	38	0.6%	1	4.2%	1
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	6.0%	45	3.3%	6	12.5%	3
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	2.9%	22	4.4%	8	4.2%	1
25.その他	0.9%	10	1.3%	10	0.0%	0	0.0%	0

（４） 特別養護老人ホームの保有の有無別

○ 特別養護老人ホームの保有の有無と生活支援サービスの実施状況の関連については、「特養を保有する社会福祉法人」の方が持っていない法人に比べて、「社会福祉法人減免」、「利用者負担の軽減」の実施割合が高かったが、他の項目については特筆すべき差異は見受けられなかった。

○ 特養が地域福祉を担う拠点として活躍するためには、このような生活支援サービスを実施するにあたっての仕組みを構築する必要があろう。例えば訪問介護や老人介護支援センター等が、生活支援サービスの実施にも資する（後述）ことから、このような既存事業を活用することも検討に値する。

図表 43 特別養護老人ホームの保有の有無別（N=1,110）単一回答

項目	全体（n=1,167）		持っている（n=853）		持っていない（n=257）		na（n=57）	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	66.7%	569	26.5%	68	36.8%	21
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	24.6%	210	11.3%	29	14.0%	8
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	16.2%	138	20.6%	53	12.3%	7
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	9.6%	82	16.0%	41	8.8%	5
(2)掃除	10.7%	125	10.3%	88	12.5%	32	8.8%	5
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	9.7%	83	12.5%	32	10.5%	6
(4)整理整頓	10.1%	118	9.6%	82	12.1%	31	8.8%	5
(5)買い物	11.4%	133	10.7%	91	14.4%	37	8.8%	5
(6)ゴミだし	9.7%	113	8.9%	76	12.1%	31	10.5%	6
5.配食サービス	13.5%	158	12.9%	110	14.8%	38	17.5%	10
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	11.3%	96	12.8%	33	15.8%	9
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	9.6%	82	8.9%	23	12.3%	7
8.通院の支援	13.7%	160	13.4%	114	15.6%	40	10.5%	6
9.薬の管理	12.9%	151	12.1%	103	16.0%	41	12.3%	7
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	7.4%	63	12.5%	32	8.8%	5
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	11.0%	94	13.6%	35	10.5%	6
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	13.2%	113	19.1%	49	12.3%	7
13.訪問理・美容	8.5%	99	7.9%	67	10.1%	26	10.5%	6
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	2.3%	20	5.1%	13	3.5%	2
15.健康管理	13.9%	162	12.7%	108	18.7%	48	10.5%	6
16.福祉・介護相談	33.8%	394	34.5%	294	32.7%	84	28.1%	16
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	30.6%	261	31.9%	82	26.3%	15
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	2.7%	23	1.9%	5	3.5%	2
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	4.1%	35	7.4%	19	3.5%	2
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.9%	16	0.0%	0	0.0%	0
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	12.5%	107	17.9%	46	8.8%	5
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	2.9%	25	4.3%	11	7.0%	4
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	3.4%	29	8.2%	21	7.0%	4
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	0.4%	3	9.7%	25	5.3%	3
25.その他	0.9%	10	0.8%	7	0.8%	2	1.8%	1

（５） 単独施設（特養・養護・軽費）と複数事業所の有無別

○ 特養のみ・養護のみ・軽費のみを運営する社会福祉法人と、複数業種を運営する社会福祉法人によって、生活支援サービスの実施状況に差異があるかを分析した。なお、「三つのうちどれかは持っている」は、例えば、「特養＋通所介護」のように、特養・養護・軽費のうちひとつと何らかの事業所を有している場合を指す。また、養護のみ・軽費のみについては、母数が少ないためあくまで参考値としてご参照いただきたい。

○ 「三つのうちどれかは持っている社会福祉法人」の方が、おおむね単独施設よりは実績が高くなっていることから、複数施設・事業所を有する方が生活支援サービスの展開にも重要な要素となるものと思われる。

○ 一方で、例えば「養護のみ」における「日用品・被服の支給」、「宿泊施設の供与・食事の提供」については、「特養のみ」におけるそれより構成比としては高い。このことから施設類型によって、それぞれの生活支援サービスに対して有するノウハウが異なる可能性が示唆される。

○ 今後、各施設として生活支援を行ううえでのノウハウの集約を行い、社会福祉法人として施設・事業所横断的にそのノウハウを共有し、生活支援サービスの展開を図っていく必要がある。

図表 44　単独施設と複数事業所の有無別（N=1,110）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		軽費のみ (n=13)		特養のみ (n=96)		養護のみ (n=45)		三つのうちどれかは持っている (n=804)		いずれも持っていない (n=152)		na (n=57)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	0.0%	0	53.1%	51	6.7%	3	65.8%	529	35.5%	54	36.8%	21
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	7.7%	1	29.2%	28	8.9%	4	23.5%	189	11.2%	17	14.0%	8
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	15.4%	2	11.5%	11	11.1%	5	17.2%	138	23.0%	35	12.3%	7
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	15.4%	2	8.3%	8	11.1%	5	10.3%	83	16.4%	25	8.8%	5
(2)掃除	10.7%	125	15.4%	2	9.4%	9	8.9%	4	10.9%	88	11.2%	17	8.8%	5
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	7.7%	1	9.4%	9	8.9%	4	10.3%	83	11.8%	18	10.5%	6
(4)整理整頓	10.1%	118	15.4%	2	8.3%	8	6.7%	3	10.3%	83	11.2%	17	8.8%	5
(5)買い物	11.4%	133	15.4%	2	8.3%	8	8.9%	4	11.4%	92	14.5%	22	8.8%	5
(6)ゴミだし	9.7%	113	7.7%	1	7.3%	7	8.9%	4	9.7%	78	11.2%	17	10.5%	6
5.配食サービス	13.5%	158	7.7%	1	9.4%	9	8.9%	4	13.9%	112	14.5%	22	17.5%	10
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	15.4%	2	9.4%	9	8.9%	4	11.3%	91	15.1%	23	15.8%	9
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	7.7%	1	13.5%	13	8.9%	4	9.2%	74	8.6%	13	12.3%	7
8.通院の支援	13.7%	160	23.1%	3	14.6%	14	13.3%	6	13.4%	108	15.1%	23	10.5%	6
9.薬の管理	12.9%	151	23.1%	3	11.5%	11	11.1%	5	12.6%	101	15.8%	24	12.3%	7
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	7.7%	1	8.3%	8	11.1%	5	8.0%	64	11.2%	17	8.8%	5
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	15.4%	2	10.4%	10	11.1%	5	11.6%	93	12.5%	19	10.5%	6
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	23.1%	3	11.5%	11	13.3%	6	13.9%	112	19.7%	30	12.3%	7
13.訪問理・美容	8.5%	99	15.4%	2	6.3%	6	4.4%	2	8.5%	68	9.9%	15	10.5%	6
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	7.7%	1	3.1%	3	2.2%	1	2.9%	23	3.3%	5	3.5%	2
15.健康管理	13.9%	162	23.1%	3	11.5%	11	13.3%	6	13.3%	107	19.1%	29	10.5%	6
16.福祉・介護相談	33.8%	394	30.8%	4	29.2%	28	17.8%	8	35.4%	285	34.9%	53	28.1%	16
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	15.4%	2	21.9%	21	15.6%	7	31.8%	256	37.5%	57	26.3%	15
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	0.0%	0	3.1%	3	0.0%	0	2.7%	22	2.0%	3	3.5%	2
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	7.7%	1	3.1%	3	4.4%	2	4.7%	38	6.6%	10	3.5%	2
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2.0%	16	0.0%	0	0.0%	0
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	15.4%	2	6.3%	6	4.4%	2	13.8%	111	21.1%	32	8.8%	5
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	0.0%	0	2.1%	2	11.1%	5	3.6%	29	0.0%	0	7.0%	4
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	15.4%	2	2.1%	2	13.3%	6	4.0%	32	5.3%	8	7.0%	4
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	0.0%	0	1.0%	1	2.2%	1	0.4%	3	15.1%	23	5.3%	3
25.その他	0.9%	10	0.0%	0	0.0%	0	2.2%	1	1.0%	8	0.0%	0	1.8%	1

（６） 離職率（介護職員、看護職員）別

○ 離職率と生活支援サービスの実施状況との関係については、介護職員、看護職員、正規、非正規のいずれにおいても生活支援サービスの項目によって実施割合のばらつきが多く、何らかの傾向を見出すことはできなかった。

図表 45　常勤看護職員の離職率別（N=738）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		0.1～15% (n=231)		16～30% (n=216)		31～45% (n=113)		46%以上 (n=178)		na (n=429)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	68.4%	158	69.0%	149	60.2%	68	37.6%	67	50.3%	216
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	21.2%	49	20.8%	45	17.7%	20	18.0%	32	23.5%	101
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	16.0%	37	16.7%	36	18.6%	21	16.3%	29	17.5%	75
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	10.0%	23	7.9%	17	6.2%	7	13.5%	24	13.3%	57
(2)掃除	10.7%	125	10.4%	24	9.7%	21	5.3%	6	10.7%	19	12.8%	55
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	7.8%	18	9.7%	21	5.3%	6	10.1%	18	13.5%	58
(4)整理整頓	10.1%	118	9.1%	21	8.8%	19	6.2%	7	10.7%	19	12.1%	52
(5)買い物	11.4%	133	10.0%	23	10.2%	22	6.2%	7	12.4%	22	13.8%	59
(6)ゴミだし	9.7%	113	9.1%	21	9.7%	21	5.3%	6	9.6%	17	11.2%	48
5.配食サービス	13.5%	158	14.7%	34	13.0%	28	17.7%	20	11.8%	21	12.8%	55
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	10.0%	23	11.1%	24	12.4%	14	14.0%	25	12.1%	52
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	6.5%	15	9.3%	20	9.7%	11	9.6%	17	11.4%	49
8.通院の支援	13.7%	160	10.0%	23	14.4%	31	10.6%	12	14.0%	25	16.1%	69
9.薬の管理	12.9%	151	8.7%	20	13.0%	28	9.7%	11	14.6%	26	15.4%	66
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	6.5%	15	6.0%	13	7.1%	8	9.0%	16	11.2%	48
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	10.4%	24	11.6%	25	12.4%	14	11.2%	20	12.1%	52
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	10.0%	23	15.3%	33	11.5%	13	18.0%	32	15.9%	68
13.訪問理・美容	8.5%	99	6.9%	16	7.4%	16	8.8%	10	7.9%	14	10.0%	43
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	0.9%	2	3.7%	8	1.8%	2	2.8%	5	4.2%	18
15.健康管理	13.9%	162	11.7%	27	13.9%	30	10.6%	12	15.7%	28	15.2%	65
16.福祉・介護相談	33.8%	394	33.8%	78	35.6%	77	31.9%	36	30.3%	54	34.7%	149
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	29.0%	67	35.2%	76	27.4%	31	25.8%	46	32.2%	138
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	4.3%	10	4.2%	9	0.9%	1	1.1%	2	1.9%	8
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	2.6%	6	4.6%	10	5.3%	6	6.2%	11	5.4%	23
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.3%	3	1.4%	3	2.7%	3	1.1%	2	1.2%	5
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	10.0%	23	11.6%	25	13.3%	15	14.6%	26	16.1%	69
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	2.2%	5	4.6%	10	1.8%	2	2.8%	5	4.2%	18
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	1.3%	3	4.2%	9	0.0%	0	7.3%	13	6.8%	29
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	0.9%	2	0.5%	1	3.5%	4	3.4%	6	4.2%	18
25.その他	0.9%	10	1.3%	3	1.9%	4	0.0%	0	0.0%	0	0.7%	3

図表 46　常勤介護職員の離職率別（N=995）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		0.1～10% (n=396)		11～20% (n=365)		21～30% (n=101)		31%以上 (n=133)		na (n=172)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	61.6%	244	62.5%	228	55.4%	56	45.1%	60	40.7%	70
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	22.2%	88	22.2%	81	21.8%	22	24.1%	32	14.0%	24
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	18.4%	73	14.8%	54	12.9%	13	19.5%	26	18.6%	32
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	11.6%	46	9.3%	34	10.9%	11	9.0%	12	14.5%	25
(2)掃除	10.7%	125	12.1%	48	9.3%	34	10.9%	11	6.0%	8	14.0%	24
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	11.6%	46	9.3%	34	11.9%	12	6.0%	8	12.2%	21
(4)整理整頓	10.1%	118	11.1%	44	8.8%	32	9.9%	10	6.0%	8	14.0%	24
(5)買い物	11.4%	133	12.9%	51	9.6%	35	11.9%	12	8.3%	11	14.0%	24
(6)ゴミだし	9.7%	113	9.8%	39	9.0%	33	12.9%	13	6.0%	8	11.6%	20
5.配食サービス	13.5%	158	16.7%	66	13.4%	49	11.9%	12	12.0%	16	8.7%	15
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	12.9%	51	10.4%	38	10.9%	11	10.5%	14	14.0%	24
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	9.3%	37	9.6%	35	8.9%	9	9.0%	12	11.0%	19
8.通院の支援	13.7%	160	14.4%	57	13.2%	48	12.9%	13	12.0%	16	15.1%	26
9.薬の管理	12.9%	151	12.6%	50	12.6%	46	11.9%	12	12.8%	17	15.1%	26
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	9.3%	37	6.6%	24	5.0%	5	8.3%	11	13.4%	23
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	10.6%	42	11.0%	40	13.9%	14	12.8%	17	12.8%	22
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	12.9%	51	14.8%	54	11.9%	12	18.0%	24	16.3%	28
13.訪問理・美容	8.5%	99	9.1%	36	7.1%	26	8.9%	9	8.3%	11	9.9%	17
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	3.5%	14	2.5%	9	3.0%	3	3.0%	4	2.9%	5
15.健康管理	13.9%	162	13.1%	52	13.7%	50	11.9%	12	15.0%	20	16.3%	28
16.福祉・介護相談	33.8%	394	33.6%	133	35.1%	128	32.7%	33	33.8%	45	32.0%	55
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	31.8%	126	30.7%	112	28.7%	29	30.8%	41	29.1%	50
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	3.5%	14	2.5%	9	1.0%	1	0.8%	1	2.9%	5
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	5.1%	20	3.6%	13	5.0%	5	6.8%	9	5.2%	9
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	0.8%	3	1.9%	7	1.0%	1	0.8%	1	2.3%	4
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	14.4%	57	14.0%	51	10.9%	11	12.8%	17	12.8%	22
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	3.0%	12	3.6%	13	5.0%	5	4.5%	6	2.3%	4
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	3.3%	13	4.9%	18	4.0%	4	6.8%	9	5.8%	10
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	2.8%	11	1.6%	6	2.0%	2	3.0%	4	4.7%	8
25.その他	0.9%	10	1.3%	5	0.8%	3	1.0%	1	0.0%	0	0.6%	1

図表 47　常勤看護職員の離職率別（うち正規職員）（N=636）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		0.1～15% (n=146)		16～30% (n=179)		31～45% (n=72)		46%以上 (n=239)		na (n=531)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	70.5%	103	73.2%	131	72.2%	52	38.1%	91	52.9%	281
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	24.0%	35	22.9%	41	15.3%	11	18.0%	43	22.0%	117
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	18.5%	27	16.2%	29	16.7%	12	17.6%	42	16.6%	88
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	7.5%	11	8.9%	16	1.4%	1	13.0%	31	13.0%	69
(2)掃除	10.7%	125	8.9%	13	9.5%	17	1.4%	1	10.9%	26	12.8%	68
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	7.5%	11	8.9%	16	1.4%	1	10.5%	25	12.8%	68
(4)整理整頓	10.1%	118	7.5%	11	9.5%	17	1.4%	1	10.5%	25	12.1%	64
(5)買い物	11.4%	133	8.9%	13	10.1%	18	2.8%	2	12.1%	29	13.4%	71
(6)ゴミだし	9.7%	113	9.6%	14	9.5%	17	1.4%	1	9.6%	23	10.9%	58
5.配食サービス	13.5%	158	19.2%	28	10.6%	19	16.7%	12	12.6%	30	13.0%	69
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	12.3%	18	11.2%	20	5.6%	4	15.5%	37	11.1%	59
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	8.2%	12	10.1%	18	5.6%	4	10.0%	24	10.2%	54
8.通院の支援	13.7%	160	11.6%	17	15.1%	27	6.9%	5	15.1%	36	14.1%	75
9.薬の管理	12.9%	151	8.9%	13	14.0%	25	4.2%	3	15.1%	36	13.9%	74
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	6.8%	10	7.8%	14	1.4%	1	10.5%	25	9.4%	50
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	11.6%	17	12.8%	23	2.8%	2	13.4%	32	11.5%	61
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	8.9%	13	16.2%	29	9.7%	7	18.4%	44	14.3%	76
13.訪問理・美容	8.5%	99	6.8%	10	8.4%	15	8.3%	6	8.4%	20	9.0%	48
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	2.7%	4	3.4%	6	0.0%	0	3.3%	8	3.2%	17
15.健康管理	13.9%	162	11.0%	16	16.2%	29	8.3%	6	16.3%	39	13.6%	72
16.福祉・介護相談	33.8%	394	35.6%	52	38.5%	69	34.7%	25	31.8%	76	32.4%	172
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	29.5%	43	35.8%	64	27.8%	20	30.5%	73	29.8%	158
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	1.4%	2	5.0%	9	1.4%	1	0.8%	2	3.0%	16
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	3.4%	5	6.1%	11	2.8%	2	7.1%	17	4.0%	21
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	0.7%	1	3.4%	6	0.0%	0	1.3%	3	1.1%	6
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	11.6%	17	11.7%	21	9.7%	7	15.5%	37	14.3%	76
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	5.5%	8	2.2%	4	0.0%	0	3.3%	8	3.8%	20
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	3.4%	5	3.4%	6	0.0%	0	5.9%	14	5.5%	29
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	0.0%	0	0.0%	0	1.4%	1	6.7%	16	2.6%	14
25.その他	0.9%	10	0.7%	1	2.2%	4	0.0%	0	0.0%	0	0.9%	5

図表 48　常勤介護職員の離職率別（うち正規職員）（N=891）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		0.1～10% (n=424)		11～20% (n=244)		21～30% (n=78)		31%以上 (n=145)		na (n=276)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	67.2%	285	59.8%	146	55.1%	43	42.1%	61	44.6%	123
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	22.9%	97	25.0%	61	24.4%	19	19.3%	28	15.2%	42
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	16.7%	71	14.3%	35	12.8%	10	17.9%	26	20.3%	56
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	9.7%	41	9.8%	24	9.0%	7	10.3%	15	14.9%	41
(2)掃除	10.7%	125	9.7%	41	10.2%	25	10.3%	8	7.6%	11	14.5%	40
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	9.4%	40	10.2%	25	10.3%	8	7.6%	11	13.4%	37
(4)整理整頓	10.1%	118	8.7%	37	9.4%	23	10.3%	8	6.9%	10	14.5%	40
(5)買い物	11.4%	133	9.4%	40	10.7%	26	11.5%	9	9.0%	13	16.3%	45
(6)ゴミだし	9.7%	113	7.3%	31	11.9%	29	11.5%	9	7.6%	11	12.0%	33
5.配食サービス	13.5%	158	15.1%	64	15.6%	38	6.4%	5	11.0%	16	12.7%	35
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	11.6%	49	9.4%	23	12.8%	10	13.1%	19	13.4%	37
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	8.5%	36	8.6%	21	11.5%	9	9.7%	14	11.6%	32
8.通院の支援	13.7%	160	12.3%	52	12.3%	30	11.5%	9	13.8%	20	17.8%	49
9.薬の管理	12.9%	151	11.8%	50	11.1%	27	11.5%	9	14.5%	21	15.9%	44
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	8.3%	35	7.0%	17	3.8%	3	8.3%	12	12.0%	33
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	11.3%	48	10.2%	25	10.3%	8	13.1%	19	12.7%	35
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	12.0%	51	15.2%	37	12.8%	10	15.9%	23	17.4%	48
13.訪問理・美容	8.5%	99	8.3%	35	8.6%	21	5.1%	4	9.7%	14	9.1%	25
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	2.4%	10	2.5%	6	1.3%	1	2.8%	4	5.1%	14
15.健康管理	13.9%	162	13.2%	56	11.9%	29	10.3%	8	16.6%	24	16.3%	45
16.福祉・介護相談	33.8%	394	34.2%	145	32.4%	79	33.3%	26	29.7%	43	36.6%	101
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	30.7%	130	30.3%	74	28.2%	22	31.7%	46	31.2%	86
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	3.1%	13	2.5%	6	1.3%	1	0.7%	1	3.3%	9
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	4.5%	19	4.5%	11	1.3%	1	6.9%	10	5.4%	15
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.7%	7	1.6%	4	0.0%	0	0.7%	1	1.4%	4
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	13.4%	57	12.3%	30	7.7%	6	13.1%	19	16.7%	46
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	2.6%	11	3.7%	9	3.8%	3	2.8%	4	4.7%	13
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	3.3%	14	3.7%	9	5.1%	4	6.9%	10	6.2%	17
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	0.7%	3	0.4%	1	0.0%	0	6.2%	9	6.5%	18
25.その他	0.9%	10	1.4%	6	0.0%	0	1.3%	1	0.0%	0	1.1%	3

（７） 訪問介護の実施の有無別

○ 訪問介護の実施の有無と生活支援サービスの実施状況の関連については、「訪問介護を実施している社会福祉法人」の方が実施していない法人に比べて、サービスを実施している割合が高かった。

○ 訪問介護の実施は、サービスを通じて把握した利用者の状態やニーズに基づき、介護保険サービスを補完するインフォーマルサービスの開発・提供に繋がっていることが伺え、生活支援サービスの充実・発展に向けて、効果的な役割を果たしていることが推察される。

○ 一方、訪問介護は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（老計第10号 厚生労働省老人保健福祉局 老人福祉計画課長通知）等において、サービス提供の範囲と留意点が示されているが、社会福祉法人東蒲原福祉会（ヒアリング調査対象）の実施する訪問介護サービス（介護保険外サービス）は、地域の高齢者が自宅や地域で生活を継続できるよう、介護保険サービスと保険外サービスを効果的に組み合わせて実施している事例である。

○ 地域福祉の担い手たる社会福祉法人は、訪問介護を通じて地域に生活する高齢者の生活支援ニーズを把握し、新たな福祉サービスを開発していくといった積極的な取り組みが求められる。

図表 49　訪問介護の実施の有無別（N=407）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		11.訪問介護 (n=407)		訪問介護を実施していない (n=760)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	56.0%	228	56.6%	430
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	22.6%	92	20.4%	155
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	24.8%	101	12.8%	97
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	21.6%	88	5.3%	40
(2)掃除	10.7%	125	20.4%	83	5.5%	42
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	19.9%	81	5.3%	40
(4)整理整頓	10.1%	118	18.9%	77	5.4%	41
(5)買い物	11.4%	133	21.9%	89	5.8%	44
(6)ゴミだし	9.7%	113	18.9%	77	4.7%	36
5.配食サービス	13.5%	158	20.9%	85	9.6%	73
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	16.5%	67	9.3%	71
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	13.0%	53	7.8%	59
8.通院の支援	13.7%	160	18.7%	76	11.1%	84
9.薬の管理	12.9%	151	15.2%	62	11.7%	89
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	11.5%	47	7.0%	53
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	16.0%	65	9.2%	70
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	15.7%	64	13.8%	105
13.訪問理・美容	8.5%	99	8.1%	33	8.7%	66
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	5.2%	21	1.8%	14
15.健康管理	13.9%	162	15.2%	62	13.2%	100
16.福祉・介護相談	33.8%	394	38.6%	157	31.2%	237
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	34.6%	141	28.6%	217
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	2.9%	12	2.4%	18
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	8.1%	33	3.0%	23
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.2%	5	1.4%	11
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	18.2%	74	11.1%	84
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	4.4%	18	2.9%	22
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	4.7%	19	4.6%	35
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	4.2%	17	1.8%	14
25.その他	0.9%	10	1.2%	5	0.7%	5

（８） 地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別

○ 地域包括支援センター及び老人介護支援センターの保有（併設）の有無と生活支援サービスの実施状況の関連については、「どれか一つは設置している社会福祉法人」の方が「全体」及び「いずれも設置していない法人」に比べて、実施している割合が高かった。

○ 地域包括支援センターと老人介護支援センターは、介護保険法・老人福祉法に位置付けられた高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう機能を発揮していることが集計結果から伺える。

○ 特に、老人介護支援センターは、地域包括支援センターと比較して職員配置基準が緩やかであり、より柔軟な展開が可能であることから、生活支援サービスを充実・展開するための窓口として有効であると言える。

図表 50　地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無別

（N=422）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		どれか一つは設置している (n=422)		いずれも設置していない (n=745)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	67.8%	286	49.9%	372
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	29.9%	126	16.2%	121
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	28.7%	121	10.3%	77
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	16.4%	69	7.9%	59
(2)掃除	10.7%	125	15.6%	66	7.9%	59
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	14.5%	61	8.1%	60
(4)整理整頓	10.1%	118	14.9%	63	7.4%	55
(5)買い物	11.4%	133	16.8%	71	8.3%	62
(6)ゴミだし	9.7%	113	13.5%	57	7.5%	56
5.配食サービス	13.5%	158	18.0%	76	11.0%	82
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	16.4%	69	9.3%	69
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	11.4%	48	8.6%	64
8.通院の支援	13.7%	160	16.8%	71	11.9%	89
9.薬の管理	12.9%	151	16.1%	68	11.1%	83
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	10.7%	45	7.4%	55
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	18.2%	77	7.8%	58
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	18.0%	76	12.5%	93
13.訪問理・美容	8.5%	99	8.8%	37	8.3%	62
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	3.3%	14	2.8%	21
15.健康管理	13.9%	162	17.3%	73	11.9%	89
16.福祉・介護相談	33.8%	394	46.2%	195	26.7%	199
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	41.7%	176	24.4%	182
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	3.8%	16	1.9%	14
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	6.9%	29	3.6%	27
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.7%	7	1.2%	9
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	18.2%	77	10.9%	81
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	3.8%	16	3.2%	24
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	5.0%	21	4.4%	33
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	3.1%	13	2.4%	18
25.その他	0.9%	10	1.4%	6	0.5%	4

（９） 地域包括支援センター、老人介護支援センターの運営形態（受託・直営）別

○ 地域包括支援センター及び老人介護支援センターの運営形態（直営・受託）別と生活支援サービスの実施状況の関連については、「老人介護支援センター（直営）の社会福祉法人」がもっとも生活支援サービスを実施している割合が高かった。一方、地域包括支援センターの運営形態別では大きな差は見られなかった。

○ 社会福祉法人藤野園（ヒアリング調査対象）では、養護老人ホームにおける介護保険外ショートステイとして、一時的な生活の場所を提供している。緊急時のショートステイ要請は自治体の措置担当から寄せられるものであり、措置担当には直営の地域包括支援センター等から情報が集約されている。直営の地域包括支援センターであることが、担当課への迅速な情報提供に繋がり、即時対応を可能にしている事例である。

○ 地域包括支援センター・老人介護支援センターの運営形態別の生活支援サービスの展開のあり方について、今後より詳細な調査・分析によって望ましい連携のあり方を探る必要がある。

図表 51　地域包括支援センター・老人介護支援センターの運営形態別

（N=942）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		在宅介護支援センター（直営） (n=105)		在宅介護支援センター（受託） (n=90)		地域包括支援センター（直営） (n=116)		地域包括支援センター（受託） (n=225)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	69.5%	73	63.3%	57	65.5%	76	69.3%	156
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	34.3%	36	30.0%	27	27.6%	32	30.7%	69
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	31.4%	33	30.0%	27	25.9%	30	29.8%	67
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	22.9%	24	12.2%	11	15.5%	18	16.4%	37
(2)掃除	10.7%	125	22.9%	24	11.1%	10	16.4%	19	15.6%	35
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	21.9%	23	10.0%	9	13.8%	16	14.2%	32
(4)整理整頓	10.1%	118	21.9%	23	10.0%	9	17.2%	20	14.7%	33
(5)買い物	11.4%	133	21.0%	22	14.4%	13	20.7%	24	15.1%	34
(6)ゴミだし	9.7%	113	19.0%	20	8.9%	8	13.8%	16	12.9%	29
5.配食サービス	13.5%	158	21.0%	22	20.0%	18	17.2%	20	15.6%	35
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	25.7%	27	17.8%	16	17.2%	20	13.3%	30
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	14.3%	15	10.0%	9	11.2%	13	10.7%	24
8.通院の支援	13.7%	160	24.8%	26	12.2%	11	18.1%	21	15.1%	34
9.薬の管理	12.9%	151	24.8%	26	15.6%	14	15.5%	18	14.7%	33
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	17.1%	18	8.9%	8	10.3%	12	10.2%	23
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	24.8%	26	13.3%	12	20.7%	24	18.7%	42
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	26.7%	28	20.0%	18	21.6%	25	16.0%	36
13.訪問理・美容	8.5%	99	13.3%	14	8.9%	8	12.9%	15	5.3%	12
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	1.9%	2	2.2%	2	5.2%	6	2.2%	5
15.健康管理	13.9%	162	24.8%	26	16.7%	15	19.8%	23	15.6%	35
16.福祉・介護相談	33.8%	394	48.6%	51	45.6%	41	47.4%	55	46.7%	105
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	43.8%	46	42.2%	38	38.8%	45	43.1%	97
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	7.6%	8	4.4%	4	3.4%	4	3.1%	7
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	9.5%	10	5.6%	5	7.8%	9	5.8%	13
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.9%	2	2.2%	2	0.0%	0	2.2%	5
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	16.2%	17	15.6%	14	20.7%	24	19.1%	43
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	3.8%	4	4.4%	4	4.3%	5	2.7%	6
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	7.6%	8	3.3%	3	6.9%	8	4.0%	9
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	0.0%	0	0.0%	0	4.3%	5	3.6%	8
25.その他	0.9%	10	0.0%	0	3.3%	3	2.6%	3	0.4%	1

（１０）　職員派遣（地域社会との連携）の実績別

○　職員派遣（地域社会との連携）の実績と生活支援サービスの実施状況の関連については、「11 回以上の職員派遣実績のある社会福祉法人」の方が 1～10 回の派遣実績の法人に比べて、サービスを実施している割合が高かった。地域社会との日常的な連携機会の増大を図ることが、生活支援サービスの充実・積極展開に繋がる。

○　なお、「地域社会との連携」に係る項目は、図表 52 の実線で示す項目である。地域においてフォーマル、インフォーマルなネットワークの連携を実現し、地域福祉の充実を図るためには、行政、事業者、関係団体、地域住民、自治会等の様々な力が発揮されるような体制づくり・関係づくりを行うことが重要である。

図表 52　　5. 職員派遣（地域社会との連携）の実績別
（N=474）単一回答

項目	全体 (n=1,167)		1～5回 (n=188)		6～10回 (n=94)		11～20回 (n=86)		21回以上 (n=106)		na (n=693)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	59.0%	111	63.8%	60	60.5%	52	69.8%	74	52.1%	361
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	18.6%	35	30.9%	29	19.8%	17	28.3%	30	19.6%	136
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	13.3%	25	17.0%	16	31.4%	27	26.4%	28	14.7%	102
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	8.5%	16	6.4%	6	14.0%	12	17.0%	18	11.0%	76
(2)掃除	10.7%	125	6.4%	12	9.6%	9	10.5%	9	17.0%	18	11.1%	77
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	7.4%	14	7.4%	7	9.3%	8	15.1%	16	11.0%	76
(4)整理整頓	10.1%	118	6.4%	12	8.5%	8	12.8%	11	15.1%	16	10.2%	71
(5)買い物	11.4%	133	9.0%	17	9.6%	9	15.1%	13	16.0%	17	11.1%	77
(6)ゴミだし	9.7%	113	6.4%	12	7.4%	7	10.5%	9	14.2%	15	10.1%	70
5.配食サービス	13.5%	158	15.4%	29	18.1%	17	17.4%	15	16.0%	17	11.5%	80
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	12.8%	24	9.6%	9	14.0%	12	14.2%	15	11.3%	78
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	9.0%	17	6.4%	6	11.6%	10	10.4%	11	9.8%	68
8.通院の支援	13.7%	160	12.2%	23	6.4%	6	17.4%	15	20.8%	22	13.6%	94
9.薬の管理	12.9%	151	11.2%	21	8.5%	8	14.0%	12	14.2%	15	13.7%	95
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	6.9%	13	6.4%	6	16.3%	14	10.4%	11	8.1%	56
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	11.2%	21	9.6%	9	17.4%	15	19.8%	21	10.0%	69
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	15.4%	29	7.4%	7	17.4%	15	12.3%	13	15.2%	105
13.訪問理・美容	8.5%	99	7.4%	14	5.3%	5	7.0%	6	4.7%	5	10.0%	69
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	3.2%	6	3.2%	3	4.7%	4	2.8%	3	2.7%	19
15.健康管理	13.9%	162	10.6%	20	9.6%	9	14.0%	12	14.2%	15	15.3%	106
16.福祉・介護相談	33.8%	394	38.8%	73	34.0%	32	44.2%	38	38.7%	41	30.3%	210
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	36.7%	69	36.2%	34	36.0%	31	33.0%	35	27.3%	189
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	1.1%	2	3.2%	3	9.3%	8	3.8%	4	1.9%	13
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	4.3%	8	3.2%	3	10.5%	9	7.5%	8	4.0%	28
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.6%	3	2.1%	2	1.2%	1	0.9%	1	1.3%	9
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	14.9%	28	11.7%	11	22.1%	19	21.7%	23	11.1%	77
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	3.2%	6	5.3%	5	2.3%	2	2.8%	3	3.5%	24
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	2.7%	5	2.1%	2	4.7%	4	2.8%	3	5.8%	40
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	2.1%	4	2.1%	2	4.7%	4	5.7%	6	2.2%	15
25.その他	0.9%	10	1.1%	2	2.1%	2	0.0%	0	2.8%	3	0.4%	3

図表 53　施設・事業所以外への職員派遣（N=964）複数回答

施設・事業所外への職員派遣		回答数
1.介護保険審査会（※行政の依頼によるもの）		47
2.入所判定委員会（※行政の依頼によるもの）		145
3.介護認定審査会（※行政の依頼によるもの）		476
4.地域ケア会議		404
5.地域社会との連携	□　行政機関等（1～4除く）	205
	□　医療機関	92
	□　他の社会福祉法人	169
	□　自治会・町内会	209
	□　民間企業	24
	□　ＮＰＯ	18
	□　老人クラブ、住民サークル・グループ等	154
6.地域の祭り・行事		478
7.地域清掃・その他の奉仕活動		250
8.講習会・講演会等への講師派遣		405
9.その他		67
	合計	3,143

○　施設・事業所以外への職員派遣の費用試算については、仮に１回あたり４時間として最低賃金 764 円/時間額による人件費を所要経費とした場合、図表 54 のとおりとなり、例えば、「自治会・町内会」への派遣は年間約 7 万円となる。

○　公的制度外の項目（５～８の項目）において、実質的に下表の金額を負担していると考えれば、老人福祉施設を運営する社会福祉法人の役割は非常に大きいと言えよう。

○　図表 54 では最低賃金を用いて試算を行ったが、地域や社会に対する社会福祉法人の貢献度を可視化する仕組みづくりが求められる。

図表 54　施設・事業所以外への職員派遣の費用試算（N=1,167）複数回答

施設・事業所外への職員派遣		回数・件数（回）	延べ人数（人）	要する費用※（円）
1.介護保険審査会（※行政の依頼によるもの）		12.6	12.0	36,545
2.入所判定委員会（※行政の依頼によるもの）		5.4	11.2	34,286
3.介護認定審査会（※行政の依頼によるもの）		25.7	35.9	109,609
4.地域ケア会議		9.0	18.0	54,970
5.地域社会との連携	□　行政機関等（1～4除く）	13.3	22.3	68,038
	□　医療機関	16.0	27.5	83,892
	□　他の社会福祉法人	7.6	16.6	50,697
	□　自治会・町内会	8.0	22.3	68,099
	□　民間企業	5.2	8.9	27,087
	□　ＮＰＯ	8.3	10.3	31,459
	□　老人クラブ、住民サークル・グループ等	15.1	47.1	144,272
6.地域の祭り・行事		2.9	23.8	72,799
7.地域清掃・その他の奉仕活動		4.7	26.4	80,621
8.講習会・講演会等への講師派遣		6.7	13.4	41,072
9.その他		5.7	19.9	60,709

※　「要する費用」は、最低賃金 764 円（平成 25 年度地域別最低賃金改定状況の全国加重平均額、厚生労働省）×4 時間×延人数平均（上記、「延人数（人）」）により算出。（小数点以下 1 位切り捨て）

（１１） 財政力指数（都道府県）別

○ 「財政力指数」は地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値を指す。財政力指数が高いほど財政力が強い自治体であると判断されるが、本調査では、社会福祉法人の存する都道府県の財政力指数を次の４グループに分類し、集計した。

- Ⅰ　グループ　…財政力指数 0.500 以上 1.000 未満
- Ⅱ　グループ　…財政力指数 0.400 以上 0.500 未満
- Ⅲ　グループ　…財政力指数 0.300 以上 0.400 未満
- Ⅳ　グループ　…財政力指数 0.300 未満

○ 「３．定期的な訪問（話し相手、安否確認）」から「17.福祉相談窓口設置（情報・サービス提供）」までの項目については、「財政力指数が最も低いⅣ群に存する社会福祉法人」の方がその他のグループに比べて、サービスを実施している割合が高かった。都道府県の財源に余裕がない場合であっても、本来行政が実施すべき生活支援サービスについて、社会福祉法人がその役割を補完しているといえる。

○ なお、「「主たる拠点」の所在する市町村の財政力指数」や「経常収支比率、実質公債費比率等を勘案した自治体財政の硬直性や弾力性」等の内容も含めた検討が必要である、今回の調査では至らなかった。

図表 55　財政力指数（都道府県）別（N=1,166）単一回答

※Ⅰ=0.5以上、Ⅱ=0.4以上0.5未満、Ⅲ=0.3以上0.4未満、Ⅳ=0.3未満

項目	全体 (n=1,167)		Ⅰ (n=441)		Ⅱ (n=178)		Ⅲ (n=338)		Ⅳ (n=209)		na (n=1)	
1.社会福祉法人減免	56.4%	658	56.9%	251	54.5%	97	58.9%	199	53.1%	111	0.0%	0
2.利用者負担の軽減	21.2%	247	23.4%	103	18.0%	32	21.0%	71	19.6%	41	0.0%	0
3.定期的な訪問（話し相手、安否確認）	17.0%	198	18.6%	82	15.7%	28	13.9%	47	19.6%	41	0.0%	0
4.家事援助ｻｰﾋﾞｽ(1)食事の準備・調理・後始末	11.0%	128	10.9%	48	11.2%	20	9.8%	33	12.9%	27	0.0%	0
(2)掃除	10.7%	125	11.1%	49	7.3%	13	9.8%	33	14.4%	30	0.0%	0
(3)洗濯_実施している	10.4%	121	10.2%	45	7.9%	14	9.8%	33	13.9%	29	0.0%	0
(4)整理整頓	10.1%	118	10.2%	45	8.4%	15	9.2%	31	12.9%	27	0.0%	0
(5)買い物	11.4%	133	11.3%	50	9.0%	16	10.4%	35	15.3%	32	0.0%	0
(6)ゴミだし	9.7%	113	9.5%	42	7.3%	13	9.2%	31	12.9%	27	0.0%	0
5.配食サービス	13.5%	158	12.7%	56	11.2%	20	13.6%	46	17.2%	36	0.0%	0
6.移送サービス（車での送迎）	11.8%	138	11.1%	49	12.4%	22	9.8%	33	16.3%	34	0.0%	0
7.散歩・外出の付添い	9.6%	112	11.1%	49	7.3%	13	7.7%	26	11.5%	24	0.0%	0
8.通院の支援	13.7%	160	14.3%	63	10.1%	18	11.5%	39	19.1%	40	0.0%	0
9.薬の管理	12.9%	151	13.2%	58	11.2%	20	10.4%	35	18.2%	38	0.0%	0
10.契約・交渉等の支援	8.6%	100	8.6%	38	6.7%	12	8.0%	27	11.0%	23	0.0%	0
11.緊急時にかけつけるサービス	11.6%	135	13.4%	59	10.1%	18	9.5%	32	12.4%	26	0.0%	0
12.余暇活動（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・行事）	14.5%	169	14.7%	65	15.7%	28	12.4%	42	16.3%	34	0.0%	0
13.訪問理・美容	8.5%	99	7.5%	33	9.6%	17	8.6%	29	9.6%	20	0.0%	0
14.簡単な大工仕事・庭仕事・ペットの世話等	3.0%	35	2.9%	13	2.2%	4	2.4%	8	4.8%	10	0.0%	0
15.健康管理	13.9%	162	13.6%	60	15.7%	28	12.1%	41	15.8%	33	0.0%	0
16.福祉・介護相談	33.8%	394	35.4%	156	29.2%	52	31.1%	105	38.8%	81	0.0%	0
17.相談窓口設置（情報・ｻｰﾋﾞｽ提供）	30.7%	358	31.3%	138	33.7%	60	27.5%	93	32.1%	67	0.0%	0
18.就労に必要な職業訓練	2.6%	30	2.7%	12	3.4%	6	2.1%	7	2.4%	5	0.0%	0
19.家計収支等の相談・助言	4.8%	56	4.8%	21	5.6%	10	3.6%	12	6.2%	13	0.0%	0
20.子供に対する学習の援助	1.4%	16	1.4%	6	2.8%	5	1.5%	5	0.0%	0	0.0%	0
21.福祉・介護機器の斡旋・貸出	13.5%	158	13.4%	59	14.0%	25	12.1%	41	15.8%	33	0.0%	0
22.日用品・被服の支給	3.4%	40	4.3%	19	4.5%	8	3.0%	10	1.4%	3	0.0%	0
23.宿泊施設の供与・食事の提供	4.6%	54	4.5%	20	5.6%	10	4.7%	16	3.8%	8	0.0%	0
24.貸付金の斡旋	2.7%	31	2.7%	12	3.4%	6	1.5%	5	3.8%	8	0.0%	0
25.その他	0.9%	10	0.7%	3	0.0%	0	1.2%	4	1.4%	3	0.0%	0

Ⅳ. ヒアリング調査の調査結果

以下は、実態意向調査（アンケート調査）において、生活困窮者等への生活支援を行っていると思われる 4 施設を選定し、ヒアリング調査を行った結果をまとめたものである。

【調査対象】

１. 小学校の跡地利活用事業等

社会福祉法人北海長正会

〇北広島団地地域交流ホームふれて

〇北広島団地地域サポートセンターともに

２. 配食サービス

社会福祉法人志摩会

３. 介護保険外のショートステイ

社会福祉法人藤野園

４. 介護保険外の訪問介護サービス

社会福祉法人東蒲原福祉会

【調査項目】

（１）生活支援に関するニーズはどのように把握したか
（２）生活支援サービス実施にあたって
（３）行政との連携
（４）周辺地域との連携
（５）今後の課題
（６）所感

１．小学校跡地利活用事業等（社会福祉法人 北海長正会）

法人名	社会福祉法人　北海長正会	所在地	北海道北広島市
設立年	1976 年	職員数	334 人
主な事業（定員）	特別養護老人ホーム（50 人）、障害者支援施設（2 施設、160 人）、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業（3 事業所、90 人）、老人短期入所事業（1 事業所、10 人）、一般相談支援事業、特定相談支援事業　等		

○　北広島団地地域交流ホームふれて



外観（ふれて）

（１）生活支援に関するニーズはどのように把握したか

- 地域では、37%を超える高齢化率（1 町内会によっては 50%超となっているところもある）、孤立死、悪質商法の被害、虐待の増加等の課題を抱えていた。
- 従来、法人では、介護保険制度に基づくサービスを主に展開していたが、地域の一人ひとりの人格が尊重され尊厳が守られるよう支援することが社会福祉法人としての使命であることから、安全・安心な地域づくりに貢献するため、「ふれて」の建設に至った。

（２）生活支援サービス実施にあたって

- 元は、壁もはがれているような銭湯であったが、工事に入る前から見学し、建築を進めてきた。
- 「ふれて」で実施している事業は、定員 35 名のデイサービス（2 階部分）であり、建物内に地域包括支援センター（受託）を併設している。地域における支えあい体制づくりのため、世代、障害等に関係なく互いを知り、顔の見える繋がりを作ることを目的に、1 階部分に喫茶コーナー、キッズコーナーのスペースを設けている。
- デイサービスを作った背景は、地域の中で広域的に展開したいという意図と軽度の利用者を獲得したいという意向によるもので、地域貢献と事業拡大が動機づけになった。
- 法人の事業は、すべて上半期評価、最終評価に区分し、評価を数値化している。

（３）行政との連携

- 建設前から地域住民にも関わってもらうことが重要と考え、「ふれて」開設にあたっては市民に数多く参画いただくこととした。市と協議の上メンバー選出を進めたが、市と市民と法人の三者間の調整に時間を要した。
- 介護保険制度は公的サービスであり、法令に規定された基準に従い運営されるが、「ふ

れて」の事業は、より柔軟で多様性のある展開が求められ、地域の事情に応じたクリエイティブな発想に基づく事業計画が期待されていたため、関係者間で議論を重ね、入念に準備を進めた。地域住民の正しい理解と協力を得るためには、幅広く意見を汲み上げ、事業活動に積極的に反映させるなど、周到な計画の立案・策定が重要である。

（４）周辺地域との連携

- 地域の状況に即したネットワーク構築に資するためには、法人職員だけで取り組みを進めるのではなく、開設準備段階から地域住民を交え意見を取りまとめ必要があると考え、「ふれて」完成の半年前から地域の方々（10 名程度）とともに準備を進めてきた。
- 地域の課題整理を図るため、開設までに 14 回程度会合を持ち、ブレーンストーミングを実施した。模造紙 2 枚程度が埋まるほどに出された意見や提案から課題を整理し、それをもとに「ふれて宣言」を作成した。

ふれて宣言

北広島団地は、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者家庭が急速に増加し、超高齢地域になりつつあります。また、閉じこもり、孤立死といった重い課題も浮かびあがってきております。私たちは、人が生きて行くためには、一人ひとりの人格が尊重され、人間としての尊厳が保たれなければならないと考えます。

地域交流ホームふれては、地域の子どもたちをはじめ、子育て世代や高齢者、障がい児者の方々が、ここに集い、積極的に交流し、お互いに支え合う、地域の拠り所となることを目指します。そして、住民一人ひとりが「この団地に住んで良かった」「この団地で生まれて良かった」と実感できる、住民一人ひとりがお互いを見守り、お互いを尊重し、「生涯、ここで暮らそう！」と決意できる、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

ここに宣言いたします。

2010 年 11 月 23 日　ふれて市民スタッフの会

- 「ふれて市民スタッフの会」については、四恩園のボランティアという意識ではなく、市民が主体となって取組を進めていく意図をもって結成したものである。
- 課題解決のために具体的に何をすべきか考えた結果、先ず、積極的な交流の場として、喫茶コーナーを活用することとした。市民スタッフが自主的に勤務シフトを割り当て、コーヒー等の飲料を 100 円で提供しているが、売上は「法人」の会計ではなく、「市民スタッフの会」の会計に計上しており、祭りや様々なイベント等の経費に充当している。事業開始から 3 年が経過しているが、この財源をもとに「市民スタッフの会」としての活動も充実してきている。
- キッズコーナーについては、市内の「子育て支援センター」の方々が出張保育として月に 1～2 回来ている。そのイベントの他にも子育て世代が多数おり、繋がりを広げている。北広島ではインターネットでも紙面でも子育てに関する情報収集が不便であったことから、「ふれてままっぷ」の名称で子供を連れていける場所等を集めたマップを作成した。

- 市民スタッフは、子供を連れて「ふれてままっぷ」の作成に関わっており、「集まりの会」の最中でも子供が親から離れたがらないでいたことから、ボランティアの道都大学生（社会福祉学部）が子守を引き受けるなどして、会の進行に協力した。2 階デイサービスの利用者も 1 階から子供の声が聞こえることで非常に喜んでいる。
- なお、道都大学生には、地域の課題解決に係るワークショップ開催、フェスティバルや雪かき交流祭り等の企画・開催などについても、積極的な事業参加と協力を得ている。
- 広報ツール「ふれて通信」（チラシ）については、4,500 世帯に配布し、インターネットでも公開している。現在、45 名の市民スタッフが参画しているが、増員を進めて組織化を検討している。組織化については、仲間同士で上下関係はつくらない方針としているが、喫茶、講座の企画、飾り付け等の事業内容に応じて、自発的な役割分担ができている。
- 地域に向けた講座として、悪質商法に対する講座、週４回・毎回８名～10 名が参加するＯＴによる介護予防体操（一般の方も参加でき、無料）等も開催している。
- 建物を建てて終わりではなく、建物を拠点として、人（スタッフ）、モノ、お金、情報を共有し、有効活用することが重要と考えている。特に「情報」を重視しており、定期的な行事や事業報告、今後の催事予定等の情報を絶えず地域に提供することによって人を集め、法人の実施しているサービスの周知を図るとともに、地域の情報収集を行い、地域課題の解決に向けた活動を行うこととしている。
- 「お手洗いの清掃」については市民スタッフが行っており、一時、苦情の声があったものの、市民スタッフの自治意識を高め、法人とともに施設運営・事業運営を支えていただくという観点から理解を得た。
- 雪国特有の積雪のために行方不明者の通報があれば、地域の利用者であるか否かにかかわらず、施設職員でチームを組み、捜索に向かう。地域特有の事情による難題への協力・支援は社会貢献の一環であると考えている。
- 社会福祉法人の「情報公開」については、一般的に更なる開示を求める声が多いなか、法人では、「事業概要」は利用者、家族に配布し、事業内容、決算報告等について、徹底した情報公開がなされている。（※ただし、「ふれて」で行う行事等の活動状況については「市民スタッフの会」の会計で管理しているため記載外）

○ 北広島団地地域サポートセンターともに

（１）生活支援に関するニーズはどのように把握したか

- 地域では、「ふれて」の場合と同様に、地域の高齢化、孤独死、虐待、悪質商法の被害の増加等の課題を抱えていた。
- 北広島市の第 5 期介護保険事業計画において、特養 100 床、地域密着型ＧＨ、複合型の計画があったため、法人としても検討を進めていたところ、他の医療法人が特養 100 床に手を挙げたことから、法人の事業展開、経営戦略に影響があり得ると判断し、プロポーザルに手を挙げた。



外観（ともに）

- これまで、特養や在宅サービスを展開し、「ふれて」を通じて地域の人と関わりながら事業を推進してきた経験から、この学校を使って地域の生活課題を解決していこうという意向があった。

（２）生活支援サービス実施にあたって

- 平成 24 年 3 月に統廃合になった小学校を活用した事業であり、平成 26 年 1 月 15 日に竣工、22 日に引き渡しを受けた。4 月から事業開始。
- 平成 24 年 9 月に北広島市がこの建物の活用に関してプロポーザル方式を実施するとの話が持ちあがり、法人と医療法人が応募した。平成 24 年 10 月、平成 25 年 3 月に北広島市の議会を経て、法人にこの建物・土地の無償貸与が決定し、建設に向けて動き始めた。
- 「ともに」の方針としては、これまで同様に地域の財産、かけがえのない場所として小学校を活用し、「ふれて」でも掲げられている共生の理念に基づき、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すこととしている。
- 学校自体が安心、安全の建物であるが、グループホーム等入所系の施設が入るため、スプリンクラー設置が必要であった。体育館については、生活空間に関係のないスペースであるが、グループホーム等と一体の建物とみなされたことから、消防法上の指導によりスプリンクラーを設置した。また、災害や停電等に備えて非常用の発電機を設置しており、地域が被災した場合、避難施設として地域のサポートができるようにした。
- 平成 26 年 4 月から行う事業としては 7 つ。新しい事業としては、サービス付高齢者向け住宅 31 部屋、（学校の教室を区分しているため、1 部屋 32 ㎡程度）、グループホーム 2 ユニット、複合型サービス事業所。ホームヘルプ、居宅介護支援事業所、訪問

看護ステーションが併設されている。また、地域住民が利用できるような地域交流スペースを設置している。

（３）行政との連携

- 「ふれて」との違いとして、小学校が北広島市の財産であるため、運営方針については、法人独自の判断だけでなく、北広島市と連携を深め、問題意識を共有しながら事業を進めていく必要がある。
- 市からは、建物に関する条件のひとつとして、貸部屋（活動室）の設置が求められていたため、法人として条例に基づく「貸部屋事業」を新たに開始した。（条例により、利用料は１時間 200～300 円程度）
- 法人では、住民センター等の公共施設の貸部屋（活動室）との差別化を図り、特色ある事業展開を図るため、例えば、地域の児童の合宿利用（グラウンドや体育館の使用を含む。）、地域食堂としての活用などを検討している。地域の住民ニーズに従って事業展開を進める予定である。
- なお、この建物は指定管理者制度の概念はないため、体育館や活動室の運営・維持にかかる費用は、今後とも市の負担を求めていく予定である。

（４）周辺地域との連携

- プロポーザル方式であったため、「ふれて」のように建設前からの市民の関与については、市の了解が得られなかった。
- しかし、地域との関係は経営戦略に影響する。持続的かつ健全な施設経営を確立し、地域の福祉の向上に資するためには、日頃から地域との交流を通じて信頼関係・相互関係を構築することが重要である。

○　北広島団地地域交流ホームふれて
○　北広島団地地域サポートセンターともに

（５）今後の課題

- 地域住民との関わりを深め、「ふれて市民スタッフの会」等の一層の組織化
- 公的制度以外の生活支援サービスを実施する場合の財源の確保

（６）所感

- 「ふれて」のように、建築段階から地域住民と積極的に話し合い、事業に意見を反映させることは、開設後の施設・事業所の運営をより活性化できることがわかった。
- 「地域交流の場」を定期的にもつことは、行政、住民、利用者、事業者、関係団体等の様々な人から地域の情報が得られ、法人職員と共有化できるため、課題解決に向けた取り組みを推進する一助となっている。また、高齢者福祉の領域に限らず、児童、障害者及びその家族を含め、地域福祉を考える場として機能している。

- 平成 26 年 4 月からスタートする「ともに」は、統廃合によって廃校となる小学校を活用することによって多大な建築費を抑えるだけでなく、過去の行政施策に基づいて作られたインフラの最適化を図る観点からも、社会福祉法人の取り組みとして評価されるべきことである。
- 本法人の取り組みは、施設、行政、地域住民がともに地域の抱える課題について意見し、とりまとめを行い、解決に向けて連携するものであり、日常的に交流している好事例である。地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来の社会福祉事業や公的事業に留まらない事業展開が求められているなかで、地域の誰もが安心して暮らせるよう市民とともに「宣言」をまとめ、事業化に繋げたことは、地域における社会福祉法人の存在意義を示す事例である。
- 事業運営の透明性の確保の観点から、事業内容・財務諸表等の「情報開示」についても積極的に対応しており、地域に対する説明責任を果たしている。
- 地道に地域ニーズに向き合う姿勢は、制度改正や時代の趨勢に押し流されることなく、地域の社会資源として社会福祉法人の存在意義を感じさせるものである。その一例を北海長正会には示していただいた。

２．配食サービス（社会福祉法人 志摩会）

法人名	社会福祉法人　志摩会	所在地	福岡県糸島市
設立年	1972 年	職員数	115 人
主な事業（定員）	特別養護老人ホーム（130 人）、老人デイサービス事業（5 事業所、96 人）、老人短期入所事業（16 人）、小規模多機能型居宅介護事業（25）		





配膳前の様子

（１）生活支援に関するニーズはどのように把握したか

- 平成 17 年に施設内の定例会議において、ケアマネジャー（居宅介護支援事業で自宅を訪問することが増えた）から、「老人世帯、独居世帯の中で食生活に困っている人が多い」との報告があった。

（２）生活支援サービス実施にあたって

- 当時、法人として社会貢献の在り方について議論していた。志摩町においても「食の自立」についての取組みがなされていた。栄養状況を改善することで、病気の予防、体力の向上を図り、日常生活の自立度を高めて、住み慣れた自宅で生活を継続することに繋がるのではないかと考えた。
- まず、自主事業として平成 18 年 4 月から配食サービスを展開することになった。最初は 2、3 件でスタートしたが、平成 22 年 1 月に一市二町合併（旧前原市、旧志摩町、旧二丈町）で糸島市となった後、配食サービス対象者の条件が変わった（旧前原市の基準にあわせた結果、対象者が拡大）ことから、市の補助事業を利用する人が 9 割以上となった。現在は年 2 万食程度。昼食約 15～20 食、夕食約 30～40 食。
- 配食サービスを実施するにあたり、「食の自立」を課題に検討を重ね、まず、いかに食事を食べていただくかが最優先ではないかとの考えから、視覚的な食欲の増進や、より家庭的な食事を目指し、お膳をそのまま在宅に届けることにした。現在も、その取り組みは当法人の特色として継続しており、風呂敷に包まれご利用者の自宅へと届けられている。

- 風呂敷には名札がついており、個人毎の特徴（大盛り、肉・魚などの嗜好、塩分控え め等）などいくつもの項目が一目でわかるように工夫されている)。
- 生活困窮者層よりもう少し余裕のある人（1 食 450 円を負担できる人）が利用している。本当に何も作れない人やそれよりも健康状態が悪い方はヘルパーなどを利用している。
- 平成 17 年当時、社協を通して一般の弁当屋さんが配食を行っていたが、機能食（糖尿病対応など）には対応できていなかった。志摩会はもともと特養で高齢者向け食事を作っていたので、それを生かす（調理量を少し増やすだけで対応できる）ことで配食に展開していった。
- ただし、配達には人手がかかる。現在、夕食は 3 チーム（事務員、栄養士・調理師、地域の高齢者）が車 3 台で 1～1.5 時間程度かけて配達。事務員も配達サービスに関わることで、電話応答等における横の連携が強まるメリットがある。

（３）行政との連携

- 地域包括支援センターが窓口。そこから区分けをして配食業者に振り分ける。
- 糸島市社協との連携で地域のサロン運営に協力（レクレーションや予防運動のメニューを提供）している。
- オレンジ志縁隊：キャラバンメイトとして市と連携し、地域住民への認知症の理解を図る活動を行っている。

（４）周辺地域との連携

- 1 日に一回は利用者と会うことができるため、本人の安否や、健康状態及び生活の状況を継続的に直接把握することができる。利用者の癖や考え方などもほぼわかるようになる。
- 自宅不在のケース等では、近隣への声掛け、家族や関係者への電話連絡による安否確認等の対応が日常的に行われている。

配食サービスを通じて緊急対応

（事例１）

- 配食担当者から、「今日は体調が悪い」と言われていた利用者に関する報告あり。
  → 支援センタースタッフと特養相談員 2 名で自宅訪問。急患センターに連絡・搬送・入院。

（事例２）

- 利用者から施設に「具合が悪い」と電話連絡あり。
  → 特養の看護師、ソーシャルワーカーの 2 名が自宅訪問。話を聞いた後、食後に服薬（高血圧薬）をすすめる。社協担当職員に状況報告を行い、訪問を依頼。

（事例３）

- 配食担当者から利用者に関する報告あり。自宅の電気がついておらず、室内の様子を伺うとベッドで横になっており「具合が悪い」との訴えあり。
  → 職員 2 名で自宅訪問。施設の嘱託医に相談、急患センターへ搬送の指示。市の福祉課へ連絡。

食の自立支援につながった対応

（事例１）

- 退院直後、食事をつくれないので配食サービスを利用し、体力回復後、再び自分で調理ができるようになった。

（事例２）

- 近隣の人々の支援を受けられるようになったことで、配食サービスを中止できた。

（５）今後の課題

- グループ内に医療機関がなく、高齢者が在宅生活をできるだけ長く続けていくために必要な支援のあり方（医療・介護に関わる在宅サービス等）について更に検討を進めたいと考えている。
- 災害時の配食サービスの在り方。（BCP）
- 高齢者はおしゃべりを楽しみたいという希望もあるが、配食時では限られる。若手スタッフが訪問する活動体制も検討している（若手の訓練にもなる）。
- 見守り活動において、民間だけでは周辺住民との連携がうまくいかないことがある。（近所同士の人間関係が良いとは限らないため）。社協、民生委員等とともに行政との連携を強化して見守り体制を構築していく必要がある。

（６）所感

- 平成 17 年当時のケアマネジャーが「配食サービスへのニーズ」を察知し、社会福祉法人としての社会的役割を踏まえ、すぐに課題解決に向けた取り組みを開始したことは、法人の理念である「すべての人が幸せな生活を享受するために行動」が浸透しているためと思われる。
- その精神は、配色サービスにおいて、届けた先で汁物をつくり、配膳するという丁寧さや、個々人の生活環境・状態に応じて減塩食等、食のスタイルに配慮した細かな食事提供を行っていることにも現れている。
- さらに、職員採用のＰＲ活動にも法人の理念が根付いている。職員採用にあたっては、自然の豊かさを打ち出し、健やかな自然に恵まれた環境・地域で働けることやサーフィン等の海のレジャーがさかんな地域でもあることから、実際にサーフィンを趣味としている職員の写真をパネルにするなど、興味を持ってもらう工夫を凝らしていたのが印象的であった。法人へのヒアリングでは、そのような人材を大切にする思いが感

じられた。職員にも法人の取り組み等に関するアンケート調査を行っており、上席者に対しても積極的に意見が言いやすい風土や気兼ねなく休みが取れるといった雰囲気があった。それは数値としても現れており、本調査研究事業における実態意向調査（アンケート調査）の志摩会の離職率は、全体と比較しても低い。

区分	常勤看護職員	（うち正規）	常勤介護職員	（うち正規）
全体平均	27.5%	30.1%	15.0%	15.5%
志 摩 会	26.7%	23.1%	14.0%	8.8%

- 地域の様々な福祉課題・生活課題に対して、それを解決するのは「やはり“人材”が鍵」とのことであり、施設長はじめ管理者の方々が、課題解決能力を備えた人材育成に向けた体制づくりを推進し、全体の組織力の向上を図り、法人理念の実現を目指す姿勢が強く感じられた。

３．介護保険外のショートステイ（社会福祉法人 藤野園）

法人名	社会福祉法人　藤野園	所在地	群馬県藤岡市
設立年	1975 年	職員数	28 人
主な事業（定員）	養護老人ホーム（1 施設、50 人）、軽費老人ホームＡ型（1 施設、50 人）、訪問介護事業所		



養護老人ホーム藤野園（外観）



軽費老人ホーム藤美荘（外観）

（１）生活支援に関するニーズはどのように把握したか

- 現在、3 市と緊急時のショートステイ契約を締結しており、市から「生活習慣の欠如による体調不良・社会適応困難な者」や「介護者の冠婚葬祭・虐待・生活習慣の欠如している高齢者」等への対応を要請された。

（２）生活支援サービス実施にあたって

- 藤岡市から入所前のまだ本人の意思が固まっていない人について、短期入所施設を利用して、お試しで 1 週間預かってほしい旨の打診を受けた。（平成 14 年）
- 緊急時への対応は、平成 23 年から実施している。（実績は 11 件）
- 措置の規制のなかでも空床の柔軟な活用ができたことも大きい。
- 養護老人ホームの定員 50 人（実際のベッド数 55）に対し、定員割れが数名分あり、受け入れ可能と判断した。空いているベッドを緊急利用することについては市の確認を得た。
- 緊急利用を経て、藤野園へ入所となったケースは 11 件中 6 件。入居率の向上につながっている。
- また、緊急時の行政からの依頼に積極的に応えることで、行政の担当者との信頼関係が構築され、その後の入所者拡大につながると考えた。

（３）行政との連携について

- ショートステイの依頼は、地域包括支援センター、民生委員、生活保護担当、在宅介護支援センターの 4 か所から市の措置担当サービス担当（介護高齢課）に集約され、

地域内の施設へと振り分けられる仕組みとなっていることから、市役所には頻繁に受け入れ体制が整っていることを説明に行っている。

- 地域包括支援センターは、市の直営であり、市の介護高齢課とは密接に連携している。
- 地域の老人等に関する情報は、施設独自に入手することが困難であるため、居宅介護支援事業やデイサービス事業などに新規参入し、ケアマネジャーが個別に地域を回る体制を整備しなければ難しいと考えている。
- 行政等の関係機関との連携によるデメリット、行政からの指摘事項は特にない。

（４）周辺地域との連携

- 施設長が地域の情報収集（地区長との会合、民生委員との面談等）などに積極的に参加している。
- 地域との連携は、豪雪などの災害時に特に重要である。
- 施設での運動会に係る地域の老人クラブへの声掛け、施設内でのエアロビクス教室への地域住民参加、消防のレクリエーション大会に施設職員を参加させるなどで交流を深めている。

ネグレクトにてA市地域包括支援センターに保護された要介護者への対応

（事例１）

- A市サービス担当より施設長へ緊急入所依頼（午後5時）があり、外出中だったため、相談員が電話連絡を受け、自宅へ急行した。午後5時30分に緊急入所し、入浴、爪切り、夕食を提供した。翌日、病院にて精密検査を行い、癌の転移の疑いと診断された。海外赴任中の息子が帰国し、入所後８日目に退所して隣町の病院へ入院した。

（５）今後の課題

- 居宅介護支援事業やデイサービス事業への新規参入で情報収集機会を増やす。

（６）所感

- このような「生活管理指導短期宿泊事業」については、市町村の行う事業として他の養護老人ホームにおいても実施しているものと思われるが、対応のスムーズさと、24時間いつでも受け入れるという姿勢は法人の取り組みの特徴である。
- 社会保障審議会介護保険部会や各般の調査において示されているように、措置費の一般財源化に伴う「措置控え」により、養護老人ホームの空床が問題となっている中、入所に至らずとも社会的に保護を要する（生活環境の悪化や一時的に家族介護者が不在になる等）状況にある高齢者は、数多く存在していると推察される。
- 「生活管理指導短期宿泊事業」は、養護老人ホームの空床活用という事業者側のニーズと社会的保護を要する高齢者のニーズを満たす事業として、積極的な展開が望まれるが、一方で市町村の理解がなければ進まないのもまた実態である。
- 法人では、積極的に事業実施主体である行政に働きかけを行い、利用促進に努めてい

るが、行政担当課の異動等による事業の不安定さがあることは否定できない。

- 養護老人ホームが社会資源としての役割を果たすには、市町村との関わりが重要な要素であり、事業者側から自治体への積極的な広報・啓発活動等が必要である。
- 法人が 10 年超の長きに亘って当該事業の担い手となっていることは、地道な活動を続け地域福祉の担い手として信頼されているからに他ならない。
- 一方、自治体においては、「担当課の裁量による運営」から「『基礎自治体』という組織単位の運営」へ移行しなければならない。地域の事情やその変容とともに福祉を担っている社会福祉法人として自治体とともに歩み、あるときは自治体を監督し、地域福祉の増進が果たされるよう、牽引していかねばならない。

４．介護保険外の訪問介護サービス（社会福祉法人 東蒲原福祉会）

法人名	社会福祉法人　東蒲原福祉会	所在地	新潟県東蒲原郡阿賀町
設立年	1991 年	職員数	171 人
主な事業（定員）	特別養護老人ホーム（2 施設、100 人）、老人デイサービス介護（2 事業所、47 人）、老人短期入所事業（2 事業所、28 人）、老人居宅介護等事業、居宅介護支援事業		



本部事務所　（外観）



本部事務所　（内部）

（１）生活支援に関するニーズはどのように把握したか

- 介護保険の訪問介護事業で利用者を訪問した際、利用者から、「元気な時にやっていた先祖代々のしきたりや墓の手入れなどが出来なくなって残念である。生活への意欲がなくなってしまう。」との声を聴く。
- 介護保険外事業を行っている施設への問い合わせと利用者へのアンケート調査（平成 19 年）を実施している。ニーズでは除雪、ガラス拭き、見守り・留守番、話し相手が上位だった。利用料金では 1 時間 1,000 円が最も多かった。

（２）生活支援サービス実施にあたって

- 法人では、制度の隙間を埋める訪問介護事業（介護保険外サービス）を 5 年前から自主事業として展開し、実績をあげている（平成 24 年度実績：利用人数 92 人、利用回数 301 回）。
- 生活支援サービスの種類、特徴としては、介護保険で行える生活援助以外の「除草・庭の手入れ」、「窓ふきや部屋の掃除」、「受診同行」、「神棚や仏壇、墓の掃除」、「話し相手・散歩介助」、「野菜の収穫のお手伝い」などを有料で実施している（訪問介護利用有り：30 分 500 円、訪問介護利用無し：30 分 750 円）。
- また、特養入所者外泊時の身体介護、短期入所利用時の受診介助、訪問による緊急対応にも実績がある。（平成 25 年度は 2 月迄で 15 件）。利用者との信頼の醸成により新たなサービス利用にも繋がっている。
- 地域貢献活動に関する検討を進めていた中、生活支援ニーズについては、介護保険制

度内で対応出来ないことがあるため、制度外の事業として実施することを企画した。（現在は収益事業として行っている。）

- 利用料及び対象者は下表のとおりである。

年月	利用料	対象者
平成 20 年 4 月～	30 分 1,000 円	○当事業所のサービス利用者 ・訪問介護及び介護予防訪問介護の利用者 ・居宅介護及び重度訪問介護の利用者 ・軽度生活支援の利用者
平成 22 年 4 月～	30 分 500 円	○要支援及び要介護認定を受けた方 ※当事業所のサービス利用の有無に拠らない。

- 担当スタッフはホームヘルパー等であり、開始当初は戸惑いもあったが、現在は定着している。職員は、1 日の勤務の中で訪問介護サービスとのスケジュール調整を行っている。本サービスの提供は予約制であり、現在、需給バランスは丁度よく保たれている状態である。
- 利用者には介護保険制度内サービスと制度外サービスの違いがわかりにくかったことから、まず、制度内でホームヘルパーにできないサービスを理解してもらったうえで、次に介護保険制度外サービスのうち、「まごの手サービス」で行えるサービスの説明を行った。
- 季節によって要望の多いサービスもあり、例えば草むしりなどは時期が集中するが、過去の利用状況などを参考にしながらスケジュール調整を行っている。現在までのところ、依頼された案件はキャンセルすることなく、すべて実施できている。
- 事業開始前は、職員の間でも「携わりたくない」、「ホームヘルパーの仕事をするために資格を取得したのに、なぜそれ以外の業務をしなければならないのか」等の声もあったが、業務に関わることで徐々にその重要性を理解するようになり、利用者の声をよく聴くような変化に繋がった。

（３）行政との連携について

- 社協の有償ボランティアについては、本法人の事業と重複しないよう配慮してもらっている。
- 今後、地域包括ケアシステムが推進された場合、ボランティアや NPO 法人が訪問介護事業に参入できるかどうか不透明なところがあるが、ホームヘルパーであれば利用者からの信頼感があるので、積極的にアピールしていきたいと考えている。

（４）周辺地域との連携

- 「まごの手サービス」は、特別な技術を要する依頼（髪染め、障子張りなど）には対応できないため、内容によって、シルバー人材センターに協力を依頼することもある。法人理事が地域のシルバー人材センターの事務局長を兼務しているため、当該理事と

相談したうえで、対応を調整している。

利用者の声

Aさん（老夫婦世帯）

- 窓ふきとか年賀状書きなどで、1年に3～4回利用している。このようなサービスは非常に助かる。
- この地域では、人に頼みごとをするときにはもてなしや相応のお礼をしなければならないと堅苦しく考える老人が多いので、頼みたくても尻込みする場合があると思う。また、サービスの使い方について、ホームヘルパーがわかりやすく積極的に説明し、宣伝する必要があると思う。

Bさん（単身世帯）

- 草むしり、灯油の油入れや神棚の掃除などで、年10回以上利用している。使い慣れるにつれて件数や頼みごとの種類が増え、とても助かっている。
- 町からボランティア派遣も打診されたが、ボランティアは人がよく変わり、落ち着かない。「まごの手サービス」は、担当者が顔なじみであり、安心感がある。

最近の相談事例

（事例１）

- 独居老人から「トイレの水道管が破裂した。誰か手伝いに来てほしい」と依頼があったため、職員2名で訪問し、水の掃出し等で3名が2時間手伝った。ケアマネジャーにも状況報告の連絡を行った。
- その後も数回訪問依頼があり、「まごの手サービス」を利用して片づけなどを行った。（本人の利用していない部屋は介護保険では援助の対象外である。）

（事例２）

- 老々世帯の皮膚科受診サポート。介護保険サービスで訪問したヘルパーから、「ポットの湯が足にかかって火傷を負っている。」と事務所へ連絡があり、家族やケアマネジャーに連絡をしたが繋がらなかった。
- かかりつけ医に相談したところ、皮膚科への受診を指示されたため、「まごの手サービス」を利用してホームヘルパーが救急車に同乗し、近隣の整形外科へ受診同行した。処置後、介護タクシーにて帰宅した。（救急車の同乗は介護保険対象外サービス。受診同行は介護保険対象サービス。）

（５）今後の課題

- 地域貢献に資する特徴的な事業になれば、「まごの手サービス」を独立させて、介護保険制度外の専門事業として更なる展開を図ることを計画している。

（６）所感

- 訪問介護については、厚生労働省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号）において、身体介護及び家事援助において実施できる内容の条件を定めている。公定価格（介護報酬）で提供されるサービスには一定の基準を設定する必要があるが、一方で、その対象外となる生活支援サービスに類する領域が存在しており、そのようなサービスの提供をいかに考えるかが問題となる。
- これについては、厚生労働省老人保健福祉局振興課長通知「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成 12 年 11 月 16 日付老振発第 76 号）の「２ 保険給付として不適切な事例への対応について」のうち、なお書きにおいて、「保険給付の範囲外サービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である」と規定されている。

- 法人では、地域の高齢者ができるだけ長く在宅生活を継続できるよう、介護保険制度外の訪問介護サービスを独自事業として展開したが、住民ニーズはあるにもかかわらず利用状況が芳しくなかったため、アンケート調査を実施して原因分析を行ったところ、料金設定に問題があることが判明した。より利用しやすくするために、低廉な料金に変更し、1 回無料券を配布するなどして、サービスの啓蒙を図った。
- 今後、地域支援事業の充実によって多様な主体による生活支援サービスが開発されることになると思われるが、本サービスをはじめ、老人福祉施設を経営する社会福祉法人における生活支援サービスの優位性は以下のような点にあるのではないか。
  - ✓ 利用者と法人や行政等との関係がすでに構築されていることから、新たに介護保険サービスや緊急対応等が必要となった場合、必要とされるサービスへの円滑な移行や利用が期待できる。
  - ✓ 在宅の要介護者あるいは介護が必要となるおそれがある高齢者やその家族に対し、施設で蓄積されたケアの専門技術・知識・経験等に基づき、生活支援サービスを提供することによって、例えば認知症の早期発見や状態変化への柔軟な対応等に資することが期待できる。
  - ✓ ボランティアの場合と異なり、利用者と法人の担当者が顔なじみの関係を構築できることから、信頼関係を築き、生活機能の維持に資する支援に繋がることが期待できる。
- 老人福祉施設を経営する社会福祉法人では、地域の生活支援サービスの充実を図るため、量的には地域ニーズの把握、分析等に基づく整備を進め、質的には施設の持つ福祉・介護機能の地域還元に資するサービス開発に努め、利用率や評価分析等に基づく改善を行いながら、地域福祉・介護の拠点としての役割を果たすことが求められている。

Ⅴ. 調査結果から見えてきた課題と今後の取り組み

本章では、アンケート調査及びヒアリング調査結果から見えてきた課題、及び地域包括ケアシステムにおいて、老人福祉施設を運営する社会福祉法人に期待される役割について述べる。

課題１　繰入金又は借入金によって運営費を補てんしている事業の実施状況と社会福祉法人の役割

○　主たる事業収入だけでは事業の運営費が不足しており、繰入金又は借入金収入によって、運営費を補てんしている事業（図表 3）については、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、居宅介護支援事業、地域支援事業の受託等の公益事業の割合が最も高かった。

○　社会福祉法人は、介護保険事業のうち公益事業に該当する事業、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる支障のない範囲で、公益性があって社会福祉事業と関係のある公益事業を行うことができるが、資金面ではその運営のために繰入金等によって補てんしている実態があることがわかった。

○　本調査研究事業では、公益事業に該当する介護保険事業への具体的な補てんの実態を把握することまではできなかったが、非採算部門ともいえる事業を展開している状況は、赤字を出しても地域の要望に応えるために活動している社会福祉法人の存在意義を示している。

○　とはいえ、また別の機会に、そうした社会福祉法人の地域貢献度及び事業の持続可能性等の観点から、健全な財務運営のあり方も勘案しつつ、調査・分析を行うことが必要である。

課題２　積極的な情報公開の推進

○　情報公開（図表 10）については、「組織図及び役員名簿」、「インフォーマルサービスの情報」、「日々の業務や出来事等」項目の回答件数は、その他の項目に比べて少ない。社会福祉法人・施設経営の透明性の確保の観点から、役員情報や地域貢献の状況等についても地域に公表し、「見せる化」への意識改革が求められている。

○　例えば、社会福祉法人北海長正会では、事業所の案内冊子をはじめ、事業計画や事業報告書等に財務諸表を掲載し、更には実施事業の実績と講評を付して説明を行うなど、法人（施設）経営の透明性の確保と利用者の選択に資するための情報開示を行っている。

○　近年、社会福祉法人を巡る様々な議論が展開される状況にあっては、こうした取り組みを通じて、法人（施設）の経営状況や活動状況を正しく地域に伝え、地域の支持の

もとで事業推進を図ることが期待されている。

○ 今回の調査では、老人福祉施設における「地域社会との連携」状況を見える化するため、一手法として、最低賃金を使って施設（事業所）から地域の行事等への職員の派遣状況を数値化してみた（図表 53)。社会福祉法人が、地域の正しい理解のもと、地域になくてはならない社会資源として信頼を得るためにも、活動状況の「可視化」に繋がる工夫や取り組みを推進することが有効である。

○ 一方で、社会福祉法人に関する現行の評価・公表制度（福祉サービス第三者評価制度、介護サービス情報の公表など）については、その公平性、信頼性、地域住民へのわかりやすさ等が常に課題とされてきたことから、受審率の向上、情報開示の促進に向けては、課題の解決が図られ、より一層信頼と納得の得られる制度づくりを求めていく必要がある。

課題３　「主たる拠点」における生活困窮者等への生活支援

○ 「主たる拠点」における生活困窮者等への生活支援サービスの実施状況については、「Ⅲ.実態意向調査の調査結果　4 クロス集計結果」に記載のとおり、「生活困窮者等の情報の把握」、「法人規模」、「法人設立年」、「特養を有する法人か否か」、「単独施設（特養・養護・軽費）か否か」、「離職率」、「訪問介護の実施の有無」「地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無、運営形態」、「職員派遣の実績」、「財政力指数」の項目ごとに差異が見られた。

○ 近年、社会福祉法人に対し、社会福祉事業にとどまらない社会貢献・地域支援に資する事業が期待されるなか、図表 42（「法人設立年」分析）では、介護保険制度の創設（2000 年）以前に設立された社会福祉法人において、より積極的にサービス提供に取り組んでいる実態が見受けられた。介護保険法に基づき「介護事業を行う法人（施設）」として位置づけられる前から、老人福祉法のもと「老人福祉事業を行う法人（施設）」として活動してきた歴史が示す実態であるとも考えられる。

○ 例えば、社会福祉法人東蒲原福祉会が実施している「まごの手サービス」（介護保険外訪問介護）のように、老人福祉施設を経営する社会福祉法人が、地域で何らかの支援を必要とする高齢者等に対し、ニーズに沿った事業を積極的に展開することは、利潤追求を目的としていない社会福祉法人の存在意義を示す好例である。

○ また、「単独施設（特養・養護・軽費）か否か」、「地域包括支援センター・老人介護支援センターの保有の有無」については、併設施設・事業所を有する方が、より積極的に生活支援を実施していることがわかった。

○ 施設・事業所の建設そのものは、介護保険事業計画等の行政計画に左右されるところが大きいが、例えば「老人介護支援センター」や「地域包括支援センター」については、その運営形態（直営・受託）にふさわしい相談機能のあり方について検討が必要である。今後は、その運営形態と行政をはじめとする関係機関との情報伝達や共有方法等のあり方について事例を集約し、効果的な展開方策を探る必要がある。

○　さらに、「地域社会との連携」に積極的な法人は、地域の生活支援に積極的に取り組んでいることが明らかになった。様々な機会を利用して積極的に地域と関わりながら、「地域において何らかの支援を要する者」の情報を収集し、該当者の生活を支えるサービスの開発、支援体制の構築等を行うことによって、地域の福祉・介護拠点としての役割に努めている。

○　社会福祉法人が積極的に地域と関わっていく姿勢が求められるなか、社会福祉法人北海長正会では、「ふれて」建築に際し、地域の生活課題・福祉課題に関する住民のコンセンサスに従い、住民と協同で施設を作り上げたことによって、住民側にも主体的に地域づくりに関わる姿勢の重要性を認識してもらうことができた。
地域住民と社会福祉法人の連携が機能している地域社会は、生活困窮者等の情報を収集・共有する上で有効であり、ひいては新しい生活支援サービスの開発・運営にあたって相互に重要な協力者となり得る。

課題４　既存事業の運営の見直しと再評価

○　本調査研究事業では、特にインフォーマルサービスについて扱ったため、社会福祉事業をはじめ既存事業の詳細な内容には踏み込めていない。

○　現状では社会貢献に資する事業について制度化されていないことから、社会福祉法人の既存事業では、インフォーマルサービスに分類される事業が実施されている可能性もある。

○　特に訪問介護等の訪問系サービスについては、フォーマルサービスとインフォーマルサービスが混在していることが予想されるため、更なる事例の収集と課題整理を行い、既存事業の見直し、再評価等の作業を行うことが必要である。

○　また、介護保険事業における訪問系サービスについては、法人が施設経営で培った介護技術や福祉機能を在宅サービスに活かせると同時に、生活困窮者等の発見や緊急対応（早期発見・早期診断）等において効果的であることから、より一層のサービス展開が期待される。

社会福祉法人の地域貢献・生活支援への期待

○　社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法に基づき設立された法人（社会福祉法第 22 条）である。社会福祉事業の主たる担い手であって、法律上は主に社会福祉事業を行うことしか想定されていない。

○　設立時の基本要件である「土地・建物等」の基本財産は、「慈善・博愛の事業」精神に基づく寄附と低利融資制度を活用した借入金、及び補助金を財源として整備されており、補助金・税制等の優遇を受ける反面、行政の厳しい指導監督や規制下に置かれ、経営面における法人の裁量の余地が少ないなかで、極めて公的性格の強い法人として事業を実施してきた。

○　しかし、近年、少子高齢化の進展、経済情勢の変化、家族構成の変化等によって、福祉課題・介護課題が多様化・複雑化しており、社会情勢に鑑み福祉サービスの拡充が図られてきたものの、ますます増大する福祉・介護需要への対応が求められる状況となっている。

○　老人福祉施設を経営する社会福祉法人を取り巻く環境においては、介護保険制度が導入され、措置制度から契約制度への変更を経て、福祉サービスにおける民間企業等の参入が進んでいることから、サービスの多様化や経営主体の多元化が進む状況となっている。

○　こうした状況下で社会福祉法人の内部留保問題に端を発し、介護事業における経営主体間のイコール・フッティング論へと議論が及んだ結果、国は社会福祉法人に対し、生活困窮者等に対する支援など一定の社会貢献活動を義務付ける方向性を打ち出し、新たな公共性のある事業への積極的な取り組みを求めている。

○　平成 25 年 8 月 6 日に公表された「社会保障制度改革国民会議」の報告書の中でも「社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている」と記されている。

○　今こそ、社会福祉法人は、生活困窮者の問題をはじめとして、既存の公的制度だけでは対応できない新たな福祉課題・生活課題に対し、どう関わっていくのか、その姿勢が問われている。

○　福祉・介護の公的制度が整備されても、制度である以上そこには限界がある中で、その対象から漏れる者への支援、制度の狭間にある福祉課題への対応において、社会福祉法人が積極的に事業展開することは、国、地方公共団体等の施策を補完することであり、非営利組織としての存在意義そのものである（政府の失敗の観点）。（図表 **55**「財政力指数別の生活支援サービスの実施状況」参照）

○　福祉・介護分野において様々な経営主体の参入が進んでいるとはいえ、時代とともに移り変わり増大するニーズへの対応は、市場原理に基づくサービスだけでは不十分なことは明らかである。

○　社会福祉法人は、必ずしも収益性や合理性にとらわれずに事業展開できる組織として、また行政に替わる役割を担うセーフティネットとして、公益性・永続性を担保されてきたが、経営環境が激変する中で、改めて法人設立時の精神に立ち返り、その使命を見つめ直さなければならない時期にある。

○　老人福祉施設を経営する社会福祉法人は、他の経営主体では対応できない福祉・介護ニーズについて、地域の期待に応え、情報公開に努め、地域の信頼を得ることによって、地域に欠かせない福祉・介護の拠点として、改めてその存在意義を示すことが求められている。

Ⅵ. おわりに

【生活困窮と社会福祉】

生活困窮者の存在や生活困窮という問題は、わが国がいかに発展を遂げようと根絶することはできない（相対的貧困の存在）。しかしながら、社会保障制度の充実や地域社会の再構築・活性化など、公私を問わない取り組みと相互連携を進めることで、生活困窮を可能な限り縮小していくことは可能である。さらに言えば、貧困等の課題で最も憂慮すべきものの一つである“貧困の固定化”“貧困の連鎖”を回避し、何らかの要因（疾病・障害・失業等）で“一時的な”生活困窮に陥った者が、自らに合った生活支援を受けることで再浮上していくという“階層間の流動化”を目指すことが最も重要である。

狭義の所得再分配ではなく、人的資源や精神的な支援を含めた多様な資源の再分配による生活困窮問題の縮小の取り組みは、現に生活課題を抱えている者のみならず、全ての者が安心できる社会、諦念に沈むことなく明日への希望を抱くことができる活気ある社会の実現に大きく貢献することとなる。

ところで、生活困窮の態様は極めて多様であり、生活困窮者自立支援法に規定される経済的困窮のみを指すものではない。さらには、全世代や地域等を問わない共通・普遍的な問題（これらは制度的アプローチが必要）があると同時に、年齢や心身状況といった個人の属性で異なるものや、地域や周辺環境にも左右されるものも併存している。公私を問わず、また分野横断的な取り組みが必要とされる所以がこの共通性・普遍性と多様性・個別性の併存状態にあると考えて良い。

上記の併存状態に対する支援体制をいかに構築していくかは、まさに地域がその特性をふまえつつ自ら思索するべきものである。また、実際の生活困窮者のニーズや生活困窮の態様が包括的かつ複合的なものである以上、これを細分化し、個別に専門的な支援を展開していくという手法ではなく、制度的には分断状態にある個々の資源を調整し、地域の資源も合わせた支援の連続領域と持続性を確保していくことが求められている。

【社会福祉法人の直面する課題】

このような社会の要請に対し、いかなる資源を持って対応していくかであるが、社会福祉法人はまさに今日的な課題に直面していると同時に、これからの社会における新たな役割という点で大きな可能性を展望できる状況にあると言える。

社会福祉協議会や共同募金会以外の社会福祉法人は、いわゆる社会福祉事業を行うことを目的として設立され今日に至っている。ところで、これらの社会福祉事業のほとんどは対象者等を限定しつつ細かく設定されているため、特に小規模であるほど“法人としての活動が事業の制約を受ける”という構造に陥りやすい。社会福祉法人の抱える課題の一つがまさにここにあると言えるが、つまるところそれは従来の細分化された事業主体の意思や行動が法人全

体の意思や行動を拘束するという、いわゆる下位構造が上位構造を決定する図式に起因する課題である。

この図式を大きく転換すること、つまり従来の細分化した事業からの発想ではなく、“上位構造である社会福祉法人の使命”を出発点とする発想への転換をそれぞれの法人がなしうるかが重要な鍵を握ることとなる。本章ではことさらに「老人福祉施設」という言葉を避け、「社会福祉法人」を用いているのはこのような意図に基づくものである。法人の理事会が十分に機能し、地域に目を向けて何をなしうるかという可能性に目を向けて議論が行われるならば、法人の規模を問わず、また、従来の事業の制約からも解放された柔軟な発想と行動が可能となる。

昨今では、法人の大規模化・多機能化の効能が主張されている。財政面での体力や新規事業等への投資にかかる余力という点でもスケールメリットがあることは事実である。しかしながら、今回の調査では利用者負担の減額等の一部の項目を除き、法人の規模と地域での生活支援機能の展開状況には相関が認められていない。

この結果の意味するところは重要である。つまりは小規模法人が合併等により大規模化することは、法人経営の体質強化には資するものの、本来の目的であるところの「地域展開・社会貢献の活性化」は、大規模化によって自然に実現していくわけではないことを意味している。そればかりか、大規模化により経営体質が強化されたという側面のみが強調されることで、社会福祉法人以外の分野からの指摘がより大きくなるという危険性すらはらんでいるとも言える。社会福祉法人の地域展開・社会貢献が不十分との指摘に対し、その要因の所在を考えるならば、従来想定されてきた法人の規模ではなく（経済的な側面でなく）、前述の意思決定の構造（下位構造が影響する構造）にその大きな要因を推定することが妥当であると考えるものである。

従って、今後の社会福祉法人のあり方を法人自らが検討する場合には、理事会の本来機能の回復と、理事者のより多様な視点・思考の醸成が不可欠であり、経営体質の強化にかかる従来からの研修と並んで、これら理事者のステップアップのための研修の充実が必要となる。

【本調査の示唆するもの】

次に、本調査から生活支援の実施状況（利用者負担減免などを除く。）を総括すると、「法人設立年」「地域包括支援センター・老人介護支援センターの有無」等の項目が、生活支援の実施状況と有意な関係にあるという結果となっている。本調査では、この有意差の要因までを確定することは不可能ではあるが一定の示唆に富む結果となっている。

① 自然状態において社会福祉法人が地域で認知されていくためには一定の年数経過が必要である。しかしながら、法人側の積極的な地域展開の姿勢如何で地域の理解は大きく変わるものであるため、法人設立年が生活支援の実施状況と有意な差があるという結果は、“多くの社会福祉法人が地域展開を意識していない”ことで、自然放置状態での法則が支配的となり、法人設立年との有意差として現れたものであると捉える事ができる。

② 地域展開なり生活支援の実施に際しては、その“必要性”を認識する、つまり法人周辺の

地域住民の生活実態や課題を認識することが不可欠であるが、その情報源としては施設サービス以外の事業展開が重要な鍵を握ること。

このうち、後段の施設サービス以外の事業展開は今後の社会福祉法人のあり方を考える時に重要なものとなる。言うまでもなく施設サービスは、その専門性・集中性・連続性等の点においては究極の形態である。一方で、地域で生活していた時に多方面で抱えていたニーズが全て集約してしまうため、施設サービスから逆算して周辺の地域のニーズを認識することは困難となる。調査分析と並行実施した積極的な法人のヒアリングでも「在宅サービスを実施して、はじめて地域住民が抱えるニーズが多様かつ深刻であることがわかり、法人として検討をはじめるきっかけとなった」というコメントを得ている。

本調査及びヒアリング等を含め、今後の社会福祉法人の生活支援のあり方を展望するならば、先に述べた法人としての意思決定構造の変革とともに、地域の情報収集のための事業展開が検討されることが適切であると考えられる。情報は、法人・施設がそこに存在するだけでは得られるものではない。また、幅広く情報を入手しようとするならば、従来の事業の枠組みからも解放された柔軟な発想で地域に出向いていく必要がある。少なからずの法人では、施設サービス以外の居宅サービス（通所介護・短期入所・訪問介護）や居宅介護支援を展開している。また、調査結果からも地域包括支援センターや在宅介護支援センターの受託が生活支援事業の実施と有意な関係にあることとなっている。

あえて厳しい意見を述べるならば、上記のうち介護保険に規定する居宅サービス・居宅介護支援は、地域ニーズの“一端”を知りえるに過ぎない不十分なものであり、法人の理念の終着点とするにはあまりに部分的なものであるという認識に立つべきではないだろうか。もとよりこれは従来から積極的にこれらのサービスを展開している熱心な社会福祉法人を否定するものではなく、またこの事業展開で地域の要介護者・要支援者やその家族の生活の質の向上に寄与しているという現実を否定するものではない。それでもなお、これらのサービスはあくまでも“介護ニーズ”という、①地域住民の抱える生活課題の一部であること、②介護保険の対象者のみのニーズであること、等の限界がある。従って、この領域に留まる限りは、社会福祉法人がその持てるポテンシャルのごく一部のみが限られた対象者のみに還元されるという図式を大きく超えていくことは困難と言わざるを得ない。

しかしながら、どのようにこの壁を乗り越えていくかについては、最適の指針なり具体的な方法論が提示されているわけでもない。少なからずの社会福祉法人がこの具体的な方法論を前にして躊躇したり思考停止状態に陥ったりしていることも推測されるものであり、先進的な社会福祉法人の取り組み事例を集約・検証した地域展開のための参考書なりマニュアル等が必要となってくる。

平成 26 年 3 月
関西福祉大学　社会福祉学部
准教授　谷口　泰司

おわりに

社会福祉法人が果たすべき生活困窮者等への支援については、本調査研究事業の場合、生活困窮者等を生活困窮者自立支援法に規定する経済的困窮者にのみ限定するものではなく、各法制度の谷間にある人を対象としたことから、社会福祉法人がそういった対象者をどう支援し、また支援するための取り組みを仕組みとして持ち、ニーズ発掘のために如何なる方策をとってきたのかを明らかにするものであった。そして、地域との連携を踏まえ、生活困窮者等への支援について積極的な支援を果たしている法人にも聞き取りを行い、先駆的な取り組みとして紹介した。

本調査研究事業の報告書を締めくくるにあたって、結論的には「社会福祉法人としての挑戦」が必要であるとの一言に尽きる。「社会福祉法人としての挑戦」といった場合、何に向けた挑戦なのか、また挑戦の狙いや目的が必要である。

ひとつは、全国の特別養護老人ホームの定員が約 52 万人のところ、現在の待機者が約同数の 52 万人、10 年ほど前には待機者が約 42 万人。この 10 年間に約 10 万人が特別養護老人ホームへの入所を必要とする高齢者が増加したことがうかがえる。このような背景を考えると、人材難に喘ぐ高齢者施設にとっては、一筋縄ではいかない実情であることも理解しているつもりだが、現在入所しておられる高齢者、そして今後入所するであろう高齢者の生活支援を中心に業務を組み立てていれば、経営的にも何ら支障はないはずである。

さらに、政府が打ち出している地域包括ケアシステムにおいて、地域貢献を使命とする社会福祉法人が、生活困窮者に向けた支援を「新たな挑戦」として取り組む必要があることも事実である。

今回、調査にご協力頂いた北海道の社会福祉法人北海長正会では、地域住民との密な話し合いを経て小学校の跡地を利用した生活支援事業を展開し、また福岡県の社会福祉法人志摩会では、生活支援の一環で配食サービスを軌道にのせている。そして群馬県の社会福祉法人藤野園では、介護保険外での短期入所を生活支援の一環で実施し、同じように新潟県の社会福祉法人東蒲原福祉会でも、介護保険外での訪問介護「まごの手サービス」を展開し、成功を収めている。

これら、生活困窮者等に向けた生活支援を積極的に展開している社会福祉法人に共通する点は、いずれも地域に対するトップの熱い思いと、それにも増して、職員への丁寧な説明があったことである。逆にいえば、トップが地域に対して情熱をもった取り組みは、多くの施設でみられるが、企画を成功にまで導くには、職員への十分な語りかけが不可欠ともいえる。

職員は、「どうして、介護保険外の仕事まで、仕事としてやるのか」という疑問や、業務量が増えることへの心配が頭をよぎる。それをチャンスととらえ、地域のなかでの社会福祉法人の役割や、施設の機能を十分に、そして丁寧に説明し、またその結果、職員にどのような還元ややりがいがあるのかを解いて納得させ、職員と地域住民が自らの手で作り上げたという実感が持てたところのみが、事業を成功に導けた。それが、上述した社会福祉法人であった。

また、それにつけ加えるなら、生活困窮者等だけではなく、地域のニーズを知る仕掛けづ

くりに長けていたという点も挙げられる。さきの新潟県にある社会福祉法人東蒲原福祉会では、訪問介護も事業として有し、訪問の在宅系事業も展開してきたからこそ、施設に入る前の段階から、地域の介護のニーズを情報として整理できていた。

そして、このような生活困窮者等と今後近い将来、それも高い確率で起こるといわれている大規模災害を想定した際にどのように対応するか。特別養護老人ホームを有する社会福祉法人が、地域にどう貢献し、施設としての機能を活用するのか。ほとんどの特別養護老人ホームが、福祉避難所として指定を受けていることを考え合わせると、地域のニーズや地域内で埋没しがちな生活困窮者等に対する様々な生活支援のニーズを正確に把握してこそ、次なる大災害にも備えられる。地域における様々なニーズの正確な把握をするための仕組みづくりやそのための仕掛けを、地域の当事者と職員とで作り上げてこそ、なし得るものであることを最後につけ加えておきたい。

平成 26 年 3 月
びわこ学院大学
教授　烏野　猛